

# 金光教學

金光教教學研究所紀要

14

1974

金光教教學研究所



金光教 学 ——金光教教学研究所紀要——

1974

No. 14

初期本教の教勢について

——齋藤重右衛門の祈念帳の分析——

……澤田 重信…… 1

近世後期大谷村の社会・経済状況について

——赤沢文治における倫理的実践の背景——

……瀬戸美喜雄…… 27

巡教の様相とその問題性

——明治期を中心として——

……山田 実雄…… 55

教団統理者選出の変遷(二)

——昭和十六年教規をめぐって——

……宮田真喜男…… 95

---

資料 小野家文書(8)―永代御用記…………… 128

昭和48年度研究論文概要…………… 146

紀要掲載論文検討会記録要旨…………… 151

彙報 ——昭和48. 4. 1~49. 3. 31——…………… 154

(第13号正誤表 P. 161)



# 初期本教の教勢について

—— 齋藤重右衛門の祈念帳の分析 ——

沢 田 重 信

## 資料解説

元治元年（一八六四）正月一日、教祖は神から「天地金乃神には日本に宮社なし、まいり場所もなし。二間四面の宮を建ててくれい……」との依託をうけた。この依託がこの時点でなぜ下されてきたかを考えていくとすれば、当時の布教状況というものを究明する必要があるであろう。

元治元年頃の布教状況をみると、文久二年（一八六三）に、修験道側から教祖の布教行為に対する妨害があらわれてきている。ついで文久三年（一八六三）には笠岡出社も笠岡代官所によってその布教行為を一たん停止せしめられた。このような圧迫が加わるといふことは、教祖や笠岡出社の布教が一つの社会的勢力として成長してき、そこに旧勢力（旧宗教・旧支配体制）と摩擦を生じてきたことを意味するであろう。この社会的勢力―具体的には信者群である―がどのようなものであったか。このことの究明が、元治元年正月のお知らせの解明に一つの手がかりを与えてくるかと思われる。本稿はこの予想にたつて、当時の信者群の動態を、まず実証的に明らかにしておこうとするものである。

これまでのところ、元治元年当時の信者群の動態を把握するについては、資料として教祖の『願主歳書覚帳』（以下「覚帳」と略）によるほかなかった。しかしながらこの「覚帳」は、その篤信者名簿<sup>①</sup>という性格のゆえに、人数の面では、記載人数はきわめて限られており、また、信者の祈願内容という点でも、その内容はごく少人数について判明するのみであった。したがって、教勢の大きさ<sup>②</sup>、内容についての推定がはなはだ困難な研究状況にあったのである。

今回、笠岡教会の創始者、齋藤重右衛門（一八三三—一九五）の慶応元年の祈念帳に接する機会に恵まれた。この祈念帳は写真のごとく、「日附」「地名」「祈願内容」「祈願者」が列記せられている。

「覚帳」と比較するとき、この祈念帳は、いわば祈願者の記名簿といった性格をもっているから、重右衛門に取次を願い出たものの全てが記入せられている。したがって、参拝者の浮動の状況、彼の教勢の及ぶ範囲（布教圏）、参拝者の欲求（祈願内容）、参拝者の階層といった点々が、「覚帳」にくらべてはるかに詳細に把握しうるのである。こういった諸点をあきらかにしつつ、当時の教勢実態をみてみる。

ただし、祈念帳を教勢推定の素材にするについて、若干の留意を要する。以下、祈念帳の記載の相を示しつつ、このことを確認しておきたい。

- (1) 地名の表記は幾通りにもなっている。例えば、笠岡の近辺の「用之江」は「用之江」と正確に書かれている場合のほか、「もちえ」「持江」「もちの江」「もちの上」といった書き方にもなっている。また、「持江」のように音をそのままうつした表記が随分多い。このようなことから読解がきわめて難しく、読み違いを生じている場合もある。



齋藤重右衛門祈念帳（慶応元年）第一頁

(2) 字を省略しているものがある。例えば、合の一字の場合、合戸(あいで)（備中）合文(ごうぶん)（郷分||備後）という地名があるところから、いずれの地名か判定しえない。

(3) 同じ地名が、備中にも備後にも存在する。「吉田」のように、その所在が備後の場合は「備後吉田」とただし書きを付されている場合はよいが、このような区別をしていない場合、地域の判定ができない。

(4) 地名の記し方は、申友(まるとも)、砂崎のように、小字で記してある場合と、小豆島、長州、大坂などその地方の総称や国名で記してある場合とさまざまであるが、多くは大字である。

(5) 参拝者の参った日附が記されている場合と、そうでない場合がある。

(6) 十二月の分の日附がない。十一月も六日以降の日附がない。

(7) 祈願の届けのたびに氏名が于支(えと)で記入されている。于支で記されているために氏名がわからない。なお、同一人が数回にわたって参ってきているケースも考えられるので、参拝人数については延べ数しかあきらかにしえなかった。

このような記載の仕方になっているので、(1)(2)(3)(4)についていえば、参拝者の地域別の処理が正確になしえないことになる。(5)(6)についていえば、日附記入のない場合、その日には参拝者がなかったと判断しうるかどうかという問題もある。さらに根本的な問題は、祈念帳には、祈願の届けをした参拝者のみが記されているという点である。そのほかにも礼拝のみの参拝人（参拝者と区別し、こう表現しておく）の存在が考えられる。この数はどれくらいになるか推定できない。教勢という点から、この「参拝人」の扱い方が問題になる。そのほか、(7)についてくり返しいえば、参拝者のなかには数回参ってきている人々も多いようであり（後述）、この点からいえば、参拝者の実数は祈念帳の記載数をずっと下まわる数になる。

祈念帳を教勢推定の資料として使用する場合、以上のごとき資料そのものもつ限界がある。こういう限界をおさえたいうえで、祈念帳の内容に統計的な分析をこころみたい。いま一つ断わっておかねばならないことは、残されている祈念

帳では慶応元年のものが一番古いということである。冒頭の研究的課題をあきらかにする資料としては、文久年間、元治年間のそれを用いるべきであろうが、それができない。したがって慶応元年のものをおして、おおよその推定を行なうほかない。なお、基本集計は、注の後に付してある。本論中の統計表はこの集計をもとにして作成したものである。

## 一、教祖の布教圏と笠岡出社の布教圏

齋藤重右衛門は文久元年に妻の病氣を機縁に入信し、そしてこの年の末には早くも布教活動を開始した。<sup>④</sup>（この活動を教祖は「金光大神覚」で「笠岡出社」<sup>⑤</sup>と称しているので、以下の記述で場面に応じて「重右衛門」「笠岡出社」と使い分けた）

笠岡出社の布教圏はどのような様相を示していたか、教祖の布教圏との関連でのべてみる。

「覚帳」によると、文久三年に教祖の布教線は遠く紀州熊野にのびているが、これは特殊なケースであって、慶応元年の時点で、その布教圏は、おおむね教祖の布教根拠地の大谷とその周辺、岡山県の岡山、倉敷、玉島、鴨方、里庄、笠岡、井原、都窪郡、小田郡、吉備郡、広島県の三原、福山とその周辺といった地域に拡がっていた。地域的な限界点でいえば、東は岡山及びその東の山陽町、南は塩飽諸島の広島、北は吉備郡、西は三原市である。しかし、これは篤信者の分布からみただけであるから、これがそのまま教祖の布教圏とはいえない。ただ、このような篤信者を核にして信者群が形成せられている場合が多いので、おおよその傾向はとらえうるといえよう。こういう点を承知しておいて、参拝者の国別分布状況をみていく。

その結果は、第一表のようになる。これによると、教祖の布教は備中を中心にし備前に及んでいることがわかる。<sup>⑦</sup> 笠岡出社は備中にも参拝者が多いが、備後により多数の参拝者をかかえている。備前はきわめて少ない。教祖の布教線は

の布教線を延長し、かつ固めていくといったものであったろう。このように推定するのは、以下の教祖と笠岡出社の布

<第2表(ロ)>  
笠岡出社の参拝者分布

		(%)
備前	山島	0.05
備中	窪郡	—
備前	敷社郡	0.10
備前	備前郡	1.80
備前	備前郡	—
備前	備前郡	0.25
備前	備前郡	—
備前	備前郡	1.30
備前	備前郡	4.18
備前	備前郡	6.65
備前	備前郡	19.55
備前	備前郡	1.85
備前	備前郡	0.20
備前	備前郡	0.64
備前	備前郡	40.75
備前	備前郡	14.83
備前	備前郡	2.00
備前	備前郡	1.33
備前	備前郡	0.15
備前	備前郡	1.15
備前	備前郡	0.11
備前	備前郡	—
備前	備前郡	—
備前	備前郡	0.09
備前	備前郡	—
備前	備前郡	—
備前	備前郡	0.08
備前	備前郡	0.25
備前	備前郡	—
備前	備前郡	0.06
備前	備前郡	2.44
計		100.00 (13806人)

∴一部分は少数のため  
%に示なかった。

<第1表>  
国別参拝者の分布 (%)

	教祖	笠岡
備前	7	0.1
備中	88	36.5
備後	4	60.6
四国・他	1	0.3
不明		2.5
計 (実数)	100 (431人)	100 (13806人)

<第2表(イ)>  
教祖の篤信者分布(%)

金光町	17.9
鴨方町	10.9
六条院	5.1
庄町	0.7
里寄島町	3.0
以上浅口郡	
玉吉島	23.9
備前郡	6.7
上房郡	3.2
岡山郡	7.9
笠岡郡	17.2
小田郡	3.5
計	100 (431人)

表(ロ)のごとくになっている。参拝者の多い順は福山、笠岡、深安郡(広島)、高梁、里庄、井原、鴨方、玉島、川上郡……である。笠岡出社の布教圏は、笠岡、福山を楕円の中心にして弧を描いた趣きを呈している。

岡山、吉備郡、六条院……という順が多い。教祖の布教は、金光とその周辺が中心であり、岡山とその周辺も一つの中心になっている。笠岡出社への参拝者は、第二

大谷から東にのび、笠岡出社のそれは笠岡を中心にして西にのびている。次に、いまま少し詳細に参拝者の地域別分布をみていく。教祖の篤信者は、第二表(イ)のような分布である。玉島、金光、笠岡、鴨方、

教圏の重なり状態からの判断にもとづくものである。布教地域の比較の指標として、篤信者の地域別の分布を検討してみる。(ここで篤信者というのは、教祖の場合は「覚帳」の人々であり、笠岡出社の場合は、神号をもっているもの、一乃弟子、下葉の氏子、○印を付してある人々を指す)<sup>⑧</sup>

この検討によると、同一地域に両系統の篤信者の存在している地域が二六カ所ある。教祖の篤信者が存在し、かつそこから笠岡出社に参拝してきている地域が三〇カ所ある。教祖系の篤信者のみの居る地域が四八カ所、笠岡出社系の篤信者のみの居る地域が四四カ所である。以上、合計一四八地域であり、そのうち五六カ所で篤信者の重なりがみられた。布教圏の重なり度は三八という数値になる。笠岡出社の布教圏は教祖のそれとたぶんに重なっており、とくに浅口郡の鴨方・里庄・六条院、玉島、笠岡といった地域でその傾向は著しい。<sup>⑩</sup>

このようにして伸長、拡大した笠岡出社の布教線は、慶応元年には、東は岡山・大坂・武州・江戸に、南は小豆島・塩飽諸島・讃岐に、北は備中松山(高梁)に、西は、三原・尾道・長州に、さらに海を越え伊予にのび、広大な布教圏を形成するのである。

## 二、笠岡出社の教勢の拡大とその出社群の成立

ここでは、重右衛門がいつの時点で、その布教の基礎を固めたかを見当づけてみる。

重右衛門の祈念帳は、慶応元年一月二十八日から記載がはじまっている。この二十八日の祈願に「風引 礼」というものがある。この礼は、いわゆる靈験をうけた御礼の意味の祈願<sup>⑫</sup>であるから、この祈願者は、二十八日以前に既に参拝してきて、「風引」についてお願い届けをしているということがわかる。つまり、ご祈念帳の記載のはじまるまえに既

に参拝者が居るのである。ここから、記載ははじめの頃の参拝者の来所地域を調べていくと、慶応元年前の布教圏の輪廓がとらえられると思われる。その地域を左に記す。(ゴチックは備後に属する)

- 一・二八 新庄 西浜 道上 吉田 大門 湯野 手城 ふかみ 徳田 野々浜 深津 市村 中条 引野 坪生 富岡 浜方 吉
- 津 神辺 平野 木の目 深田
- 一・二九 真鍋島 大戸 柴木 今立 篠坂 嶋 小黒崎 本庄 木の子 関戸 福山 松山
- 一・三〇 大河 絵師 くじば 仁野
- 二・一 大原 浜田 西野 岩城 三吉
- 二・二 壬町 御領 長尾
- 二・三 大島 西六 安倉 山口 前砂 稲木 奈良津 竹田 矢野 山野 伏越 生江浜 仁賀 府中

以上によると、布教線は東は鴨方、西は府中にのび<sup>⑬</sup>、布教圏のなかは、浅口郡、笠岡、深安郡、福山、甲奴郡、府中と相当な広がりを示し、備中西部、備後東部に布教基点をおく笠岡出社の布教圏の輪廓は、既にこの慶応元年のはじめでできあがっているとみてよいであろう。青木茂氏は、文久二年には笠岡出社の基礎は既に固められているとみているが、『金光大神覚』の記事によっても右のことがいえるのである。<sup>⑭</sup>

つぎに笠岡出社の教勢の安定度について考えてみる。これはある程度の量が尺度になるので、第三表のように参拝数が一〇〇を超える地域をまとめてみた。備中で一三地域、備後で一九地域になる。

この表によると、備中では笠岡周辺の村が多い。村の配置を笠岡を中心にしていえば、北に今立・吉田、東に新庄・西六条院(西六)・本庄、西に吉浜・西浜・有田、南に北木島である。備後では、福山城下と福山東部と北部の村々が多い。地域の特徴からこの表をみると、福山・松山は城下町、府中・神辺・地頭は宿駅、玉島は港町であって、い

&lt;第3表&gt;

参拝者100以上の地域(実数)

備 中		
玉島(倉敷)		176
地頭(川上郡)		146
松山(高梁)		262
川面( " )		229
新庄(浅口郡)		445
本庄( " )		120
西六( " )		108
有田(笠岡)		143
今立( " )		151
北木島( " )		102
吉浜( " )		146
吉田( " )		263
西浜( " )		597
備 後		
福山(福山)		1327
野上( " )		121
手城( " )		652
深津( " )		338
市村( " )		383
引野( " )		469
大野( " )		611
野々浜( " )		173
坪生( " )		163
千田( " )		167
神辺(深安郡)		588
中条( " )		379
御領( " )		202
徳田( " )		154
道上( " )		131
竹田( " )		117
岩田( " )		113
西野(甲奴郡)		114
府中(府中)		162

ずれもその地方の交易・交通の要衝である。その他は、笠岡出社の周辺部の農村である。これで見ると、重右衛門の布教は、町や村の人々の欲求に応えている。つまり、笠岡出社は町と村のそのどちらにも安定した布教勢力をもっていたといえよう<sup>⑩</sup>。重右衛門の出社(布教者群)たちはこのような拡大力が基盤になって生みだされてくる。

そこで、つぎに教勢の質について検討を加える。これは布教者群の実態をとらえるところからあきらかになってくる。重右衛門は教祖にならって信者に神号を与え、あるいは一乃弟子等を称することを許していた。このことは、「笠岡出社」の出社として、今日風にいえば、彼の教会に所属する布教者として認知する謂でもあった。布教者の段階は、下葉の氏子↓一乃弟子↓神号であって、神号にも幾段階がある。

さて、神号を与えられたものの数であるが、第四表のように三〇人を数える。この三〇人の内訳は、西浜が金子明神(三)・金子(一)、西六が金子明神(七)、安倉が金子明神(一)、今立が金子明神(二)・金子宮(二)・金子宮Ⅱ一乃弟子(一)、手城が出社(四)、大門が出社(一)、津ノ下が出社(一)である。西浜、西六、今立、安倉、手城はいずれも教祖の篤信者が存在しているところであるから、いわば両系の教勢が共存しているといえよう。ところで、神号を与えられた人々(神号保持者)は

<第4表>  
神号保持者（実数）

神 号	人 数
金子明神	13
金子明神男子	1
金子明神一乃弟子	1
金子明神宮	5
金子明神一乃弟子	2
金子明神一乃弟子	1
金子明神一乃弟子	1
金子明神一乃弟子	6
計	30人

一応専門的な布教者と考えられる。この人々がどれくらい笠岡出社に属していたかであるが、例えば西六条院の金子明神などは毎月参ってきている様子がみうけられる。そうとすれば、この金子明神は一人であるかもしれないのである。このような参拝様相が他の神号保持者にもいえるるとすれば、専門的な布教者の数は一五以下になる。

つぎに、一乃弟子の場合。第五表によると、一乃弟子という半専門的布教者は神号保持者よりも広範な地域に存在している。一六地域である。神号保持者の場合は七地域にすぎない。神号保持者と一乃弟子の存在する地域は一七地域

であって、これは参拝者のある地域の総数が三〇九であるから、わずかにその五％にすぎない。全体の参拝者数に対していえば、〇・九％である。重右衛門が自らの布教者として認めた人数はきわめて少数であった。これは彼において、彼らの信心内容がなんらかの意味で検討せられ、神号や一乃弟子が与えられていたことを示すものである。

<第5表>  
一乃弟子の分布（実数）

地 域	人 数
備中	
足松	1
川	7
久地	1
島崎	2
六倉	3
岡地	5
立頭	7
浜	1
馬場	3
城	5
明	14
不	6
計	24
備後	2
手	
不	13
計	1
	96人

つぎに下葉の氏子があるが、このクラスが厳密な意味で信心熱心な固定層と考えてよい。その総数は九四四で、この人々は八二カ所にその存在がみられ、神号保持者や一乃弟子たちよりも広範な地域（基本集計②）に存在している。全体の参拝者数に対していえば七％に当たる。その他に、斎藤重右衛門が干支のうえに〇印を付した人々があり、この数は

三六(男・一九、女・一七)である<sup>(18)</sup>。

このように、参拝者のうちで篤信者層とみられるものの総数は一、一〇六で、全体の数(二三、八〇六)に比していえば、八%程度である。したがって固定層は延べ数と随分離れた数になるであろう。つぎに、これらの人々の祈願内容からの人々の信心内容を見ていき、これらの人々の質を問題にしてみる。

神号保持者、一乃弟子の場合、祈願内容九六のうち、現実的な問題の解決(病気の回復、争いの解決など)を期待しての祈願は、一七%である。そのほかは「礼」である。「礼」はすでにふれたように、日常的な生活の安定についての感謝の意である。参拝の意味が、彼らにおいては「礼」というかたちであらわされているのであって、ここでは生活の価値が必ずしも事柄の解決だけにおかれていないようである。この人々の信仰行動は、月ごと、あるいは何月かおいてしばしば重右衛門のもとを訪ねているようであり、信心が日常行動として定着している。このような信心実態は下葉の氏子についてもいえるようである。西浜と手城をとりあげて統計的に検討してみると、<sup>(19)</sup>下葉の氏子は、男女とも一般参拝者とくらべて、彼らの「礼」の比率が高いことがわかる。

このようにして、信仰行動の定着化してきている状況が一応把握できるのであるが、笠岡出社の教勢の厚みはどれほどのものであったろうか。この推定は、資料の性格からできないのであるけれども、できるかぎり推定してみたい。その推定の仕方として、参拝者のうちで回数を重ねて参ってきている人々を追跡し、実数をわりだすという方法をとってみた。とはいふものの、祈念帳は干支によって記入され、氏名が記されていないので、実は、人物の見当のつけようがないわけである。しかし、干支と祈願、その成就の関連をたどっていくと、そこにおぼろげに人々のまとまりがうかんでくる。确实性という点では問題のある方法であるが、この方法にたよるほかない。<sup>(20)</sup>代表させる地域として、笠岡への距離の遠近、参拝数の大きさ、地域の特性等を考慮し、笠岡から遠い東の庭瀬村、西の府中町、近くの吉浜村、をとりあげる。

〈第6表〉  
参拝者の多い日

月	日				
正	28				
2	29	22	3	5	14
3	4	23	10	22	24
4	10	3	22	15 24	6
5	22	5	28	6	21
閏5	5	24	27	22	14 10
6	23	28	10	13	22
7	6	22	16	24	10
8	6	22	24	29	28
9	21	9	1	17	28
10	15	10	22	7	24
11	不明				
12	不明				

### 三、参拝の傾向と参拝者の階層

この方法で求めた数値を基準にすると、全体、一三、八〇六の四〇％程度の人々が大きくみてくりかえし参ってきている勘定になる。固定信者数はこれよりも下まわり、四、〇〇〇程度であろうか。これを他の面から推定してみると、いわゆる篤信者は一、一〇六であった。その実数を半数の五〇〇と甘くみて、その人々の集団形成力<sup>②</sup>を考慮すると、約三、〇〇〇〜六、〇〇〇という数がでてくる。二つの方法の結果でいうと、少なくとも二、〇〇〇、多くみて五、〇〇〇の間が固定信者層ではなかったか。そうとして、一面で、さきの礼拝のみの参拝者があるから、笠岡出社の教勢を支えた人々の数は、まことに膨大なものであったといわねばなるまい<sup>③</sup>。思うに笠岡出社の教勢は文久から元治にかけて飛躍的拡大の途をたどったというべきであろう。

ここでは、まず参拝者がどのような日に参ってきているかをみてみる。

参拝の多い日を上位から並べてみると、第六表のようになる<sup>④</sup>。これによると、各月とも二二日〜二四日、月初め、月末、十日といった日の参拝が多い。二二日〜二四日は、「月待ち」、「日待ち」という日であって、この日は当時の人々の信仰生活のうえでたいせつな儀礼の日であった。その信仰風習の影響がここにみられる。また、月の初め、月の半ば、月の終りは生活の折り目を正

す日として尊重せられていたので、この風習の影響もあろう。参拝者の心情には、それぞれが祈願をこめるについてより効果が発現されると信じられる日を選ぶことがあって、このような結果になっているのであろう。こういう現象を宗教生活の面でいえば、従来、村落共同体で行なわれてきた集団祭祀の儀礼がその場を離れ、しかも違ったかたちで行なわれてきているといえよう。さらにいえば、これは、個人が村の集団単位の旧い慣行を脱けだし、個人自らの欲求を各自なりに自由に自らの信じる神にぶつけるようになってきていることを意味するであろう。なお、十日という参り日のことであるが、この日は金光大権現の祭り日である。この日のいわれから、この日の参拝が多くなっているであろうか。つぎに、教祖広前との関連で参拝傾向を考えてみよう。

文久から慶応にかけての笠岡出社への参拝者の増加は教祖広前（太元社）にどのような影響を与えていたであろうか。そこをみていくのに「覚帳」の慶応元年の項で松山からの信者の消去記事が手がかりになる。慶応元年の松山からの参拝者の大きさを考えると、これらの人々は、教祖のところから笠岡出社へ移動したのではないか。このように推測するのは、「覚帳」に田頭在の治介の名が記されているのであるが、彼は明治二年に重右衛門の出社名簿に記載されている。これは笠岡出社の手続きに変わったことではないか。そのほか、玉島の福知屋は教祖のところにも参っているが、笠岡出社へも参っていたようである。②⑥ ②⑦ ②⑧ ②⑨ ③① ③② ③③ ③④ ③⑤ ③⑥ ③⑦ ③⑧ ③⑨ ④① ④② ④③ ④④ ④⑤ ④⑥ ④⑦ ④⑧ ④⑨ ⑤① ⑤② ⑤③ ⑤④ ⑤⑤ ⑤⑥ ⑤⑦ ⑤⑧ ⑤⑨ ⑥① ⑥② ⑥③ ⑥④ ⑥⑤ ⑥⑥ ⑥⑦ ⑥⑧ ⑥⑨ ⑦① ⑦② ⑦③ ⑦④ ⑦⑤ ⑦⑥ ⑦⑦ ⑦⑧ ⑦⑨ ⑧① ⑧② ⑧③ ⑧④ ⑧⑤ ⑧⑥ ⑧⑦ ⑧⑧ ⑧⑨ ⑨① ⑨② ⑨③ ⑨④ ⑨⑤ ⑨⑥ ⑨⑦ ⑨⑧ ⑨⑨ ⑩① ⑩② ⑩③ ⑩④ ⑩⑤ ⑩⑥ ⑩⑦ ⑩⑧ ⑩⑨ ⑪① ⑪② ⑪③ ⑪④ ⑪⑤ ⑪⑥ ⑪⑦ ⑪⑧ ⑪⑨ ⑫① ⑫② ⑫③ ⑫④ ⑫⑤ ⑫⑥ ⑫⑦ ⑫⑧ ⑫⑨ ⑬① ⑬② ⑬③ ⑬④ ⑬⑤ ⑬⑥ ⑬⑦ ⑬⑧ ⑬⑨ ⑭① ⑭② ⑭③ ⑭④ ⑭⑤ ⑭⑥ ⑭⑦ ⑭⑧ ⑭⑨ ⑮① ⑮② ⑮③ ⑮④ ⑮⑤ ⑮⑥ ⑮⑦ ⑮⑧ ⑮⑨ ⑯① ⑯② ⑯③ ⑯④ ⑯⑤ ⑯⑥ ⑯⑦ ⑯⑧ ⑯⑨ ⑰① ⑰② ⑰③ ⑰④ ⑰⑤ ⑰⑥ ⑰⑦ ⑰⑧ ⑰⑨ ⑱① ⑱② ⑱③ ⑱④ ⑱⑤ ⑱⑥ ⑱⑦ ⑱⑧ ⑱⑨ ⑲① ⑲② ⑲③ ⑲④ ⑲⑤ ⑲⑥ ⑲⑦ ⑲⑧ ⑲⑨ ⑳① ⑳② ⑳③ ⑳④ ⑳⑤ ⑳⑥ ⑳⑦ ⑳⑧ ⑳⑨ ㉑① ㉑② ㉑③ ㉑④ ㉑⑤ ㉑⑥ ㉑⑦ ㉑⑧ ㉑⑨ ㉒① ㉒② ㉒③ ㉒④ ㉒⑤ ㉒⑥ ㉒⑦ ㉒⑧ ㉒⑨ ㉓① ㉓② ㉓③ ㉓④ ㉓⑤ ㉓⑥ ㉓⑦ ㉓⑧ ㉓⑨ ㉔① ㉔② ㉔③ ㉔④ ㉔⑤ ㉔⑥ ㉔⑦ ㉔⑧ ㉔⑨ ㉕① ㉕② ㉕③ ㉕④ ㉕⑤ ㉕⑥ ㉕⑦ ㉕⑧ ㉕⑨ ㉖① ㉖② ㉖③ ㉖④ ㉖⑤ ㉖⑥ ㉖⑦ ㉖⑧ ㉖⑨ ㉗① ㉗② ㉗③ ㉗④ ㉗⑤ ㉗⑥ ㉗⑦ ㉗⑧ ㉗⑨ ㉘① ㉘② ㉘③ ㉘④ ㉘⑤ ㉘⑥ ㉘⑦ ㉘⑧ ㉘⑨ ㉙① ㉙② ㉙③ ㉙④ ㉙⑤ ㉙⑥ ㉙⑦ ㉙⑧ ㉙⑨ ㉚① ㉚② ㉚③ ㉚④ ㉚⑤ ㉚⑥ ㉚⑦ ㉚⑧ ㉚⑨ ㉛① ㉛② ㉛③ ㉛④ ㉛⑤ ㉛⑥ ㉛⑦ ㉛⑧ ㉛⑨ ㉜① ㉜② ㉜③ ㉜④ ㉜⑤ ㉜⑥ ㉜⑦ ㉜⑧ ㉜⑨ ㉝① ㉝② ㉝③ ㉝④ ㉝⑤ ㉝⑥ ㉝⑦ ㉝⑧ ㉝⑨ ㉞① ㉞② ㉞③ ㉞④ ㉞⑤ ㉞⑥ ㉞⑦ ㉞⑧ ㉞⑨ ㉟① ㉟② ㉟③ ㉟④ ㉟⑤ ㉟⑥ ㉟⑦ ㉟⑧ ㉟⑨ ㊱① ㊱② ㊱③ ㊱④ ㊱⑤ ㊱⑥ ㊱⑦ ㊱⑧ ㊱⑨ ㊲① ㊲② ㊲③ ㊲④ ㊲⑤ ㊲⑥ ㊲⑦ ㊲⑧ ㊲⑨ ㊳① ㊳② ㊳③ ㊳④ ㊳⑤ ㊳⑥ ㊳⑦ ㊳⑧ ㊳⑨ ㊴① ㊴② ㊴③ ㊴④ ㊴⑤ ㊴⑥ ㊴⑦ ㊴⑧ ㊴⑨ ㊵① ㊵② ㊵③ ㊵④ ㊵⑤ ㊵⑥ ㊵⑦ ㊵⑧ ㊵⑨ ㊶① ㊶② ㊶③ ㊶④ ㊶⑤ ㊶⑥ ㊶⑦ ㊶⑧ ㊶⑨ ㊷① ㊷② ㊷③ ㊷④ ㊷⑤ ㊷⑥ ㊷⑦ ㊷⑧ ㊷⑨ ㊸① ㊸② ㊸③ ㊸④ ㊸⑤ ㊸⑥ ㊸⑦ ㊸⑧ ㊸⑨ ㊹① ㊹② ㊹③ ㊹④ ㊹⑤ ㊹⑥ ㊹⑦ ㊹⑧ ㊹⑨ ㊺① ㊺② ㊺③ ㊺④ ㊺⑤ ㊺⑥ ㊺⑦ ㊺⑧ ㊺⑨ ㊻① ㊻② ㊻③ ㊻④ ㊻⑤ ㊻⑥ ㊻⑦ ㊻⑧ ㊻⑨ ㊼① ㊼② ㊼③ ㊼④ ㊼⑤ ㊼⑥ ㊼⑦ ㊼⑧ ㊼⑨ ㊽① ㊽② ㊽③ ㊽④ ㊽⑤ ㊽⑥ ㊽⑦ ㊽⑧ ㊽⑨ ㊾① ㊾② ㊾③ ㊾④ ㊾⑤ ㊾⑥ ㊾⑦ ㊾⑧ ㊾⑨ ㊿① ㊿② ㊿③ ㊿④ ㊿⑤ ㊿⑥ ㊿⑦ ㊿⑧ ㊿⑨

ではこの頃の参拝者はどのような階層に属していたであろうか。このことを検討してみる。

まず男女の比率をとってみると第七表のようになる。これは国別にみたものであるが、男の比率が女より高い。最近の各種の宗教調査では、女の比率が男よりも高いのであるが、これと反対の傾向を示している。この結果は女の労働の性質が男よりも時間的配分が難しく、そこから参拝時間を生みだすゆとりがないこと、あるいは神参りということは一

〈第7表〉

男女別参拝者 (%)

	男	女	不明
前 備	67.0	33.0	
中 備	57.3	40.5	2.2
後 備	55.1	44.6	0.3
四 国	50.0	50.0	
その他	88.9	11.1	
不明分	55.8	43.9	0.3
全体	56.0	43.0	1.0
実 数	(7729)	(5938)	(139)

付された数はわずかに一例であった。記載されたかぎりでは、農民階層（漁民を含めて）の中間層の人々が圧倒的に多かったのではなからうか。都市の参拝者は、多くは商家の人々、その傭人、そのほかはブルー・カラー（職人）であったらう。そのほか、若干の武士階級がいたようである。武士についてはとくに姓が記されているようである。それから、姓は記されていないが、祈願内容に「御用旅立ち」というのがあり、この祈願主も武士であるかと思われる。

このような分析のもとに、農民層、商人層の比率をだしてみると、農民層は八六%、商人層は一四%という数値になる。② もっとも妥当なところは大部分が農民層であったということである。

家の主人が代表して行なう一つの仕事であったことといった諸事情によるのであらう。

こんどは参拝者の社会階層についてであるが、職業が記されているわけではないので検討しえないのであるが、若干のてがかりはある。

まず、農民についてであるが、祈念帳に「下人」と付してある数が二〇（男・一〇、女・一〇）ある。「下人」とは農民層の最下層の人々だが、その数はきわめて少ない。もっとも祈願の届けをする場合、自らの身分を示すことが必ずしも必要であったといえないから、実際には、この層の人々はもっと多かったかもしれない。しかし、データーの性格上、その推定は不可能である。また、「庄屋」と

#### 四、笠岡出社の教勢拡大の背景

祈念帳には、同一地域から参ってきている人々について、干支のうえに横一線を付されているものがある。これは村の知人、商人仲間、商家ぐるみで連れそって参ってきたというしるしである。これは一種の信仰グループといえよう。もっともこれがどの程度恒常的な組織として定着していたかは不明であるが、個人祈願を中心にしたゲゼルシャフト的な結合であることに間違いはない。祈願内容をみると、「講中安全」というのもあり、講を代表して参ってきているケースがある。こういう点をも、信仰グループがある程度組織化されていることがわかるのである。

そこで、こういう人々の祈願にみられる諸特徴を描きだして、教勢の内実を検討する。その特徴を描くためには、ある程度の参拝数を保有する地域を選定して、祈願内容の多様性をまず把握する必要がある。また、地域としての特性を考慮することによって祈願内容の個性（祈願傾向）をとらえることが必要である。以上の想定のもとに松山、玉島、新庄、西浜、福山、坪生、御領、府中の八地域をとりあげ、比較検討してみる。

祈願内容を地域別にわけると、第八表のような結果になった。<sup>34</sup>分類項の信心は「礼」「内信心」といった信心のすすめ方にかかわるもの、行状は「不身持」「心ちがい」など生き方の改まりを求めているもの、生活は「家内安全」「商売繁昌」といった生活、生計上の要求、病気は病気の回復・治癒である。<sup>35</sup>全体を通してみると、病気の比率が高い。地域別に検討してみると、松山、玉島、府中が一つの型、新庄、西浜、御領、坪生が一つの型、福山が一つの型になっている。松山、玉島、府中では、仕事のとり運び、利益の獲得、行末の不安、人間関係の問題といったものが多い。新庄、西浜、御領、坪生は病気が多い。福山は前二者、両方の傾向をもっている。かりに松山型を町型、新庄型を村型と規定してみると、福山は中間型である。もっとも型といってもこれは分類要素であるから、村型のなかにも、町型のな

いる社会的、経済的条件というものが大きくかわっていることがわかるのである。人々はその生活条件によって、さまざまなかたちで苦悩をいだかされていたのである。

〈第8表〉

祈願内容

(%)

	御領	坪生	西浜	新庄	福山	松山	玉島	府中	全体
信心	5.4	8.0	23.9	18.4	3.5	12.2	12.0	11.7	11
行状	0.5	—	0.5	1.6	1.1	0.4	0.6	0.6	1
生活	14.4	6.1	17.0	11.0	23.6	39.3	38.3	37.6	22
病不	78.7	85.9	57.5	67.4	71.7	45.8	48.0	48.0	65
明	1.0	—	1.1	1.6	0.6	2.3	1.1	2.1	1
	100	100	100	100	100	100	100	100	100
(実数)	(202)	(163)	(593)	(445)	(1327)	(262)	(175)	(162)	(3329)

かにも片方の要素は存在している。西浜などたぶん町型的である。

このように規定してみると、祈願内容に地域的特性があらわれている。町という経済的利益が中心になる社会では、利益の獲得が生活の中心問題になって、その面から生活の不安が問題になっているようである。農村の場合は、田畑の耕作という生活基盤の保障がある。この生活条件というか基盤のゆるがないかぎり生活設計は確実に立っていく。しかし、その確実さは労働力の保有という条件があって成立するものである。この労働力に支障が生じると、安定基盤はゆらぐ。病気はその支障を意味する。

病気はたんに病気という身体的な問題でなく、生活全体をゆるがす生活的な問題である。福山城下の場合、「病気」「みの上」といった祈願が多い。これは右にのべた点からいえば、都市においては行末の不安により多くさらされる生活条件が存在していることを語るものである。生活条件としては、職が得にくく、生存競争が激しい。さらに病気にでもなれば、一そう生活危機が深刻になる。福山の場合、都市生活の生活基盤の弱さが感じられる結果を示している。

つぎに男女別に祈願傾向をみると、生活上の要求にあらわれるように男は女よりも生活の危機感を強くもっている。これは男の一家を背負っていく立場にとまなう責任感に関連があらう。

以上のように分析を加えると、笠岡出社の教勢の拡大の背景には、人々のおかれて

## 結びにかえて

慶応元年の齋藤重右衛門の祈念帳から、以上にとりまとめてきたような信仰動態が浮かんできた。慶応元年は元治元年の翌年であるから、笠岡出社の教勢は元治元年当時もそう変わらぬ相貌をみせていたのであるまいか。ただ教勢の実態は「金神様はよくわかる」<sup>⑥</sup>ということばに端的に示されているように、たぶんに流行神的な評判によって支えられていた面がないとはいえぬ。しかし一面で、笠岡出社が相当数の固定信者層、布教者群を保有していたように、信者としての定着がみられるのである。その相は本論にのべたとおりである。

ひるがえって教祖についていえば、『金光大神覚』によると、教祖の信心は文久年間から次第に教義的まとまりをもつて語りだされる。そして元治元年正月一日の神伝以降、教祖は白川家入門によって、神拝式許状を受けるといふ道をとどった。これは教祖の布教が組織宗教化の方向へ動きだしたことを示すものであろう。このような動きを促した大きな要因の一つに、ここで分析した笠岡出社の巨大な教勢の存在をあげるのでないか。もっともこの断定は、教祖が笠岡出社の存在をどのようなものとしてみていたかの究明をまっぴらして始めていくことであるから、別の課題として残しておく。

(教学研究所員)

## 注

① 竹部教雄はこの「覚帳」を「教徒名簿」というような性質のもの(「教祖の立教と万延・文久年代の教勢」—金光教学5集、P111)と規定しているが、この帳面について、その性質はまだ十分に明らかでない。いいうることは、齋藤重右衛門を例にとると、彼の

初参拝は文久元年八月十五日であるが、この帳面には同年九月二十五日になって記載された。とすれば、この間に教祖は記載資格保有者として彼を認知したことになる、そこになんらかの意味で彼の信心についての評価が加えられたといえよう。この帳面はこのような信仰判断をもとにして記載者が選ばれている

- ようである。
- ② 教勢の規定内容としては、信者の量的大きさと定着性を考えている。
- ③ 祈念帳の記載の仕方は、符丁、あて字、字の間違い等が随所にみられる。きわめて自由な文字使いである。これは当時の人々の記録方式でもあるが、一つは多人数について祈願をききなから一々書付けたので、思いつくままの字で記録されることになったのであろう。
- ④ 青木茂『笠岡金光大神』P・52参照。
- ⑤ 教祖が齋藤重右衛門をいつ頃から「笠岡出社」として認知するようになったか明らかでない。『金光大神覚』の文久三年七月の条にこの名称がみえるが、この時点でどのように認知していたかどうか。今後の究明課題である。
- ⑥ 本論の地域分けは、昭和四十八年十二月現在の行政区劃に従っている。
- ⑦ 『金光大神別冊』中の「願主統計表」に従って作成した。
- ⑧ 「願主歳書覚帳」のなかで、教祖は氏名の傍に○印を付している。明治元年にいわば出社名簿として「一乃弟子改帳」と「神号帳」が作成せられた。このとき、塚本憲正助手の調査によれば、○印を付された二八人中一七人がこれらの帳面に記載せられたという。この点を考えると、○印はなんらかの意味で、布教者志向をもった人々であったといえよう。この教祖の記載方式を重右衛門も踏襲していると思われる。ただし、この人々が資格として、下葉の氏子に近いか、一乃弟子に近いかあきらかにしない。
- ⑨ この地域は左記のとおり。  
松山今津、松山西方、松山川面、柏島、占見、屋守、本庄、中六、西六、砂崎、安倉、笠岡、富岡、くじば、今立、神島、園井、田頭、西浜、浜田、広浜、宮地、院の馬場、三吉、手城、神辺
- ⑩ この地域は左記のとおり。  
早島、川辺、中島、玉島新町、玉島仲買町、長尾、黒崎、沙美、道木、小坂東、小坂西、深田、大原東、池口、東大島、中大島、甲奴、関戸、正頭、笹賀、東江原、岩倉、大江、高屋、小田、野上、吉津、万能倉、三原、塩飽広島
- ⑪ このような布教圏の重なりは当時の出社―例えば高橋富枝(西六条院)など―にもみられよう。この当時齋藤、高橋のほかにも各地で「金神の布教」にたずさわったものがあったと思われる。それらの人との布教圏はたぶん錯綜し輻輳し合い、この錯綜が、宣伝力の基礎となって世に「金神の比礼」を伝えたのであろう。
- ⑫ 「礼」にはこのような感恩報謝的な意味合いをもったものほかに、日常生活の安全の加護についての感謝という意味合いのものもある。祈願数についていうと前者が三五四、後者が三六六で、ほぼ同数である。
- ⑬ 布教線ののび方については、遠隔の地からの参拝者の最初の

参拝日を検討すると、どのような伝播の仕方になっているかがあきらかになってくると思われるが、データ整理がまだ十分っていない。

⑭ 青木茂前掲書P・63、64参照。

⑮ 文久二年七月、教祖は笠岡出社へ矢掛智教院の件で出向した。この問題はさらにくわしく究明の要があるが、教祖がこの事態を自身の布教上の問題としてのみでなく、笠岡出社の布教にもかかわるものとしてみていたことを物語るものでなからうか。「金光大神覚」の記事は「一つ、山伏の儀につき、笠岡出社へおさしむけ。私同じく二十一日、暮六つ立ちにいたして行き。信者氏子まいりており……」とあって、このことをとおして、笠岡出社の相当数の信者の存在が看取しうる。

⑯ 重右衛門が教勢をあげた条件については、社会的な面から四章でのべている。

⑰ ただし、神号を与えられたものが、そのまま出社であったかどうか検討を要する。というのは、出社・一乃弟子あるいは金子宮・一乃弟子という例を考えると、出社とか金子宮は布教活動体を意味し、一乃弟子、子明神などはいわば信心内容にかかわるものと考えられる。つまり、信心内容にかかわらず、世俗の職をはなれ、布教に専従しているものについて、出社や宮号を与えたと思われる面があるのである。こういう点からいって、神号のどの段階で出社と同じ意味がでてくるか究明の要がある。

⑱ ○印を付されたものについての解説は注⑧参照のこと。その

存在する地域及び数は、中条(三)、手城(三)、大門(三)、福山(四)、府中(五)、竹田、北木島、松山神原、用之江、徳田、松永、山口、地頭、不明、各(一)の計三六である。

⑲ 西浜と手城の下葉の氏子と一般参拝者の祈願内容の比較は左記のようになっていいる。

(西浜) 礼 事柄の解決に 現実問題の 対しての礼 解決の要求

男	下葉	四・九%	一・五%	三・六%	一〇〇%(八件)
男	一般	一五・九	一六・三	六七・八	一〇〇(二四件)
女	下葉	五・〇	二五・〇	二五・〇	一〇〇(四件)
女	一般	九・九	二五・一	七四・九	一〇〇(二七件)
(手城)	下葉	七五・〇	三・〇	三・〇	一〇〇(六件)
男	一般	九・六	三・四	七七・〇	一〇〇(三五件)
女	下葉	六・九	〇	三三・一	一〇〇(三件)
女	一般	九・六	九・三	七二・二	一〇〇(一九件)

⑳ 数値の推定は左の方法によった。表の( )内の数字は一回きりの参拝者である。その数を全体からさしひき、その残った数を全体で割って固定度とした。

(庭瀬)

男	辰(一)	未(一)	男、略
女	午(一)	申(一)	女、略
	酉(三)	〇	全体 三三

(西浜)

男子 二(二)、丑三(六)、寅三(三)、卯二(二)、辰二(四)、巳九(五)、午四(四)、未四(四)、申四(四)、酉三(五)、戌二(六)、亥六(二) 計六(四)

女子 一(一)、丑九(六)、寅五(五)、卯二(五)、辰一(一)、巳三(三)、午五(三)、未三(三)、申二(四)、酉五(三)、戌一(一)、亥四(二) 計五(四)

男固定度異、女固定度異、全体異

(府中)

男子 七(六)、丑二(四)、寅二(二)、卯二(二)、辰二(七)、巳五(五)、午二(七)、未五(三)、申七(六)、酉三(三)、戌七(七)、亥四(二)、不明一(一) 計二(三)

女子 七(三)、丑六(三)、寅一(一)、卯八(一)、辰三(三)、巳一(一)、午二(二)、未一(一)、申五(二)、酉三(三)、戌五(四)、亥四(三) 計五(三)

男固定度異、女固定度異、全体異

⑲ 「覚帳」に、園井村講、久代村講、東安倉講、黒崎新屋敷講の参拝記録がみえる。その講員は、園井六、久代一二、安倉八、黒崎一〇である。この六く一二の数を基礎にして考えてみた。

⑳ ご発行の時点では、祈願届けをせずに参拝だけで帰る人も多い。この数はある布教所の報告によると、祈願届けをした人の倍あったという。これを信頼すれば、笠岡出社への延べ参拝人数は二万を超えていた。(嶋田房一・『ご神徳のなかに』(金光教桜口教会刊参照))

なお、笠岡出社の教勢の厚みを当時の人口との関係で示し、参考に供しておく。

深津郡一九、五九四人	参拝数三、六五五人	滲透率一八・六
安那郡一二、三四三人	一、五三三人	一二・四
品治郡一二、六三二人	二〇一人	一・六
芦田郡一〇、五八五人	一九一人	一・八
沼隈郡二七、一八七人	三七八人	一・四
福山七、九〇〇人	一、三三七人	一六・八

ただし、人口は文化元年(菅茶山・『福山志料』)のものである。慶応元年当時の人口資料が見当たらないので人口の正確なところを把握しえない。資料が古すぎるくらいはあるが、この頃の人口は大幅な変動がなく、ほぼ一定していたから、この数値に近いものであったとみてよからう。なお、笠岡地方のものは、村史・町史の類がないので、全く人口を割り出しえない。

㉑ 一印を付した日の次の日附が記入されていない。その場合、例えば日附が十五日だとすると十五日一日なのか、実際は、十六日の分も記入されており、にもかかわらず十六日の日附を記さなかったのか、判断しがたい。

㉒ 笠岡教会に、二十三日には終夜お被いをあげたり、信仰談をしながら、月の出を待ちあかす行事が行なわれていたという伝えが残されている。(現教会長齋藤松太郎氏報告)

㉓ 日天四 丑 十日金光大権現  
きもん金乃神

月天四 寅 二十二日九日まつりのこらず金神  
この書附によって、十日が金光大権現の祭り日であったことが

わかる。もつともこの日がいづれに定まったのか認定しえない。

②⑥ 『金光大神別冊』注釈編P・91参照。

②⑦ 右書、同じく注釈編P・81参照。

②⑧ 『笠岡金光大神』P・91参照。

②⑨ 福知屋磯治郎の妻（戌・四十八才）は、教祖から、「一乃弟子」を与えられた。夫の磯治郎はなんらの資格も与えられていない。笠岡の祈念帳に、福知屋卯男と記されているのがある。磯治郎は卯年であった。とすれば、笠岡へ参っていたのはこの磯治郎かもしれない。

③⑩ 当時の人々のところで、大元社、出社といった系列関係がどのようにうけとめられていたであろうか。文久三年に重右衛門が笠岡代官所に捕えられたとき、「…大谷がもとであるから、今に大谷へも追手がつく…」と流言がとんだそうである。このもととは人々の信仰感情としてどのようなおさまり方をしていたのか。

③⑪ 祈願で、事柄が解決してその札に参ってきている比率は男の方が女より高い（基本集計③参照）。こういう祈願のあらわれ方からもこの推定が成り立つ。

③⑫ 商人層を定めるのに、福山、松山、岡山、玉島、府中の参拝数の合計を代行させた。実際は、この頃、いわゆる在地商人とどうか、農村内部にも商人層があり、都市部といっても今日ほど、はっきり階層分化があるわけでないので、厳密な数は浮かないでこない。

③⑬ これらはいずれも参拝数一〇〇を超え、松山、玉島、府中、福山は町、新庄、西浜、御領、坪生は、農・漁村としての地域的特性をもっている。

③⑭ 祈願内容は同一人で二乃至五記されているものがある。しかし本表では、第一番目に記された祈願のみを集計した。その祈願が当人において一ばん切実なこととして問題になっていると判断したからである。

③⑮ 祈願内容の詳細は、基本集計に掲げた。なお、より詳しいものは、青木茂氏が、明治元年の笠岡の祈念帳を用いてさきに紹介（青木茂、「庶民信仰に現われた治病思想」—金光教学8集）されたものがあるので参考にされたい。なお、病名については不明のものが多く、また分類違いもあると思う。病名の分類には、病名の地方的俗称があるので、寄島教会長応本秀松氏に教示を乞うた。

③⑯ 齋藤重右衛門は教祖に初めて接したときの感想を「…おしえてくれる人も、ただ『金神様はよくわかる（あたる）』というだけで、『ありがたい神様である』とは、誰ひとり、いうてきかせてくれなかった」（金光大神へ縮刷版V P・128）とのべたが、これは祈禱者としての病気なおし、予言能力といったものが評価されていたことを意味しよう。

（本研究は、齋藤重右衛門の祈念帳を素材にした関係から、発表については、とくに笠岡教会の了解を得た。）

齋藤重右衛門祈念帳（慶応元年分）統計

基本集計(1)

地域別参拝者数（延べ数）

〔備前〕					平 川				
	男	女	不明	計	池 田				
岡 山	4	3		7				1	1
下津井	2			2		2			2
〔備中〕					高 梁 市				
都窪郡	7	7		14	365	210	12		577
早 島	5	1		6	松 山	161	95	6	262
妹尾		1		1	川 面	143	84	2	229
庭 瀬	2	5		7	今 津	4	3		7
倉敷市	169	72	6	247	西 方	9	7		16
倉 敷	4			4	地 久 前	20	7	4	31
玉 島	118	55	3	176	岡 村	4	2		6
柏 島	39	9	3	51	岡 本	10	8		18
長 尾	1	4		5	神 原	3	4		7
黒 崎	1	1		2	木 所	1			1
沙 美	2			2	浅 口 郡	556	335	27	918
狐 島		1		1	(金 光)	3	6		9
屋 守	4	2		6	占 見	3	5		8
総 社 市	1	3		4	道 木		1		1
総 社	1	3		4	(船 穂)	1	2		3
吉 備 郡	19	15		34	船 穂	1	1		2
足 守	10	10		20	福 島		1		1
川 辺	4	3		7	(里 庄)	372	199		571
正 村	1			1	平 井	1	1		2
長 砂	1	1		2	新 庄	303	142		445
三 軒 屋	3	1		4	上 新 庄	2	9		11
上 房 郡	1			1	下 新 庄	1	1		2
有 漢	1			1	新 庄 山 田	1	4		5
川 上 郡	109	69	1	179	申 友	1			1
大 竹	4	1		5	浜 中	7	17		24
地 頭	86	60		146	大 原	56	25		81
増 原	5	3	1	9	(鴨 方)	150	107	24	281
仁 賀	12	4		16	小 坂 東	1			1
					小 坂	7	9		16
					深 田	9	2	1	13
					有 井	1			1
					本 庄	71	49		120
					六 条 院 東	1	1		2



(井原)

笹賀	3		3
高屋	18	5	23
七日市	4	6	10
江原	14	10	24
大谷	4		4
西江原	4	1	5
東江原	8	3	11
今市	3	3	6
稗原	1		1
神戸	2		2
宇山	5	5	10
高草		1	1
戸倉	2		2
三本松	5		5
-----			
後月郡	8	19	27
宇戸川	1	1	2
吉井村	4	5	9
山村		9	9
種	1		1
西三原	1		1
奥三原		1	1
池谷	1	3	4
-----			
小田郡	62	26	88
(美星)	6	1	7
宇戸	2		2
大倉	1		1
八日市		1	1
水砂	1		1
下谷	1		1
大和	1		1
(矢掛)	56	25	81
矢神	1		1
江良	21	13	34
小田	15	8	23
三成	1		
大井	14		14
矢掛	3	3	6
奥山田	1	1	2

〔備後〕

福山市	3129	2476	21	5626
福山①	787	540		1327
福山②	121	91		212
備後本庄	1	1		2
吉津	33	32		65
木ノ庄	2	1		3
野上	61	59	1	121
多治米	19	12		31
川口	45	51		96
三吉	25	6		31
手城	425	211	16	652
深津	196	141	1	338
沼田	1			1
沼市村	202	181		383
奈良津	3	2		5
引野	248	221		469
津ノ下	39	41	1	81
大門	264	346	1	611
大野々	96	76	1	173
坪生	86	77		163
能島	10	8		18
浦上	33	39		72
吉田	8	5		13
千田	102	65		167
ヤブ口	4			4
坂田	5	1		6
中津原	38	36		74
森脇	6	5		11
岩成	24	24		48
上岩成	5	2		7
下岩成	6	4		10
横尾	4	11		15
阿卯	1	1		2
郷分	2	1		3
山手	43	42		85
津ノ郷	19	19		38
長和	6	3		9
山北	2			2
松永	43	29		72
本郷	1	5		6

(福山)									
西村	1			1	加茂中	1	2		3
佐波	17	8		25	加茂下	1	3		4
水呑	6	6		12	八軒家	36	27		63
田尻	9	7		16	北山	3	2		5
柳津	1			1					
走島	4	2		6	芦品郡	166	109	1	276
鞆	13	16		29	福田	5	1		6
後地	2			2	有地	3	2		5
草戸	32	26		58	大山橋	1	1		2
箕島	22	15		37	上山守	12	7		19
野島	2	1		3	上永谷	2	7		9
不明	4	6		10	向永岡	5	3		8
					今岡	2	1		3
					中島	27	21		48
深安郡	1079	967	2	2048	万能倉	7	3		10
川南	1	2		3	倉光	3	1		4
神辺	319	269		588	近田	5	2		7
岩田	43	70		113	水谷	2	2		4
徳田	86	68		154	門前	31	19		50
道上	54	77		131	新山	2	1		3
十九軒屋	1	3		4	法成寺	4	4		8
十三軒屋	8	10		18	東法成寺		1		1
中条	200	177	2	379	雨木市	1			1
東中条	3			3	新市		1	1	2
平野	58	41		79	戸手下	49	30		79
御領	116	86		202	戸手下		1		1
上御領	10	6		16	金丸	1			1
中御領	1			1	宮内	1			1
下御領	7	5		12	川井	2	1		3
竹田	51	66		117	とます	1			1
上竹田	7	3		10					
下竹田	9	5		14	府中市	122	62		184
八尋	8	7		15	府中	112	50		162
三谷	4	4		8	竹川	3	3		6
湯野	17	11		28	出高	5	6		11
矢川	1			1	高木	2	3		5
山野	9	2		11					
芦原	3	1		4	沼隈郡	16	5		21
栗根	2	4		6	常石	4			4
中野	3	1		4	敷名	1	2		3
加茂	13	14		27	草深	6			6
加茂上	4	1		5	金見	1			1

(沼 隈)

田 島	2		2
百 島		2	2
山 南	2	1	3
甲 奴 郡	70	89	159
上 下	1	3	4
矢 野	20	21	41
西 野	49	65	114
御 調 郡	10	9	19
仁 野	9	8	17
大 町		1	1
前 後	1		1
双 三 郡	3	1	4
吉 舎	3	1	4
豊 田 郡	1	1	2
瀬 戸 田	1	1	2
神 石 郡	7	6	13
神 石	5		5
井 関		4	4
桑 木	1		1
時 安	1	2	3
比 婆 郡		2	2
ち どり		2	2
竹 原 市	1		1
竹 原	1		1

三 原 市	4		4	
三 原	4		4	
尾 道 市	8	3	11	
尾 道	5	2	7	
木 梨	2		2	
向 島	1	1	2	
瀬 戸 内	22	13	35	
小 豆 島	2	7	9	
塩 飽	12		12	
塩飽本島	5		5	
塩飽広島	1	5	6	
塩飽小島	2	1	3	
四 国	1	1	2	
讃 岐		1	1	
伊 予	1		1	
そ の 他	8	1	9	
江 戸	2		2	
武 州	1		1	
大 坂	4	1	5	
長 州	1		1	
地名不明	188	148	1	337
総 計	7729	5938	139	13806

注 福山②は福山市内であるが地域を明らかにし  
えなかったものである。

### 基 本 集 計 (2)

#### 下葉の氏子地域別集計 (延べ数)

	男	女	不明	計				
新 庄	103	25		128	松 山	28	1	29
西 浜	88	38		126	引 野	15	7	22
大 門	13	66		79	西 六	20	1	21
手 城	60	13		73	く じ ば	21		21
神 辺	41	12		53	大 原	20		20
中 条	35	1		36	福 山	11	6	17
西 野	11	21		32	府 中	16	1	17
					玉 島	13	2	15

市	村	9	5	14	吉	田	3	3
富	岡	1	13	14	三	吉	2	2
御	領	11	2	13	早	島	2	2
安	倉	11	1	12	大	島	2	2
正	壽場	11	1	12	福山	藤田	1	1
吉	浜	10		10	有	田	2	2
地	頭	9	1	10	屋	守	2	2
岩	田	3	7	10	中	六	2	2
宮	地	7	2	9	北	木島	2	2
津	ノ下	9		9	大	和	1	1
今	立	8		8	大	下	1	1
福山	壬丁	7	1	8	占	見	1	1
嶋		3	5	8	松山	西方	1	1
中	津原	3	4	7	広	浜		1
浜	田	6		6	院ノ	馬場	1	1
野	ノ浜	3	3	6	矢	神	1	1
松山	地久前	6		6	柏	島	1	1
矢	野	3	3	6	神	島	1	1
茂	平	6		6	小	平井	1	1
木	ノ目	5		5	園	井	1	1
大	谷	5		5	平	野	1	1
塩	飽	5		5	常	石	1	1
仁	野	4		4	本	庄	1	1
田	頭	4		4	松山	岡本	1	1
坪	生	3	1	4	千	田	1	1
笠	岡	3	1	4	上	御領	1	1
福山	新屋	2	1	3	福山	西ノ丁	1	1
福山	小原	3		3	不	明	1	1
砂	崎	3		3				
道	上	3		3				
					計	696	248	944

基本集計(3) 祈願内容

地域		松山 玉島 府中 福山 新庄 西浜 坪生 御領 合計																										
内容		24	2	31	15	6	21	16	3	19	23	13	36	55	27	82	84	37	142	6	7	13	7	3	10	230	98	354
信心	礼 心 他		1	1							4	2	6					4					1	1	4	4	8	
行状	心 違 い 等	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14	14	7(1)	7(1)	2	1	3					1	1	1	26(1)	2	28 (1)	
生活	み の 上 商 売 ・ 農 作 ・ 漁 獲 普 請 緑 ・ 結 婚 争 い 災 難 家 内 安 全	41(5)	23(1)	65(6)	24(1)	5(1)	30(2)	39(2)	3(1)	42(3)	190(19)	25(1)	215(19)	13(3)	4	17(3)	30(5)	14(1)	45(6)	2(1)	3(1)	5(2)	7	6(1)	13(1)	346(32)	83(7)	432 (33)
病気	大 風 血 腹 の 神 け でき もの ・ は れ め ・ 耳 ・ 口 ・ 喉 ・ 鼻 痔 婦 人 出 乳 小 児 の 病 小 児 の 病 性 秘 尿 肺 胃 精 神 身 体 障 害 声 さ し こ ふ お ひ む り せ し そ の 他	10(1)	8	18(1)	6	7(1)	13(1)	1	10	11	69(9)	58(4)	127(13)	34(3)	3	37(3)	47(3)	9	56(3)	7(3)	4(1)	11(4)	4(1)	5(3)	9(4)	178(30)	104(9)	282 (33)
		10(1)	5(3)	15(4)	9		9	6(2)	3	11(2)	47(9)	38(2)	85(10)	53(9)	30(4)	83(10)	22(3)	9	31	13(5)	5	18(5)	8(1)	9(1)	17(2)	170(39)	99(10)	269 (48)
		3	8(1)	11(1)	3		3	2		2	17(1)	21(1)	39(2)	1		1	1	1	1	1	1	2	1		1	24(1)	35(2)	59 (3)
		16(4)	11(1)	27(5)	7(2)	4	11(2)	12(2)	10(1)	22(3)	75(7)	67(4)	142(11)	17(1)	15(2)	32(3)	36(8)	10(1)	47(9)	8(3)	9	17(3)	14	11	25	189(27)	137(9)	323 (36)
		9		9	3	6	9	1	1	2	73(11)	68(6)	141(17)	16(5)	11(3)	27(3)	24(5)	11(1)	36(6)	11(7)	12(2)	23(3)	12(2)	11(1)	33(3)	149(30)	120(9)	261 (43)
		1	1	2	3	4(1)	7(1)	4	6(1)	10(1)	33(4)	20	59(4)	8(2)	4	12(2)	16(1)	19(2)	35(3)	5(1)	2(1)	7(2)	8(2)	9	17(2)	84(10)	65(5)	149 (15)
		7	7	14	4	7(2)	11(2)	4	1	5	39(3)	61(6)	100(9)	36(6)	14(3)	80(3)	12(4)	56(7)	88(12)	5(1)		17(1)	19(2)	10(1)	29(3)	133(19)	161(13)	294 (45)
		2		2	1		1			6	4	10	3	2		3	2	2	3			3	2	1	3	16	8	24 (3)
		6		6	3		3		3	3	21(3)	35(2)	37(3)	2		2	6(1)	6(1)	11(1)	11(1)		11(1)	7(1)		7(1)	2(1)	73(5)	75 (8)
		8		8	3		3		2	2	3(1)	15(2)	18(3)	1		1	2	13(4)	15(4)		5(3)	5(3)	2	2(1)	4(1)	8(1)	49(10)	56 (11)
		1	1	2	1		1				2(1)		2(1)									4(2)	1		5(2)	5(2)	5(1)	10 (3)
		1		1							1	1	2	1	3(2)	4(2)										2	4(2)	6 (2)
		1(1)	1	2(1)	2		2	2		2	12	8	20	5		5	2	5(1)	7(1)	3(1)	2	5(1)	2	1	3	29(4)	17(1)	46 (5)
											8(2)	2	10(2)			3(1)		3(1)		1		1	5	1	6	16(3)	4	20 (3)
											2	6(2)	8(2)													2	6(2)	8 (2)
		1		1(1)			1(1)				1		1													2(1)	1	3 (1)
											3		3													3		3 (3)
								2		2	11	8(1)	19(1)		3	3			2(2)	2(2)		1	1		2	14	14(3)	28 (3)
					3		3				6	4	10			1			1	3		3		1	1	13	5	18 (2)
											3(1)	4(1)	7(2)													3(1)	4(1)	7 (2)
											5(1)	1	6(1)	2(1)		2										1	1	2 (2)
						1	1				4(2)	5(1)	9(3)					2(1)	2(1)		2	2			2	4(2)	11(2)	15 (4)
					2	1	3	1		1	20(1)	7	27(1)	1		1	2	1	3			2		2	2	28(1)	9	37 (1)
											4(1)		4(1)													4(1)		4 (1)
											9	1	10								2		2			11	1	12 (2)
											7(1)	7(1)	14(2)													7(1)	7(1)	14 (2)
		2		2	3		3	1	3	4	13(2)	5(1)	18(3)	6	5(2)	11(2)	7	2(1)	9(1)	1	4	5		1(1)	1(1)	33(2)	20(5)	55 (7)
	な し	3	3	6	1	1	2	2	2	4	12	4	6	6	1	7	1	2	3				1	1	2	26	14	30 (3)
計	祈 願 願 への 礼	160	95	262	118	55	175	112	50	162	787	540	1327	303	142	445	353	213	893	86	77	163	116	85	202	2035	1258	3329
		(2)	(6)	(9)	(5)	(5)	(10)	(6)	(3)	(9)	(73)	(58)	(111)	(46)	(10)	(62)	(54)	(35)	(89)	(23)	(10)	(33)	(12)	(10)	(22)	(231)	(111)	(354)

注 1.数字は祈願件数である。左から男、女、番号保持者・一乃弟子の順に配列した。  
 2.〇印で囲んだ数字が番号保持者・一乃弟子のものである。  
 3.( )内の数字は祈願の成就したことについての礼の件数である。  
 4.抜期不明のものは集計しなかった。

# 近世後期大谷村の社会・経済状況について

—— 赤沢文治における倫理的実践の背景 ——

瀬戸美喜雄

## 一、問題の所在

一農民として生活を営んでいた青壮年期の赤沢文治が、人並みすぐれて勤勉<sup>①</sup>であったことは、よく知られている。その様子を伝承するかなりの口碑が残されているし、文治自身の手になる『金光大神覚』(以下「覚」と略称する)に記された相次ぐ家屋の増改築によっても、それをうかがうことができる。また、家族三人と飼牛一頭の労力によって小作地も含めて約一町歩の田畑を耕作したこと<sup>②</sup>、天保九年から安政三年にかけて次々と田畑を買い増したこと等<sup>④</sup>は、やはり同様に文治の勤勉さを物語っているよう。

さらに「小野家文書」と総称される大谷村庄屋の古文書・記録類のうち、『諸入用足役帳』『巡見使足役帳』『御物成帳』『小割帳』『役用并天象出行日記』等によっても、文治が飛脚、道普請人夫、掃除夫、堤番等、村の公用にしばしば雇用されて、忙しく立ち働いた事実を証すことができる。いまその一例として、天保九年、文治二十五歳の年の『大谷村御物成帳』をみると、この年文治は、九六匁九分一厘の足役等による給銀を得ており、他にこの年の特殊事情である

巡見使の足役関係分も含めると、年間一三七匁一厘もの給銀を得ている。この数値は、当時の日当の平均が一匁前後であることから考えれば、文治が自らの農作業のほかに、年間延べ百数十日、少なくとも見積っても百日前後、何らかの村仕事に従事していたことを示しており、文治の勤勉さを傍証するに足るものである。

ところで、そうした勤勉さを解明するに当たって、従来、それは多く文治の資質、性格や、生いたちの境遇という理由に帰さしめられた。すなわち、性情が生来実直であったとか、勤勉で苦勞人の養父母の訓育を受けたとかの類である。あるいは、いま少し広い新しい視野から、文治の養子としての立場、養家——とりわけ過去二度も断絶したという宿業めいたわれをもつ養家——の再興への義務感に着眼した見解も提示されている。

その点に関連して、色川大吉氏が、日本人は、自己というものを「祖先から子孫へと連なる一系の命の流れの一環として感じ」、<sup>⑩</sup>「どんなことがあっても『家』を守りぬかねばならぬとした情念こそきびしい自己規律の通俗道徳を根本で支えていた念力であった、と私は思う」と述べていることは、極めて示唆深い。まことに日本人にとっては、「家」はただ単に財産を引き継ぎ生計を立てる器にとどまらず、自らの先祖をまつり自らも子孫によってまつられる場、つまり人間の永生を託し、ないしは永生に相当する何物かを賦与する場であったのである。それ故、わが国では「家」意識は、人をして種々の現実の苦難をしのぎ勤勞につかせる際の精神的支柱という点では、おそらく「信仰」にも匹敵する役割を担っていたものと思われる。

しかしながら、文治の資質、生いたち、養家への義務感、家意識といったものは、どちらかといえば、どの時代にもあった一般的な要因であるか、もしくは文治の個人的な事情というべきである。そうしたものによって文治の行動を解明することが、それとしての重要な意義をもつことを否定するものではない。しかし、視座を転じて、もし文治の行為実践がもっていた意味なり役割なり、また問題性を、幕末維新期当時の時代社会の中で、ひいては現代社会の中で、的確に把握しようと思うならば、文治の行為実践を、その生存した近世後期という時代および当時の社会との相互関連

において捉える面の努力を欠いてはならないであろう。ただその場合、文治の行為実践と、時代社会との両者は、必ずしも直接的な因果関係で結ばれてはいない。したがって、文治の行為実践そのものをそのものとして解明するという点では、上述のような面からの究明は、端的にして有効な役割を果すものではないかもしれない。けれども、両者は、直接的ではないが、極めて根深く幅広い関わりをもつと思念せられるのであり、殊に文治についての究明を個人的伝記的なそれにとどまらせぬためには、かかる時代社会との相互関連という面からの考察が不可欠である。

そうした観点に立つとき、われわれは、次の二つの重要な事実の指摘を看過するわけにはいかない。

第一は、文治の生存した近世後期に、文治の場合と酷似した、勤勉、儉約、親孝行、実直、謙讓等、倫理徳目のすぐれた実践者が画期的に多数輩出した<sup>⑩</sup>という事実の存在である。もつとも、倫理道德のあくことなき窮行<sup>⑪</sup>ということは、一般に、少なくとも人が主体的な自己形成をはかるときの出発点であり、それは彼が庶民レベルに近ければ近いほど、普遍的・定則的な妥当性を帯びる行動様式だといえよう。けれどもそのことは、歴史的意義や風潮としての規模の広大さ、一般大衆への影響の甚大さという点から考えて、近世後期を、そのとりわけ顕著な、画期的な時代として措定することの必要性を失わせるものではない。

近世後期に、右のような倫理の実践者としてその表層に現われた人達、例えば民衆運動の指導者達や民衆宗教の教祖達の前後には、多くの農民倫理、町人倫理の樹立、実践をはかった人々があり、さらにその底辺には、ほとんど無数の名もなき人々の、程度の差こそあれ、埋もれた倫理実践が伏在していたことは、疑う余地がなく、それがあの時期の歴史的な一大動向を形成していたといえる。

第二には、これら倫理実践が、同時に経済的、身分的浮上につながっていたという点である。安丸良夫氏の指摘によれば、当時の社会にあっては、貧しい人々は、経済的な劣敗者であるだけでなく、精神的、人格的な劣敗者ともみなされたが故に富裕への志向は一そう熾烈であり、その場合、「通俗倫理の実践が経済的上昇の極めて有効な手段であった」<sup>⑫</sup>

のである。このように倫理実践が、単に円滑な人倫関係のための個人的な心身の規制にとどまらず、経済的、身分的上昇の有効な手段であり得たのは、一般大衆のレベルでいえば、やはり近世後期に顕著な事態であった。なぜなら、そうであり得るためには、その背景に、一般大衆にも努力次第で経済的、身分的上昇を可能ならしめる大規模な政治、経済、社会の流動性が存在していることが必要であり、その要件が充たされるのが、実に近世後期であると思念されるからである。

そうした見解を手がかりに、以下、主として文治の勤勉という行為実践を内面から意欲させる倫理的エートスを生んだ背景としての、近世後期の大谷村の諸状況を「小野家文書」を中心に考察してみたい。

## 二、大谷村における倫理思想の教化・普及

近世後期の時代動向という点から大谷村の実態を考察しようとするとき、文治の倫理的エートスに直接的影響を与えたものとしてふれておかねばならぬのは、倫理思想の社会的普及・伝達である。

一般に、世俗倫理の一大支柱である儒教は、享保以後普及期に入り、郷学、学問所、寺子屋等民間教育施設の発達もあって、実語教、童子教、往来物等によって、一般農民・町人のレベルにまで教化普及の波が及んだといわれる。「銘々我子を不便と存候はゞ、七八才より農業をしならはせ、拾才以上に成り候はゞ、実語教童子教今川の類を為し習、子供遊び可成文禁ずべし」<sup>⑩</sup>、「其儘にいたし遊ばせ候へば、遊びにのみ身を入れ、人の道を不存故、己が身勝手のみ致し、農業を嫌ひ悪事に携はり、御法度に背き御仕置にも成候様成行候」<sup>⑪</sup>というのが、一般農民にまで学習を奨めた理由であった。

大谷村を領する浅尾藩でも儒学を奨励するところがあり、上意下達を主目的として書き留められた大谷村の『永代御用記』に記された、家中一同への左の如き達しもその一例である。<sup>17)</sup>

(前略)

一、拾五才ニ而四書五経素読相済候ものには吟味ノ上御褒美可被下

一、拾三才ニ而四書素読相済候ものにも同断之事

右の趣可被達置候

丑三月

右之趣、今般御家中一同に御達し有之候旨村役人もし免御用達其外共夫々不洩様無急度御達し可有之候、以上

幼少時より儒学に親しむことを奨めたこの触状は、「御家中」すなわち藩士を直接の対象としたものであるが、関係の及ぶかぎりで村内上層部にも洩れなく伝達することを命じたものである。これに対して、一般農民にまで儒学を奨励した達しは、今のところ見当たらず、ただ「文武稽古」のうち武術については、剣術出精につき農民の子弟が金子を下賜され、あるいは袴の着用を許されたとの記載がある。<sup>18)</sup>

そうした状況の中で、文治は文政九・十年(十三・四歳)と足かけ二年、特に庄屋の小野光右衛門をわずらわせて、読み書きを習っている。前にも述べたように庶民レベルでの「学習」は、すでに歴史的趨勢をなしていたが、当時、村内に寺子屋や私塾はなかったものようである。ただ、近くの佐方村(現金光町)の神職神田家では、「寺小屋として、佐方は本より須惠、占見、大谷、六条院東部地方の子弟を教育し」<sup>19)</sup>ていたと伝えている。小野の教授した内容が如何よいうのものであったか詳らかでなく、単なる文字どおり「読み書き」程度の学習であった可能性もある。しかし、「教祖(文治のこと)は誠に無学なりしも、教をせらるるに当りては実語教などを引きて話をせられ居たり。それを近傍の者感心し居たり」<sup>20)</sup>という後年の伝承からすれば、実語教等が教材に使用せられたことは考えられる。また、そうした学習の

ほかに、「手習の所詮といふは、全く読書するばかりにあらず、第一身の行状正しく毎事を慎み、父母に孝順なるを本とすべし<sup>21</sup>」という類の、実践的な世俗倫理の授受が、当然大きな意味をもっていた。

一方、實際生活に勤勉、儉約を強要する幕府の通達は、しきりに民衆に及び、勤勉者、善行者の表彰は、そうした倫理の滲透を促進した。

庄屋が正月、五月、九月、十一月の年四度ずつ、村中の百姓を寄せ集め、たしかに読み聞かせることを義務づけられていたという『御仕置五人組帳<sup>22</sup>』——安永二年制定——によると、

一、惣而家業を第一よし可相勤<sup>二</sup>。百姓ニ不似合<sup>一</sup>遊芸ヲ好、或ハ悪心ヲ以致<sup>三</sup>公事<sup>二</sup>好、非公事ヲモ、免、偽<sup>タカミ</sup>ヲ工、人之害を<sup>カ</sup>須輩阿ヲハ、不<sup>ニ</sup>隠置<sup>一</sup>可<sup>ニ</sup>申出<sup>一</sup>……

一、諸作第一能種を撰候而時付、耕作可<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>念、荒作之様ニ致候もの有<sup>レ</sup>之ハ、急度可<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>詮義……

一、常々耕作并商売等も不<sup>レ</sup>致、家職之かせき無<sup>レ</sup>之もの村中ニ有<sup>レ</sup>之ハ、遂<sup>ニ</sup>吟味<sup>一</sup>其趣可<sup>レ</sup>訴事

と、家業にいそしみ、遊興にふけらず、田畑を荒らさず、徒食のなきように等、百姓に勤勉を強要している。

また、儉約についても、幕府は毎年のように触れを発し、『永代御用記』によると、「濫りに金銀を用いたる物品の使用」（天保九年）、「悪風俗になずみ、耕作を怠ること」（天保十二、三年）、「奢侈高価なる衣類の着用」（天保十四年）などを禁じ、「家作の奢侈・華麗に流れ身分不相応なるもの更造」（天保十四年）を命じたりするところがあった。浅尾藩でも財政の逼迫により、安政元年から五か年間、安政六年から五か年間、慶応二年から五か年間と、幕末に近づくにつれて繁くほとんど絶え間もない長期の儉約令を布いた。

もつとも、これらの触書が、かくも頻発されたということは、逆にそれが必ずしも文字通りには遵守されなかったことを暗示している。その意味で、文治の便所・風呂場、門納屋等の再三にわたる増改築が、「家作の奢侈」の禁令が出されているさ中の出来事であることは、興味深い。

褒賞もまた勤儉の思想普及と実動に一役かった。大谷村判頭浅次郎、同村条吉、同村寂光院家来平蔵の三人が「右之者義、生得貞実農業出精仕、御年貢米毎歳一番上納仕候。家内ハ勿論、隣ノ家組合共睦敷、私共年寄迄も、是迄役介筋聊不ニ申出、専儉約ヲ相守（中略）〔〕次第ニ付、此段御注進奉ニ申上ニ候」とて役所へ上申され、「御賞詞之上、御目録式百疋」ずつ下賜されたのは、その一例である。農業出精、家内・近隣和睦、従順、節儉等が褒賞の理由として挙げられており、それらは名目上の理由といえなくもないが、少なくとも、これらの理由が名目として掲げるに値するものと思念されていたことは疑いがない。その他、「農業出精、致ニ孝養」、組合の治方宜しき廉」とか、「困窮者救済の廉」とか、「御普請懸り出精相勤候ニ付」とかがその理由になることもあった。褒賞の種類は「御酒・吸物被<sub>レ</sub>下」「御酒料被<sub>レ</sub>下」「苗字御免」「帯刀御免」「上下（袴）御免」「御紋付上下被<sub>レ</sub>下」「御目録金被<sub>レ</sub>下」「庄屋格被<sub>レ</sub>仰付」「年寄被<sub>レ</sub>仰付」「御用達御免」「御館入御免」「座上改」「判株御免」等といったもので、身分や資格に関係するものが多いのが目をひく。

なおまた、ここで注目すべきことは、これら褒賞が、専ら藩役人、村役人、村の上層農民を対象としている点である。一戸の判株を許されていない「内別百姓」あるいは「家来百姓」が、判株を許されて「本百姓」になったり、一部の下層民が金子を賞与されるケースも稀にあるが、安政五年より元治元年までの『永代御用記』によれば、大谷村関係で褒賞の対象となっているのは、過半数が判頭以上の村役人である。<sup>24</sup> そのことは、褒賞が、藩体制維持のための善政の擬態であったことを示すとともに、褒賞という形での倫理思想の普及の網の目にかからぬ多くの下層民が存在していたことをも暗示しているよう。

結局、近世後期における教養思想、諸触状、褒賞等による勤勉・節儉倫理思想は、その普及度において画期的なものであり、幕末に近づくにつれて加速度的に頻度を加えている。そしてそれらは体制を維持し、自由な活動を抑制する上からの倫理として人々の言動に枠組みを与えた。けれども、それらの枠組みは、結果的には、上層民に対してはある程

度有効性を保持したが、下層民になるほど、その枠組みにはまらぬ事態が生じたものようである。すなわち、枠組みを保持するための儉約令、褒賞という形式は、下層民を十分把握することができず、為政者が奨励した下層民の学習も、結局は、私的な施設によらざるを得ない実情であった。にもかかわらず、勤勉、儉約等の倫理実践や学習意欲が、あの時期の一大趨勢をなしたということは、そうした実践や意欲が、為政者の意図とは異質な、下層民自身の内発的な要請にもとづいていたことを物語っている。

かかる上層倫理からはみだす形で形成された下層民の倫理的エートスは、生活と密着度の高い社会・経済の領域下ではどうなっているか。そうした面での大谷村の状況を以下の章でみていくこととする。

### 三、大谷村の社会状況

大谷村の社会状況を主として階層構成から考察してみよう。

大谷村の天保十五年の『敵高書分帳』によって、高持百姓をその所有田畑の広さに従って書き上げると次の如くなる。<sup>25)</sup>

川手秀太郎 四町三反八畝七歩五分 (御用達、地主)

中嶋伝七郎 三町三畝二十五歩六分 (代官)

中嶋義太郎 二町三反一畝十歩六分 (右の一族、地主)

川手与十郎 二町十歩二分 (御用達、地主)

西沢 林蔵 一町八反五畝二十五歩 (御用達、地主)

寂 光 院 一町五反五畝二十四歩 (寺)

栄 五 郎 八反四畝二十五歩五分

小野四右衛門 八反四畝十三歩 (庄屋)

弁 次 郎 五反七畝三歩五分

て ひ 五反三畝十二歩五分

(下略)

一見してわかるように、上位を占めているのは、藩の御用達を兼ねた如き地主である。

このうち、川手家は、小野家文書『大谷村里正譜百姓系図』によれば、「本姓古城、世々仕三毛利家、八世祖将監慶長中去三当村、其子久治蒔田君有愛寵、拜三領田地」とある。もと安芸吉田にあって、慶長八年その地を去り、寛永元年大谷村に來住したといわれる。中嶋家は、同じく「二階堂之末、中嶋大炊介嫡流、備中刑部郷小寺村之住人、当所新田開発人、嫡家伝七郎家蒔田様家中也」と記されている。いずれも出自は武家である。また、西沢家は、一般に豪族の呼称である「根小屋」という屋号をもつところから、古くからこの地に勢力を張っていた豪族であったと思われる。

このような地主は、一般に「質地地主」と呼ばれ、「商人的機能をもつ在村の上層農民」であり、その名の示す如く、借入金調達のため質入れされた土地すなわち質地を集積しているものの称である。多くは村役人その他の特権によって余剰を得て、商品販売の機能をもつと共に、資金の貸付によって高利貸的性格をもつのがふつうである。それ故、御用達であり、相伴って地主であることが多いのである。

いま小野家文書『田畑山林質入売渡證文奥印帳』によって田畑山林の入質、売買の状況をみると、第1表のとおりである。すなわち、享和三年には質入れが六件記載されており、その件数も金額も少ない。しかし翌文化元年には、講質一件、質入れ十一件と件数や金額がふえ、その上、売渡しが一件あがっている。享保年間までは「田畑屋敷山林等永代売買御停止ニ候。若質物ニ入候ハ、拾ケ年ヲ限り」(「御仕置五人組帳」)入質すること、との禁令が守られ、質地

<表1> 大谷村の田畑山林質入売買の状況

	畑		山	
	質 入 れ	売 渡 し	質 入 れ	売 渡 し
享和3 (1803)	(6件) 719匁00			
文化元 (1804)	(12件) 2,7889匁94	(1件) 1,400匁00		
文化14 (1817)	(5件) 1,625匁90	(8件) 7,270匁00		
天保8 (1837)	(32件) 14,260匁20	(22件) 19,378匁83	(2件) 115匁00	(3件) 827匁22

も所有権の移動をみず文字どおりの質地であったものが、文化元年以後、質流れ等によってなく、ずい的に土地の売買が始まり、したがって、質地が小作地化する事態が生じると共に、土地の集積も加速されるようになったものと思われる。

ちなみに、天保八年の田畑質入れ三十二件についてみると、証文の当て主は、前記の中嶋家が十一件、川手秀太郎六件、西沢林蔵三件、講連中八件、その他四件となっている。

これら特権的富農が富を集積する仕組みはほかにもあった。金光和道氏によると、『大谷村小割帳』の文化三年の項に、次の如き記述がみえる。<sup>29)</sup>

差引 壹貫貳拾四匁四分四厘 (過力) 割後  
 十二月十四日迄之分 七百五拾壹匁九分六厘 割後諸入用  
 十二月十六日迄之分 百六拾八匁七分七厘 右同断  
 已春改候上立落有之分 百四拾三匁五分七厘 右同断  
 四匁八分 右同断  
 〆 壹貫六拾八匁五分  
 四拾四匁六厘 不足 庄屋取替  
 利八匁八分壹厘  
 〆 五拾貳匁八分七厘 已小割帳に出シ済

収支決算作成期に村の諸掛りとして予測した金額が一貫二四匁余りで、実際には一貫六八匁強の入用があり、差引四

四匁六厘の村費が不足し<sup>29</sup>、これを庄屋が立替えている。それは村民が庄屋から金を借りたことと同様な意味をもち、その利息の八匁八分一厘（年二割）は、村民が翌年余計に負担することになる。文化二年には同様な不足分が、八三六匁強あり、その利息は一六七匁余にもなり、それが庄屋もしくは特権富農の手に入るのである<sup>30</sup>。

かくて、特権的富農が質地地主化して一般農民層の窮乏の上に聳立し「（一般農民における）剰余の不成立」、「富農層の非形成<sup>31</sup>」と規定することが許されるような農民層分解の状況が、小規模ながら、ここに見られるのである。

同様な状況は第2表の階層構成からもうかがうことができる。いずれの年も、一〇石以上の石高をもつのは、そのほとんどが御用達地主か、代官か、寺院か、あるいは免租地をかかえた庄屋である。文化二年の場合を例にとると、村全体の石高合計が一六三石二斗七升で、一〇石以上をもつ三戸の地主、御用達、庄屋の合計が六七石五斗強となり、実に村全体の四一、三パーセントをこの三戸が所有していることになる。

〈表2〉

大谷村村民の持高（『御物成帳より』）

	天明7 (1787)		寛政6 (1794)		文化2 (1805)		文政5 (1822)		天保10(1839)	
	戸数 (%)	持高 (%)	戸数 (%)	持高 (%)	戸数 (%)	持高 (%)	戸数 (%)	持高 (%)	戸数 (%)	持高 (%)
1斗未満	11(18.0)	63(0.5)	14(21.6)	82(0.6)	25(27.2)	132(0.8)	11(10.2)	52(0.3)	23(19.8)	113(0.7)
5斗未満	16(26.2)	463(3.6)	14(21.6)	354(2.4)	27(29.3)	763(4.7)	35(32.4)	961(5.5)	34(29.3)	852(5.4)
1石未満	6(9.8)	449(3.5)	13(20.0)	951(6.5)	12(13.0)	909(5.6)	20(18.5)	1435(8.2)	20(17.2)	1502(9.6)
5石未満	20(32.8)	4019(30.9)	16(24.6)	2622(17.9)	19(20.7)	3442(21.1)	33(30.5)	6752(38.8)	34(29.3)	6460(41.3)
10石未満	4(6.6)	3090(23.8)	3(4.6)	2385(16.3)	6(6.5)	4330(26.5)	6(5.6)	3854(22.2)	3(2.6)	2646(16.9)
10石以上	4(6.6)	4898(37.7)	5(7.6)	8229(56.3)	3(3.3)	6751(41.3)	3(2.8)	4349(25.0)	2(1.7)	4076(26.1)
村全体	61(100)	12982(100)	65(100)	14623(100)	92(100)	16327(100)	108(100)	17403(100)	116(100)	15649(100)

このような階層構成は、他にも多く例が報告されているが、それにもまして目をひくのは、石高五斗に満たない極貧者層の存在であり、それが毎年全戸数の半数前後を占めている点である。この零細な営農の規模は、次章で述べるように若干割引きして考えるべき点がなくはないが、畿内の先進地帯とは大いに異なっており、山間僻村の面影をたゞよわせている。<sup>32)</sup>

一石未満の階層がどのように生計を保っていたか、いま一例として、天保九年の『御物成帳』から貧農二戸を適宜抽出してみると、年間の収支は次の如くである。

## (支出の部)

高式斗九升

物成式斗四升六合五勺

高九升四合七勺

物成三升八合八勺

一、三升式合九勺

高合三斗八升四合七勺

取合三斗壹升八合式勺

此銀四拾六匁七分八厘

一、九分八厘

一、九匁四分六厘

吉郎右エ門子 吉松

開方

増米

山御年貢

去未進元利

## (支出の部)

高六斗四升式合

物成五斗四升五合七勺

高壹升八合七勺

当荒

高壹升七合

物成六合

一、七升式合八勺

高合六斗五升九合

取合六斗式升四合五勺

内

式俵八升

嘉平

古新田

開方

増米

納米

これによると、大谷村本田の貢租率は八割五分の高さである。全体で吉松は三斗八升余の持高から三斗一升余を徴収され（貢租平均八割三分）、自己の取分は六升余にすぎなく、また嘉平の場合は六斗五升余の中から六斗二升余徴収され

一、四分八厘	下草代
一、拾四匁三分三厘	諸入用割掛り
一、貳匁壹分六厘	三月二日渡稗四升 □麦壹升代
合七拾四匁九厘	
(収入の部)	
内	
壹匁	公領御巡見様御通行 之節足役
五匁五分	同断道造御普請足役
壹匁三分	辻山手入足役
三匁	御門松代
貳拾四匁三分壹厘	足役帳
貳匁六分	割後立
壹匁四分九厘	庄屋立用
七匁六分八厘	十二月六日上納
拾九匁壹分五厘	割後□足役
六拾五匁九分三厘	
八匁壹分六厘	不足

残壹斗貳升貳合壹匁	過
此銀拾七匁九分五厘	
一、九拾七匁三分六厘	去未進元利
一、四分八厘	下草代
一、貳拾四匁三分八厘	諸入用割掛り
一、九分	だちん
過米代引	百五匁七厘
(収入の部)	
内	
一、拾貳匁六分	諸入用帳
五拾五匁六分八厘	割後□
七匁八分五厘	十二月廿□日上納
貳匁	
七拾八匁壹分三厘	
残る貳拾六匁九分四厘	過

(同九割五分)、三升余が取得できるにすぎない。その上なお、村民としての諸掛りや下草代などの支払いも要し、その不足銀は村の足役で弁済するか、十年割賦等により償還している。多額の「去未進元利」つまり、前年の未進により借用した金子の元金利子の支払いに追われる年々であったのである。

また、『永代御用記』の万延元年と翌文久元年の項には、上の表にとりまとめた如く、藩や村内有力者の救助を仰いだ者の数が多く記録されている。この年の天候不順による稲、麦の不作という特殊事情もさることながら、一旦異変があると、底辺の潜在的困窮者が一気に表層に顕在化した。

これら極貧者は、村内に適当な副業もなく、平素は賃労働に従事するしかない。前に引例した如く、村仕事の足役のほか、地主、上層農民に雇用されるか、季節奉公、年季奉公をするかである。しかしそうした極貧者には労働に耐え得ぬ者も少なくなく、『御物成帳』によっても、足役銀の額は、必ずしも所有石高の多少と比例関係にはない。

年季奉公の一である江戸屋敷奉公は、文治の養父桑治郎、叔父与八もしたことがあり、大谷村では、文化二年から五十二年の間に、六十五人が出ている。それを階層的にみると、次のとおりになる。

年 月	対象人数	救 助 額	救助の種 類	救助者
万延元年11月	49人	16匁ずつ助銀	助 銀	藩
12月	28	4升2合1勺ずつ	救助米	藩
文久元年2月	49	大人5升、小人3升ずつ	救助米	藩
2月	49	9~25匁ずつ	助情銀	有力者
3月	15	8匁ずつ	施 銀	有力者
4月	71	大人5升、小人3升ずつ	救助米	藩
7月	31	大人5升、小人3升ずつ	救助米	藩

持 高	人数
1石以上	4人
5斗~1石	6
3~5料	7
2~3斗	11
1~2斗	13
0~1斗	19
不 明	5
計	65人

極貧層になるほど多くの奉公人を出している。屋敷奉公は、きわめて苛酷な条件下におかれ、奉公中の失踪者も多く出た。厳しい仕事ではあるが、一時まとまった金銭が手に入るだけに、窮乏した農民が最後に命運を託すところであった。

＜表3＞ 大谷村における本百姓・内別百姓・家来百姓数

	本百姓	内別百姓	家来百姓	典拠
元和元 (1615)	23戸	0戸	0戸	渡辺栄藏氏所蔵文書
寛文年間 (1661~72)	22	0	0	明和三年 大谷村判鑑帳
天和元 (1681)	46	0	2	天保元年 大谷村人家数帳
明和3 (1766)	54	0	4	大谷村判鑑帳
文化2 (1805)	72	19		御物成帳
文化13 (1816)	72	21	11	備中国浅口郡 大谷村明細帳
文政4 (1821)	73	28	13	御口達之写し 惣百姓請印帳
天保7 (1836)	73	34	10	御物成帳他
安政3 (1856)	90	30	9	御物成帳他
万延元 (1860)	91	32	9	御物成帳他

次に本百姓の異動の面から考察してみよう。

大谷村の農民は身分上、三つの階層からなっていた。本百姓、内別百姓、家来百姓である。本百姓は、いうまでもなく判株をもち一軒前の百姓として田畑の耕作権を認められた。貢租その他の負担を義務づけられた百姓である。内別百姓は、宗門帳上では本百姓の家族の一員としてあらわされ、五人組の構成員たり得なかった。しかし、『御物成帳』では、各自の持高をもち、各自が本途物成、高懸りを負担する点で経営上は独立の農民である。本百姓とは本家、分家の関係にある。

また、家来百姓は、武士、豪族の出である地主や寺院に抱えられ、「家来」の名の如く、本百姓に隷属した農民の称である。内別百姓が本百姓化するには、潰株を入手するか、藩から特に許されるほかに、家来百姓は一旦内別百姓化し、さらに本百姓化するという手続きを要した。大谷村についてその数を示すと第3表のとおりである。

典拠とした資料の関係上、直線的な比較は避けねばなるまいが、およその傾向は察知できよう。これによると、本百姓の数は当初から寛文年間に至るまでの数十年間、ほとんど増減をみていない。しかし、以後天和までの間、明和より文化までの間、および天保より安政までの間の計三回にわたって、大幅な増加がみられる。なかでも天和元年に至る十数年の間は、本百姓が二倍強に急増し

〈表4〉 本百姓の増減  
 (『御物成帳』より)

年代	増	減	年代	増	減
寛政6	5戸	10戸	嘉永2	1	
享保3	8	1	嘉永3		2
文化2	6	2	嘉永4	3	1
文化5	1		嘉永5	1	1
文化6		11	安政3	2	
文政5	28		安政4	3	1
文政7	3	2	安政5	1	1
文政9	3	1	安政6	2	
文政10		2	万延元	1	
天保元	4		文久元	1	4
天保4	1	1	文久2	1	2
天保7	3		文久3	2	1
天保10	3	2	元治元	2	
天保12	2		慶応元	2	
天保13		3	慶応2		1
天保14	1	1	慶応3		2
弘化元		2			
弘化4	3		計	95戸	52戸

ており、これは、大谷村では天和年間に開発がほぼ頂点に達するが、それまでの間盛んに開発が行なわれたことと関係がある。なおまた、この頃は、経済史上、「中間地帯<sup>⑤</sup>」と呼ばれる地域における「十七世紀六〇年代(寛文年代)」を一つのエポックとして十八世紀初頭(元禄—享保)においてはもはや疑なく展開される本百姓の一般的形成<sup>⑥</sup>とほぼ時期を同じくしていることを指摘しておこう。

内別百姓、家来百姓については、初見されるのが天和元年の家来百姓二軒である。延宝四年の検地によって百姓株<sup>⑦</sup>本百姓身分が固定化されたがため、以後本百姓からはみ出る存在を生んだものであろう。これら従属農民が、文政以降には本百姓の二分の一以上、つまり村内全農民の三分の一以上にも達していることを見逃してはならない。

ところで、前表によるかぎりでは、本百姓の場合は、次第に増加して、そこに問題性はないかのように見える。けれども、更に内面に立入って考察すると決してそうではない。第4表は『御物成帳』によって、天明七年(一七八七)から慶応三年(一八六七)にいたる間の本百姓の増減数をまとめたものである。

これによると、天明から慶応にいたる間に、九十戸が本百姓の身分を取得したものの、逆に五十二戸は本百姓から顛落し、あるいは廃絶したと思われる。またその八十年間、世代にして三世代に満たぬ間に、継続して本百姓であり得たと思われるのは、三十数戸、村全体の約三分の一に当たる戸数のみである。変転の激しさを物語る数字である。

なお、年代的にみて本百姓が著しく増加したのは文政五年の二十八戸、減少の最も激しいのは文化六

年の十一戸である。文化年間から文政年間にかけて村内の本百姓に何か大きな異動の實質的な要因が生起したと想像される。その要因の一つには、おそらく次章でもふれる綿作が挙げられるであろう。綿作は本百姓の形成にもあずかっているが、逆に作柄が天候に左右され易く、かつ金肥の使用等のため物価騰落の直接の影響下にあるなど、本百姓の顛落にも一役買ったのである。

以上のようにみてみると、大谷村では、村民の三分の二に当たる本百姓のさらに三分の一、つまり村民の九分の二に当たる本百姓のみが比較的安泰にその位置にとどまり得たにすぎず、大多数の村民は変転やむところを知らない有様であった。家運上昇への可能性はもちろんあったが、反面、全体に小農が多く、一方では有形無形の高利貸的収奪と拮抗せねばならず、その意味で、いわば社会的規模において没落への危険性が存在していたといえる。したがって、勤勉、儉約等の実践や意欲は、少なくとも没落を妨げるための農民自身の内発的な要請に基づいており、しかもそれは、村落社会そのものに催されての内発的な要請という性格をもつものであろう。

#### 四、大谷村の経済状況

前章では、大谷村の社会の階層構成を中心に考察し、貢租にも事欠く多くの極貧層の存在をみてきた。それら極貧層は、異変のある毎に救助を仰がねばならなかったが、しかし、平常は何とか糊口をしのいでいたはずである。それはどこから可能であったか。あわせて、地主層と極貧層の中間に位する階層に許された活動の領域はどのようであったか。そうした点を本章で追求してみたい。

極貧者に最低限の生存を許し、中間層にいささかの経済的余裕を与えた大谷村の特殊な事情としては三点が考えられる。

その第一点は公畝（検地帳記載の地積）と実面積との懸隔である。三矢田守秋氏は、大谷村について諸種の記録をもとに両者を綿密に比較検討した結果、第5表にとりまとめたように、実面積が公畝の二倍前後にもものぼることを報告している。<sup>④</sup>このように検地面積を実面積より狭く公定するいわゆる「縄延び」あるいは「余歩」は、ひとり大谷村のみでなく、近世の知行地に広くみられる不文の慣例であったようである。<sup>⑤</sup>備中地方でも連島の鶴新田や早島の高沼新田の検地に当たって、二割から二割九分もの縄延びのあった例が報告されている。<sup>⑥</sup>しかし、江戸期の新検ではほぼ一割五分程度のものであったらしく、これに比べて大谷村の大幅な縄延びは、当然問題にされねばならない。細谷孫一氏はその原因

〈表5〉 大谷村における縄延びの実態  
(三矢田氏の論文より作成)

	地 区	公 畝	実 面 積	倍 率
資料Ⅰ	夕 崎	畝 歩 19.12.4	畝 歩 30.11.2	1.56
資料Ⅱ	唐 船 新 田	213.21.5	343.28.4	1.61
資料Ⅲ	大谷本 田	横池原 100.02.4	233.20.0	2.33
		休場他 112.18.7	213.08.0	1.89
資料Ⅳ	大谷本 唐船新 田他	689.18.3	1278.10.0	1.85
資料Ⅴ	中嶋新 田	1131.00.0	2136.00.0	1.89
	大 谷 村 全 体	5253.00.0	13267.00.0	2.53

を、蒔田藩は代官以下知行所の役人にほとんど地元の資産家有力者を登用し、そのため大谷村においても、これらの役人および血縁関係者が同時に有力な土地所有者であったことによるものと推測している。<sup>⑦</sup>前章でふれたように代官中嶋伝七郎とその一族中嶋義太郎は、村内でも有数な地主であり、そこに縄延びが故意に黙認された理由をみているのである。

けれども公畝と実面積との懸隔には、縄延びのほか、いま一つ原因があったと思われる。すなわち新開である。さきの三矢田氏の調査にな

る第5表の資料Vによると、大谷村全体の倍率は二、五三倍にのぼっている。ところが例として挙げてある同表の他の資料IとVによって算出された倍率は一、五六と二、三三倍という数値を示しているのだから、全体の平均が二、五三倍にのぼるはずがない。三矢田氏の報告の大きな疑問点であるといわねばならない。この問題は、恐らく帳面に記載されていない新開地がかなり存在していたことによるとみればかあるまい。先にふれた鶴新田や高沼新田の大幅な縄延びも同様に推考せられるのである。

大谷村は、干拓による新田開発が可能であった土地である。文化十三年の『大谷村明細帳』にある本田二十町二反余（四四パーセント）、新田・開方二十五町四反余（五六パーセント）という数字がそれを暗示している。また細谷氏は、文久三年、蒔田藩が七千石余の旗本から一万石余の大名に高直しする際の直し高を、一覽表にしている。<sup>⑭</sup>いまその中から大谷村関係のものを抽出し、適宜平均値、比率を算出してみると第6表の如くである。大谷村の新開による高直しが、藩全体の七九パーセントを占めていることに注目したい。さらに新開関係で一〇六石余の石直しが可能であったということは、新開後文久三年までにまだ郷高帳に記載されるにいたらなかった新田の存在することを物語っている。<sup>⑮</sup>

大谷村の特殊状況として留意すべき第二の点に、石盛り（反当の公定収穫高）の問題がある。いま大谷村と近辺の本田の石盛りを比較して表に示せば、第7表のとおりである。<sup>⑯</sup>

大谷村の石盛りは、上田でも一石二斗どまりであって、かなり低く、他の村よりも二斗から六斗程度少ない。

当時大谷村で実際の収穫高がいかほどであったか推定する資料に乏しいが、文治が安政

＜表6＞

蒔田藩高直しの直し高

（細谷氏の論文をもとに作成）

	増 高	改 出 高	山 開	新 開	荒 地	計
大 谷 村	石 5.33	石 4.97	石 21.91	石 106.52	石 0	石 138.73
藩内1カ村均 平	0.52	9.99	17.01	7.89	2.08	37.51
藩 全 体	8.87	169.94	289.24	134.26	35.42	637.75
大谷村 全体	% 60.09	% 2.92	% 7.57	% 79.33	% 0	% 21.75

＜表7＞ 大谷村並びに近村の石盛り

古新田	下々畑	下畑	中畑	上畑	下々田	荒田	下田	中田	上田	
〇、五〇、八	〇、一五	〇、二五	〇、三	〇、五	〇、六	〇、七	〇、七	一、〇	一石二斗	浅口郡大谷村 (文化十三)
	〇、六	〇、九	一、三	一、六	一、一		一、四	一、六	一石八斗	浅口郡深田村 (前岡山藩 元和二)
	〇、二	〇、四	〇、六	〇、八	〇、九		一、一	一、二	一石三斗	浅口郡片島村 (成羽藩 寛永十七)
	〇、二	〇、四	〇、七	一、〇	〇、四		〇、七	一、一	一石四斗	連島村 (幕延宝年間領)
	〇、五	〇、七	〇、八	一、〇	一、〇		一、三	一、五	一石七斗	笠岡村 (幕元禄年間領)

自作地が上田、中田、下田、荒田であり、小作地が中田、古新田であるが、一反平均にして二石八斗、最低で二石、多い田は三石一斗余もあったというのである。したがって、田作りのあり方如何で石盛りの二、三倍もの実収高を挙げることができたと考えられる。

第三に考慮に入れねばならぬのは、綿作である。備中地方の綿作は、畿内ほど良質ではないが、有利な商品作物として古くから行なわれ、元禄から寛政にかけて最盛期を迎えたといわれる。<sup>47)</sup>

綿作と稲作との反当収益の差について、太田茂弥氏は、天保七年の七島村(現倉敷市玉島)の庄屋日記をもとに、水田綿作の場合、金肥等の経費を除いた純益を反当三五五匁、稲作の純益を二四〇匁とみて、差引き一〇〇匁前後綿作が有利であったとしている。<sup>48)</sup> 他方、岡光夫氏は、天保十三年の畿内旧家の収支計算をもとに、綿作が二二三匁、稲作が八九

五年の作柄について、「うちには反に二石八斗できあり。ほかの田も二石が下。……上米七八九俵もあつた田もあり」(『覚』50頁)と記していることから考えてみよう。当該資料は、うんかが大量に発生して村中大きな被害を受けたが、文治の田は奇蹟的に被害も少なく、平年作あるいはそれ以上の収穫を得たという状況下のものである。

文治の耕作していた田の地並みは、

勿の余剰を生み、「反当では稲は綿の二分の一を下まわっている」としている。<sup>49</sup> 両者の算定の額がかなり差異をみせているが、差引き反当一〇〇勿程度綿作が有利であるとする点では、共通している。<sup>50</sup>

一般に綿作は石盛りの低い水田、特に灌漑水の当たりにくい新開畑地で作付率が高い。その上、新開の土地には本田に比べて作物の自由に対する制限が弱い。<sup>51</sup> 寛政二年の浅口郡下十四か村の綿の平均作付率は耕地全体の三三・五パーセント、そのうち畑綿作が畑地の四三パーセント、水田綿作が水田の二四パーセントであった。<sup>52</sup> 大谷村もほぼ同様か、あるいは新開地が多いだけに、全体の綿の作付率も、畑綿作付率も郡下他村の平均値を上まわっていた可能性が強い。

結局、稲作より経済的に有利な綿作を多く作付できる条件という点でも、新開地が相対的に多い大谷村は、一つの特殊性をもっていたといわねばならない。

こうした、新開性にもとづく縄延び、石盛りの低さ、綿作という大谷村経済の特殊な事情を考慮に入れるとき、前章で述べた極貧層についてのイメージは、幾分訂正されることを免れないであろう。すなわち、ごく単純化すれば、ある田圃の実際の全収穫高は、公定の石高（Aとする）を、石盛りの関係で約二倍、公畝と実面積との差の関係で約二倍したものの、つまり四を乗じたもの（4A）となる。貢租率を八公二民（文化十三年の大谷村明細帳では、本田八割三厘、古新田六割七分、中嶋新田八割一分、等となっている）とすれば、貢租が0.8A、したがって農民の取得分は残り3.2Aとなる。逆に二公八民となる。<sup>53</sup> これに高懸り（附加税）が加わるとしても、逆に裏作を考慮にいれれば、領主と農民との取得分の比は一・五公八・五民に近くなる。<sup>54</sup> したがって、もし五斗の持高があれば、実質約一石七斗を取得分としてそれを生活費と再生産費に当てることになる。だが、それによほど足役などによる稼ぎを加えないと、生活の最低線にたどりつけないであろう。大谷村の例えば文政五年に十一戸も存在した持高一斗未満の農民をはじめ、全体の四二パーセントに当たる五斗未満の農民は、その数値からくるイメージを幾分緩和されたとしても、依然として厳しい生活実態にかわりないの

である。

これに対して、一石以上の持高をもつ中間層にとっては、大谷村の経済の特殊事情は、かなり有効であった。力量次第で経済的上昇を可能ならしめ、極貧者層とはまた違った意味で勤勉、儉約を志向させるものがあつた。中間層の場合には自己規制的勤勉・儉約によって僅かずつでも余剰を備蓄し、それを田畑の購入に当てることもできる。そうすれば、公定持高と実収量との差を自分の手中におさめうるはずである。小作地（小作料推定六割以上）を自作地（貢租実質二割以下）となした場合にも、小作料が実面積に近い地積に対して課せられるのに対し、自作地の場合は、縄延びの存在することも勘案すれば、実益は四倍近くも開きがある。このように勤勉が集積される場合には資本の蓄積にも似て、収益は何倍にも増幅されて還元した。勤勉が単純に資本として作用し得るような経済の仕組みであつたのである。

文治の養家は、祖父善兵衛の時代の天明七年には持高一斗九升六合余の極貧層に属し、養父桑治郎の代になつても、寛政年間（一斗九升六合余）、享和・文化年間（九升六合）と同様であつたが、江戸奉公等勤勉のかいあって、文政年間には一石五斗五升余の持高にまでいたつた。文治が家督を継いで二年後の天保九年からは、さらにふえて二石二斗八升一合を数えるようになった。これは田畑の購入後直ちにそれを売主に質入れして直小作するという一見奇妙な操作をして自作地一反歩を買い増したためであつたが、これが奇妙でないばかりか、きわめて着実な中間農民としての営農法であつたことが、上述のことから察知せられる。そのほか、一反歩を超えると推定される綿の栽培<sup>56</sup>（安政五、六年頃）等、文治の場合は、貧窮層の耐乏型の勤勉でなく、創造的な営利型の勤勉を基幹とする経済観念をもつていたことが看取される。

右に述べた増幅作用は、近世後期の農業技術の進展によつても、もたらされた。そのうち農具の改良としては、鋤、脱穀器、脱穀調整器等があげられる。「昔年は備中といへるものなくして、悉く鋤をもて耕をなせしに、近世は備中鋤を用る事をおぼえしより、労をはぶく事すくなからじ<sup>56</sup>」といわれた備中鋤は、享保以降一般に普及して深耕を容易にし

た。元禄期に出現した「千鹵扱せんぼくき」は従来の十倍もの脱穂作業を可能にし、十八世紀に各地に伝播した唐臼、千石どおしは、労働力の節減に寄与した。<sup>⑤</sup>

さらに、魚肥、油粕等、金肥の使用も重要である。このうち干鰯ほしかは元禄期以後普及して、近畿一円、瀬戸内沿岸に利用度が高く、油粕も享保以後利用されはじめた。<sup>⑥</sup>主として綿作に用いたもので、「備中玉島附近では一番から三番迄に油粕・干鰯を銀目にして上農七十匁・中農五十匁、下農四十匁を用いる」とて、玉島港でも主要取引品の一であった。

文治の場合にも、当時使用した万石どおし、唐箕ぢうみ、麦打ち台が現存しているのをはじめ、「覚」に、馬鍬、唐臼ぢうす、唐臼ぢうすの存在が記録されているし、鋤も使用された。金肥も、「綿肥、反にまこのせん、とく一俵あてにいたし」(「覚」75頁)との記録から、綿作のため油粕を用いていたことが知れるし、「干魚」についても、青年のころ、「ばくちでもして干魚の一俵でも買おうか」と思ったこともあったという。これら新農具や金肥は、勤勉が蓄積された場合に可能な、ごく素朴な意味での投資である。それは勤勉の結果でもあり、また新たな勤勉の目的をなすものでもあった。文治は、これらに極めて積極的な姿勢を示している。

結局、近世大谷村では、(1)新開性という状況下にあるため、農民が経済的実利を追求することが、おのずから石盛りや貢租率の相対的な低さ、綿作付率の高さといった、藩の収奪的な農業政策、農民取締りの方針と背馳する、もしくはそれから逸脱するような動向を生み出したこと、

(2)そこで生じた中間層の経済的余裕は、新農具や金肥の使用という農民の自由な活動を黙認された領域に及び、経済の流動化に一そう拍車をかけたこと、

(3)このような村の経済状況、経済政策からの実質的逸脱、経済の流動化は相まって、勤勉の実践に一そう有効性を与えるものであったこと、

## おわりに

以上、赤沢文治の倫理的エートスを主として勤勉という面にかぎり、その背景をなす近世後期大谷村の社会的、経済的状况を中心に考察してきた。それをもとに文治の倫理的エートスの特徴を探る問題が残されているが、それは今後の課題としたい。けれども、ここまでの考察から浮上してくるかぎりにおいて、文治のエートスの概貌をとりまとめておくことは、無駄ではあるまい。それを以って、結びに代えたい。

大谷村においては、豪族の出自から特権的利権を得て富裕化した上層農民は、質地地主として、村内の富を掌握した。他方、経済的負担に耐えかねた農民は、土地を質地化し、遂にはそれにも耐えきれず、なしくずし的に土地を手放して、自らは賃労働者、もしくは小作人として露命を繋いだ。その層には、耐乏生活と共に勤勉が必要とせられたが、その勤勉は単にその勤勉に見合うだけの金額として、余剰を生むこともなく、生活費と化した。その長い反復の結果、勤勉に働く気力さえ亡失していることも少なくなかったと思われる。

両者の中間に位する層においては、一方で社会的に顛落する危険を回避するために、他方で経済的上昇をとげるために、勤勉は必要かつ有効な方法であった。勤勉は少しずつ余裕とし備蓄され、投機的に換金作物の栽培や、効率の高い農具、農法を媒介とすることによって、増幅されて還元した。

文治は、この中間層に属する。ここでは、上からの倫理——収奪のための勤勉奨励——が、極度に実践されていくとき、やがておのずから勤勉そのもののねうちや有効性の追求へと転化していく。かつまた、勤勉そのものを成り立たしめる条件や状況を追求していく。それが、上からの倫理からの逸脱やその有名無実化や、時として逆批判という姿をとった下からの倫理的エートスを生ぜしめてくる。既存の倫理Ⅱ勤勉の本来の意味の回復をめざすエートスとなるので

ある。そうした意味で、新しい倫理的エートスの担い手として、農民の中間層がもっと注目されるべきであろう。そこでは単に体制に寄生するでもなく、単に体制に反撓するでもなく、体制に従いながらやがてそれを内面から改変していくという方法がみられるからである。また、そうしたエートスを中間層に生ぜしめた一母胎という面からも、近世後期の社会、経済の流動化が評価されるべきであろう。

なお、かかる倫理的エートスないし倫理は、最初から判然たる目的として掲げられ得るものでなく、むしろ、既存の倫理の窮行の結果として目的化される。その窮行に当たっては、それを妨げる精神的肉体的障碍をのりこえるため、厳しい自己規制が必要である。そしてその自己規制に耐え得ない人も、耐え得るごく限られた人も、多かれ少なかれ信仰的な何物かを支えとし、目的の実現をはかったのではあるまいか。文治の場合、それは、金神への畏敬と恐怖であったろう。そうしたこともまたこれから追求してみたい問題である。

(教学研究所周員)

注

- ① 赤沢文治が、長年の生活体験を経て、生活原理としてとらえた「実意丁寧」を、他者に対して行き届いた配慮を行ないながら、しかも自己の行動や生活態度を最根部で規定する内発的な倫理的エートスを貫徹する態度」と規定するならば、ここでいう「勤労」は、そうした態度の一面を指しているつもりである。
- ② 文治夫婦のほか、叔父の与八が、家を構えるまでにいたらず、安政二年五月まで同居していた。
- ③ 三矢田守秋「教祖一家の農業経済についての一考察」(『金光教学』紀要第七号所載) 19頁参照。同氏のすぐれた論述から多くの教示を受けた。なお、飼牛一頭、働き手二、三人とすれば、一

町歩の耕作は、ほぼ最高限度に近いという。

④ 『金光大神』縮刷版46頁参照。

⑤ 金光和道「大谷村と巡見使」(昭和46年度研究レポート)より抜粋。

二か村足役	0.80
二か村割立足役	2.40
井手番給	13.00
足役	65.31
割後足役	15.40
小計	96.91
公領巡見使足役	10.20
同上道造足役	22.30
私領巡見使足役	7.60
小計	40.10
合計	137.01

- ⑥ 金光教教学研究所蔵、小野家文書『足役帳』、『御物成帳』等による。なお、齊藤修「徳川後期から大正前期にいたる農業賃金の長期的趨勢」(『社会経済史学』第39巻2号所載) 53～4頁参照。
- ⑦ この数値には、叔父与八の就労分も若干含まれていると推定されるから、幾分差し引いて考えねばならない。けれども、与八は、村内では怠け者の風評があり、就労も多かつたとは考えられない。
- ⑧ 従来 of 教内のほとんどの見解は、この立場からのものである。たとえば『概説金光教』30～1頁参照。
- ⑨ 竹部教雄「安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈」(『金光教学』—研究所紀要—第九号、36～7頁) は、その面からの注目すべき論述である。
- ⑩ 色川大吉「明治の文化」24頁。
- ⑪ 色川大吉、同右書 24～5頁。
- ⑫ 安丸良夫、ひろたまさき「『世直し』の論理の系譜」(『日本史研究』85号、86号所載) における丸山教祖伊藤六郎兵衛の倫理実践の分析が、赤沢文治の場合と酷似していることに驚嘆をおぼえる。
- ⑬ 石田梅岩、二宮尊徳、大原幽学、中山みき、その他民衆運動、民衆宗教の指導者など、枚挙にいとまがない。それらについては、色川、鹿野(政直)、芳賀(登)、安丸氏等、最近の民衆思想史関係の論文に詳しい。
- ⑭ 安丸良夫「近代化過程における民衆道徳とイデオロギー構成」(『歴史学研究』341号所収) 38頁。他にも同氏の諸論文から教示されるところが多かつた。
- ⑮ 『近世地方経済史料』第六巻、432頁。
- ⑯ 小野家文書『永代御用記』元治二年三月の項。
- ⑰ 同右、元治二年三月の項。
- ⑱ 金光真整氏蔵『神田家関係資料』より。
- ⑲ 高橋富枝氏所伝。『研究資料 金光大神言行録』第三巻、46—133六。また、山本定次郎氏は「どうぢゃ、実語教を読んだことがあるか、その中には山高くして尊からず、木あるを以て尊しとす」とよく言っている。木が多くあっても、直い木は人が見ると八よい木であるといふ。人間の上によく比べて、信心を進めることが大切である」との後年の文治の教語を伝えている。同様に文治が実語教にふれたことを物語るものであろう。同右書、第五巻、46三〇四六。なお、『金光教徒』(昭和七年九月三十日号)参照のこと。
- ⑳ 菅原源八「羽後民情録」(『日本農民史料聚粹』第八巻下、60頁)
- ㉑ この『御仕置五人組帳』は、蒔田藩大谷村の庄屋小野光右衛門が、同藩窪屋郡中嶋村庄屋所有の同帳(安永二年三月の奥付がある)を写真したものである。
- ㉒ 『永代御用記』文久二年正月の項参照。(『金光教学』—紀要—第十一号168頁)。
- ㉓ 同右136～196頁。
- ㉔ 『金光大神別冊』註釈篇19頁。

- ②⑥ 三矢田守秋「近世大谷村における農民の身分構成について」(金光教教学研究所、第二回教学研究会発表レポート) 参照。
- ②⑦ 山崎隆三「江戸後期における農村経済の発展と農民層分解」(岩波『日本歴史近世4』所収370頁)。
- ②⑧ 金光和道「小割帳による大谷村の研究」(金光教教学研究所、昭和48年度研究レポート) 28頁。
- ②⑨ 例年、実際の諸掛りよりも少な目に諸掛りを予測して帳簿をしめきっておくのが慣例であった。
- ③⑩ 後、こうした仕組みが問題になり、文政四年より、決算期以後(割後)の経費は、翌年度にまわすよう改正された。
- ③⑪ 山崎隆三、前掲論文373頁。
- ③⑫ 一例として山崎隆三「近世西撰における『農民層の分解』」(『封建社会の村と町』所収)、布川清司『近世日本の民衆倫理思想』等があげられる。
- ③⑬ この営農の規模は、例えば奥三河の山村と共通する点をもつ。乾宏己「化政期における豪農経営の展開と村方騒動」(『歴史学研究』46、369所収) 参照。
- ③⑭ 三矢田守秋「小野家文書の研究―江戸御屋敷奉公について―」(金光教教学研究所、第七回總會発表レポート) による。
- ③⑮ 内藤二郎『本百姓体制の研究』37～56頁。
- ③⑯ 先進地帯に次いで早くより本百姓の一般的形成や、商品作物の栽培に入った地帯の称。なお村上重良氏がその著『近代民衆宗教史の研究』や『金光大神の生涯』において、大谷村を山陽地方の先進地帯としていえることには疑問が残る。
- ③⑰ 藤田五郎「封建社会の展開過程」(『藤田五郎著作集』第四巻) 258頁。
- ③⑱ 藤田五郎氏は「本百姓の形成には、おそらく綿作が背景にあったものであろう」と述べている。前掲書255頁。
- ③⑲ 「両年に一度は不作有<sup>レ</sup>之もの故、綿に而進退潰れ候もの多し、然共仕合よきものは三年を三年ながらよき綿を取、其跡に能麦作り進退ふとりし者は有<sup>レ</sup>之候」(『地方の聞書』) といわれており、近くの七島村(現倉敷市玉島)の庄屋記録によると、文政六年以後三十五年間に不作十七回、豊作八回、普通作十回という有様であったという(太田茂弥『近世における備中綿作地帯と農村経済構造』40頁)。
- ④① 三矢田守秋、前掲論文10頁。
- ④② 三宅千秋『備中の新田開発』59頁。
- ④③ 細谷孫一『浅尾藩政史』46、5、98頁。
- ④④ 同右書、91頁。
- ④⑤ 三宅千秋氏も、ほぼ、同様な趣意の推論をしている。前掲書558頁参照。
- ④⑥ 大谷村の石盛りは文化十三年の『大谷村明細帳』により、他村のものは『備中の新田開発』61～62頁によった。
- ④⑦ 太田茂弥『備中玉島港の社会経済史的研究』16頁。
- ④⑧ 太田茂弥「近世における備中綿作地域と農村経済構造」(『社会経済史学』第二五巻、二、三月合併号所収) 37頁。

- ④9 岡光夫「幕末畿内富農経営論」(『歴史学研究』312号所収)62頁。
- ⑤0 しかし江戸時代のごく末期、明治維新时期は、米価と金肥の騰貴により、綿作の有利性は著しく減殺された。
- ⑤1 井上清、鈴木正四『日本近代史』上巻、8頁。
- ⑤2 太田茂弥「近世における備中綿作地域と農村経済構造」34頁。
- ⑤3 三矢田守秋氏は、すでに一部異なった計算法によって、大谷村の取れ高の実質的配分が二公八民であったと指摘している。
- 三矢田守秋、前掲論文12頁。
- ⑤4 麦作(裏作)の米作(表作)に対する出来高の割合を  
 $\text{米} \times 0.7$  (寺本稿)  $\times 0.8$  (宮澤稿)  $\times 0.5$  (米々稿) (藩政氏稿)  
 として推考した。
- ⑤5 三矢田守秋、前掲論文21頁。なお、安政から嘉永、弘化、天保とさかのぼるほど、綿の作付面積はふえ、文治の場合も、一反歩を越えていたことは、ほぼ疑いが無い。
- ⑤6 ~ ⑤8 山崎隆三、前掲論文337頁。
- ⑤9 太田茂弥「近世における備中綿作地域と農村経済構造」37頁。

# 巡教の様相とその問題性

——明治期を中心として——

山田実雄

## はじめに

それがどのようなものであれ、ある信仰価値に基づいて結ばれた信仰集団、または教団は、隠れキリシタン、隠れ念仏などは例外としても、その信仰価値を、一人でも多くの人々に伝え、その価値によって生きること、救い・助かりが得られることを知らしめようとする。その動きは一般に布教とか、宣教とか呼ばれるものである。当然のことながら、その布教、あるいは宣教の方法は、それぞれの信仰集団・教団によって種々様々である。その方法の差異は、①教祖宗祖と呼ばれる人々の行動様態、②教義、または教条の性格などの基本的要件等が決定づけてくる。また、それぞれの集団、教団が形成された時期の歴史状況も、その布教・宣教方式に意外に大きな影響を刻印づけるものである。

金光大神の場合は、前半生を農夫として送った同じ家屋に座り込み、そこに訪れ来る人々だけを相手に道を語ることに終始し、門外へ出て人々を訪ね、道を説くことはなかった。しかし、維新政府の宗教政策が明確になるにつれ、さら

に、金光大神にならってその道を説く人々が各地に増加するにつれて、信仰集団は社会的存在としての性格をもたざるを得なくさせられた。そうしたことから金光大神没後、信仰集団のリーダーたちが、社会存在としての教団形成を目指して、各地に分立していた信仰集団を組織化しようと動いたのは、時の歴史状況からして、当然の動きであった。その動きの過程で指導者たちは、金光大神の存在と、その信仰を、歴史状況の中で読みかえ、歴史状況内へ位置づける作業を営み続けていった。その歴史状況内への位置づけや、歴史状況内での読みかえという作業は、一面では不可欠のものでありながら、他面では金光大神の信仰からの離反を結果せしめるという問題を孕んでくる。

明治中期から後期にかけて教団形成を遂げた本教は、明治の天皇制国家体制という特殊な政治形態のもとで組織化を図ったがゆえに、金光大神独自の信仰にもとづいて教団体制を整えることは許されなかった。もちろん布教方式も自主的動きとしては、ほとんど認められず、当時の国民教化という方向から逸脱しない限りという制限付きの布教を許されただけであった。しかし社会的存在としての教団形成を目指す組織指導者たちは、当時政府から許された布教方式を取り入れ、目的遂行へと向った。それが、巡教という一つの布教方式であった。

本論では佐藤範雄を始めとする組織指導者がとった巡教方式の形成過程とその動きを顧みつつ、上述の問題を究明していくこととする。

## 一、巡教の発端

備後鞆の津、沼名前神社宮司吉岡徳明<sup>①</sup>に、当時二十七才の佐藤範雄が面会したのは、金光大神帰幽のほぼ一年前、明治十五年(一八八二)八月のことであった。佐藤はこれを機に教団の組織化と公認を目指して活動を開始した。翌十六年に佐藤は、東京の神道事務局へ教会組織認可の請願を直接しようとして、同年十一月三十日、安那郡(広島県)神道支局副長、

長岡宣にその方途を相談した。それを受けて長岡宣は、当時神道界で勢力をもっていた神道広島事務分局に出頭することを佐藤に勧めた。<sup>③</sup>そこで佐藤は、同十六年(一八八三)十一月三十日、神道広島事務分局に出向き、三上一彦<sup>④</sup>分局長に金光教会組織認可の方途について相談したのである。その時、三上一彦分局長は、佐藤に対して「天下の有志又一人来れり」<sup>⑤</sup>との賞讃を与え、金光教会組織請願の主旨を了承し、その認可のために尽力するとの意向を示し、さらに五等宣教師の資格を佐藤に与えるとともに、関西第一の名講の誉れ高い野田菅磨宣教師<sup>⑦</sup>の説教の前講を命じた。当の佐藤は入信後、時を経ず、取次を志す者は、「神様の学問」<sup>⑥</sup>をしなければならぬとの自覚に立ち、大國隆正、小寺清之の門人黒坂昌芳に師事し、国学などを修めていたことから、その命に従う心準備はできており、この前講を神道界での信用を得る好機として積極的に受け止め、三回にわたって野田宣教師の巡教に随行したのであった。佐藤は後に、この巡教の随行を自ら「随行巡教」と呼んでいる。この随行巡教を本教の巡教史の観点からみると、まさにそれは明治中・後期から積極的に進められ、第二次大戦頃まで続けられた一連の巡教の発端として位置づけることができるとともに、本教巡教活動の基本姿勢を形成したということでも極めて重要な位置を占めるものといえよう。

神道広島事務分局が実施した巡教は明治十四年(一八八二)の秋から始まり、十七、十八、十九年が最もたけなわで、二十年(一八八七)の八月頃まで続いた。<sup>⑧</sup>その目的としたところは、「大教宣布の詔勅」を奉戴し、「鎮祭の詔勅と有栖川総裁宮の御親翰」、「三條の教憲」などを宣布し、民衆を天皇制国家の臣民として教化育成することにあつた。それに加えてこの巡教には、神道の面目をかけたもう一面の意味が付加されていた。それは仏教——特に当時独自の立場をとっていた本願寺教団を相手取り、「破邪顕正」の名目のもとに仏教に挑戦し、神道を宣布することであつた。神道広島事務分局はこの巡教を称して「神軍教戦」と呼び、そのメンバーが山陽、山陰、南海と三軍に分かれ、巡教を続行しながら本願寺に攻め入ろうという意図であつた。<sup>⑩</sup>佐藤が随行した野田菅磨の巡教は、この神軍教戦としての巡教であつたのである。そこで次に佐藤が随行人員として体験した三回の巡教を表で示し、具体的にその様相を窺ってみよう。

巡教期間	巡教箇所	目的
明治十六年 十二月五日 ～ 同年 同月十九日	広島県 沼田郡・高宮郡	「神道事務局、同分局の命ずる宣教師等、「五箇條の御誓文」「宣布大教詔」之れと同日御渙發の「神靈鎮祭の詔」昨十五年の「神道總裁一品熾仁親王の御宸翰」「三條の教憲」等を、開教に當り交々捧讀して、聖旨並に御宸翰の御趣旨の徹底に懸命し、惟神の大道を闡明、國體精神の宣揚に努力せられつつある」（『回顧』P・83・84）
明治十七年 四月十一日 ～ 同年五月 三十一日	備後一円の各神社 広島県 佐伯郡・尾道・福山 三原・安那郡・神石 郡・鞆津町	△第一回目の巡教の目的に加えて、金光教成立のための動きが起る▽ 「此の間（開教のない時）余は、同町内にて本教の御廣前を開き居る中島稻七氏の家の祖先を神道に復式する祭事を行へり。此の中島氏の妻コメが奉仕者にして、之が三原町に於ける本教の初めなり」①「以下巡教日程中、本教成立に直接精神的關係ある箇所のみを擧げて、他は省く」（『回顧』P・92）
明治十七年 十月 ～ 十一月	備中一円の各神社 後月郡・上房郡 小田郡・川上郡 浅口郡・哲多郡 窪屋郡・賀陽郡	△第一回目の巡教目的に加えて、いよいよ金光教会組織のための巡教であることを明確にしてくる▽ 「此の巡教は金光教會組織の大目的を達せんとする基礎運動なれば、關藤氏（岡山県入田村神職）と協議の通り余の手にて巡教日割を定め：六十一日間の大巡教なり。其の日程中、本教成立に直接精神的關係の箇所のみを擧げて、他は備後巡教と同様省く」（『回顧』P・95）

右に表示したごとく、佐藤の随行巡教は、単に野田宣教師の神軍教戦に加わり、神道的教化を民衆に対して行うといふだけでなく、回を加えるごとに金光教の組織化と教団成立の方途を求めての動きを増幅していったのである。いいかえれば、神道による体制的教化としての巡教を体験的に学びつつ、金光教会組織、信徒結集の大目的を実現すべく、野田の巡教に従ったのであった。その結果、明治十六年(八三)広島県下に散在する信徒を取纏めるための「金乃神社信徒取扱願」、およびその「規約」の許可、<sup>②</sup>同十七年(八四)十二月、教導職に補せられる前段階として衆人の模範たる篤信者に

与えられた教義係という教級獲得者の輩出<sup>⑮</sup>、同十七年(八八)十一月二十五日、神道備中分局内において金光教会設立活動を認められた委任状の取得<sup>⑭</sup>、などがその働きの成果といえよう。しかし、これらのことと表裏をなすものとして、なによりも重要な成果は、佐藤が神道界内において確たる信用を得たことであつた。それはとりもなおさず、教団形成とその公認を目指す金光教が神道界で認められることにも直接つながることでもあつた。それによつて本教は、神道界からの蔑視や、教団形成に対する妨害を免れることになり、明治十八年(八五)、佐藤の当初の念願であつた神道金光教会の成立をみることになつたが、その反面、金光大神の教えとその存在は、幾重にも時の体制が指示する価値や神道的教説によつて包摂され、粉飾されるという結果となつたのである。

## 二、巡教の基本的姿勢

佐藤の体験した随行巡教の影響が、神道金光教会認可後、金光教で最初にあらわれたのは明治二十一年(八八)の「教会規約改正」のときであつた<sup>⑯</sup>。当時の教政担当者は、この「教会規約改正」で教師を二区分し、「特派講師、脩信講師」制度を制定した<sup>⑰</sup>。特派講師は神道金光教会本部から、各地へ派遣されるもので、主として教祖の遺訓(神誠十二ヶ条)に基づいて道を説き、惟神の大道を民衆の間に拡げていく役割をになうものであり、脩信講師は各教会所、および支部講社内で布教活動を行うのを務めとしたものであつた。こうした講師制度をもうけた理由は、明治二十年(八七)十一月二十三日、神道事務局の六等直轄教会となつたことを機として、宗教団体としての体裁の整備のためと、中央で教育した講師を各地の分支所に派遣し、布教者(取次者)の意識統一を図り、キリスト教や他宗派に教義的にも対応し得るよう企図したところからであつた<sup>⑱</sup>。さらにいえば、その制度を有効に作動せしめることで、教団の神道事務局からの独立という目的成就のために、各地分支所の信仰、教義を統一せしめ得るといふ期待があつたのである。この制度制定以後、伝習

会<sup>19</sup>を開いて分支教会所教師に受講せしめ、伝習を受けぬものには、教師の資格を与えなかったのである。

講師制度をととのえていくなかで、神道金光教会は、「教育勅語」発布後、明治二十三年(一九〇八)初めて自らの計画による巡教を実施することができた。しかし、この巡教の説教内容は、教政担当者が「国民説教<sup>20</sup>」とそれを呼称したごとく、全く「教育勅語」に依拠したものであった。このとき神道金光教会は谷口安兵衛を大阪・難波両分所関係の特派講師として命じ、大阪・京都・丹波地方の巡教を行わしめた。<sup>21</sup>この時の巡教は全教的なものではなく、地域的に限られたものであった。また一面では教政担当者は、「大教宣布の詔勅」や「教育勅語」の啓蒙活動という国の施策にもとづいた役割をこの巡教に担わしめるとともに、他面、教団統一をめざしての地方分支教会所の状況調査、教会視察<sup>22</sup>という役目をも付加して、この巡教を小規模ながら実施していったのである。

次に本教初期の巡教の基本的性格を窺うについては、戦争期、つまり日清戦時々局下での本教の動向に焦点をあててみなければならない。日清戦争で本教は、教団をあげて巡教を実施するにはいたらなかったが、戦時々局に対する本教の基本的な態度、姿勢をこの期に教団内部で醸成し、来るべき巡教の基礎固めを着々と整えていった。

さて、日清開戦にあたって明治二十七年(一九〇八)七月二十四日、神道管長稲葉正邦より神道金光教会長金光大陣にあてて、次の論達があった。

国威ノ発揚ヲ天地神明ニ祈祷シ尚皇國ノ臣民タル者此際一意専念忠君愛國ノ節操ヲ忘却セサル様篤ク説諭ヲ加フ可シ此旨諭達候事<sup>23</sup>

これに対して明治二十七年(一九〇八)七月二十七日、神道金光教会長(金光大陣)は、各分支所、説教所に宛て「国威振張武運隆昌ノ祈願」のため「赤誠ヲ凝ラシ各所ニ於テ別紙祭文(不明)ニ依リ本達到着ノ日ヨリ三日間祭典執行可レ致<sup>24</sup>」ことを指示した。続いて同年七月三十一日には、

本月廿七日付号外ヲ以テ、在韓兵ノ健康ノ祈念可レ致旨諭達致置候處、右ハ決シテ三日間内ニ不レ限、陸海軍凱旋ノ上、一同帰朝ノ日

ヲ見ル迄ハ決シテ祈念ヲ怠ラザル様可レ致。然テ目下ノ教導方ハ大切ノ折柄ニ付今回本部ニ於テ朝鮮事變ニ對シ開教セシ其講録ヲ、別冊ノ通り印刷致候間、該書ヲ標準トシテ取捨、其宜敷ニ随テ皇國ノ臣民タル者此際一意専念忠君愛國ノ節操ヲ忘却セザル様、篤ク教導可レ致其旨諭達候事<sup>②⑤</sup>（句読点筆者）

という諭達を各教会に発し、神道金光教会本部において行った説教記録である『講録』を配布し、各分支所の布教担当者、それをテキストとして戦時々局下での布教をおこなうよう要請したのである。この『講録』の配布は、教会のみならず、地方役所役場、金神駅通過の輸送軍人などにも配布された。その数は実に七千部であった。<sup>②⑥</sup>このとき配布された『講録』は、本教文書布教上最初の冊子であり、以後の文書布教にも少なからず影響を与えるものとなった。<sup>②⑦</sup>『講録』出版後、神道金光教会によって発行された『<sup>日清</sup>宣戰大詔説教 全』<sup>(九一八)</sup>、『詔勅説教 完』<sup>(九一八)</sup>などが『講録』に準拠して出版されていることで、その影響をうかがえる。<sup>②⑧</sup>なお、出版に際してこの『講録』は、さきに引用した本部よりの達しでも明記されるように、戦時々局布教にとって重要な標準を示した冊子として位置づけられ、神道金光教会における社会対応の基本理念をあらわしたものとして、いたって重要なものとされた。<sup>②⑨</sup>

さて『講録』の内容についてであるが、その内容は天皇絶対主義の思想を基調とし、国民を臣民とおさえることによつて、上から一方的に国家体制順応へと傾倒させる体制的教化を説き、「教育勅語」の精神を基本理念として受け入れたものであった。「教育勅語」の目的は、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」という国家に対する絶対服従の精神を啓蒙することであったが、それを『講録』は全面的に受容し、「若一旦緩急あるの日は義勇公に奉じ身をも心をも唯管大君の御為め国の御為めに尽さねばならぬ訳であるとの吾教祖の御教であります」と表現することによつて、戦時々局への対応を示唆するのであった。また同書では、天皇を頂点に据える日本国家を天壤無窮万世一系の国体であるとして確認をせしめ、国家の民族的純粹性を主張し、そのことから人民に対して天皇を大父母様とし、その人民を眞の臣や子であるとする家族国家観にもとづく報恩・報国意識の醸成を図り、さらに『<sup>日清</sup>宣戰大詔説

教全』においても同じ内容を重ねた。すなわち「教導職たる者の力むべき布教方針」を示したのが、『日清宣戰大詔説教全』であり、この書を得ることは、「当に我講師の国に尽すべき銃と劍」を得たも同然である。この説教テキストを意味づけているのである。

日清戦争終結後は、既述の『詔勅説教 完』が教導の中心におかれ、「今や国威ノ宣揚ト共ニ平和ノ恢復トナリ去四月一日講和後ニ関スル大詔御渙発セラレ今後吾国民ノ心得ベキヲ示」<sup>⑩</sup>すためとして、『大詔説教 完』を印刷、解説を加えて、それをその後の布教方針として打ち出したのである。

こうした論調の文書を配布することによって、教政当局者は本部講師派遣のかわりに活字の力を借りて、地方布教者に対して、『講録』に準拠して人々に説くよう要請したのである。このことは、もし教団事情が許すなら『講録』の延長線上において全国的に巡教を実施しようとする意図が教政担当者の中に十分あったとみてよいだろう。しかし、当時一教独立の機運が高まりつつあるなかに、明治二十五年(九三)には東京都内で警視庁が説教以外の場合、教会所を閉鎖するよう指令した問題をめぐって、奉教主神鎮祭問題、つまり、常時教会所において主神を祭り、布教の自由を得られるよう政府当局に対して求めざるを得なくなった問題が、教団の指導者を悩まし、さらに翌二十六年(九四)には、金光大神のあと、取次に専念した金光四神の帰幽という事態に遭遇し、二十七年(九五)には、金光教の学問所開設をめぐって教団中央で紛糾がおきるという具合で、佐藤範雄をはじめとする時の教団の指導者たちは、教団機構の整備に奔走せざるを得なくさせられており、巡教の実施はほとんど不可能な状況にあった。それにしても、教内各分支所の布教方向を何としても同一路線上にのせねば、教団統一はおぼつかないという状態であったので、上述したような、説教テキストを發行流布することをもって、巡教により地方教師の意識統一を図ることに代えたのであった。それによって、当時の神道金光教会がねらった布教方向、いかえれば、戦時々局に際して、「教育勅語」等に顕著にあらわれた統治理念を受容し、そのことによって、金光大神の信仰を顕わし得るのだという当局者の布教意図は、ある程度、各地の教師にとどい

たものと考えられる。

### 三、巡教の具体的様相

つぎに、日露戦争における時局巡教の内容的側面に焦点をあてて巡教の様相を窺ってみよう。

金光教が一教独立運動を具体的に開始するのは、明治三十二年(一九一八)、神道管長稲葉正邦より、「吾輩就職以来、教勢を視るに、金光教は独立の資格ありと認む。請願せよ」<sup>⑩</sup>という助言を得たことを契機とし、その運動過程の中で、政治家や神道界からの多大な協力を得、明治三十三年(一九一八)六月十六日、正式に認可となったのである。この全権委任を受けて独立運動を中心に展開したのは、佐藤範雄であった。その独立の念願を達成して佐藤は、明治三十三年六月二十三日、金光管長にあてて次のような「内申書」<sup>⑪</sup>を提出し、独立後における自己の立場を自覚し、表明した。

ここでその主要点を箇条書きにして示しておきたい。

- (一)、明治十二年(一九一八)中に教祖と約束した「大業」——つまり独立——が達成されたので、佐藤としての任務は終わったとの宣言。
- (二)、独立以後、佐藤自身としては本部の重役になる意志はないとの表明。
- (三)、教育事業については、本教にとって「大計ノ事業」であるので、ご命を拝せば引き続き奉職してもよいとの表明。
- (四)、教規・教則については、立法者の一人としてどこまでも責任をとるとの表明。

右に列挙した諸点によって窺えるように、一教独立の大願成就とともに佐藤の当面の仕事は終わったとして、これ以後本部の重役に加わらないことの意志を表明したのである。しかし、教育事業については、いまだ不整備であり、教師養成もなお急がれていた実情から、その面に参画を希望した。このように佐藤は、自己の立場を確認しつつ将来の役割について覚悟するところがあったのである。これより教団の中心的業務は、中央にあっては白神新一郎、近藤藤守、東京

にあつては畑徳三郎などに委ねられ、佐藤は専ら教育、赤十字運動面で活動することとなった。

以上のような教団事情の中で日露戦争の時局巡教が実施されたのである。明治三十七年(一四)にはいり、国際関係の悪化、戦争突入状況をいち早く察知した本部当局は、同年一月二十三日、「軍国に対する布教をなさん」として「巡教師速成講習会」を開催し、時局対応の準備をした。<sup>(34)</sup>

本部当局は教内より三十名の教師を選抜し、本部に集め四週間にわたって巡教目的や説教内容等について受講せしめたのである。

続いて明治三十七年二月二十三日には、『日露宣戦大詔講義』(畑徳三郎)、『日露宣戦大詔講演』(佐藤範雄)、同年六月、『軍国に対する國民の心得 説教筆記 完』等々が、説教用標準テキストとして出版され、部下教師、輸送軍人、市町村役場などへ配布されたのである。<sup>(35)</sup> また、同年三月二十日には、「巡教師任命規定」(巡教師の等級を定める)、「巡教規定」(巡教師の種類及派出の方法の規定)、さらに「教衣」などが制定された。ここに至って教団制度上、巡教、および巡教師が初めて教団において位置づけられたのである。このことを裏返して言えば、明治三十七年代に至って教団的視野に立脚する教師が教団内に養成され得たことを意味し、その結果『講録』などの内容を積極的に理解し、活用し得る教師が増加したということであろう。

さらに、「国威宣揚祈願祭」「大挙布教」「従軍慰問布教」「傷病軍人慰問布教」「出征軍人家族慰問及救護」等の諸活動が、戦時布教の積極的方針として本部当局よりうち出され、かつ実施された。ここでは巡教史として大いに関係のある「大挙布教」に焦点をしばって究明してみよう。

この期の巡教(「大挙布教」)は、三回実施された。その三回の巡教はそれぞれの時局状況によって様相を異にするが、基本的には一貫した態度でなされた。それを表で示し、巡教の性格と目的を窺ってみたい。

子の冒頭は、国民の父たる天皇の、国民に対するいつくしみの美談に始まり、そして、「皇室は我国の大家、吾人

この表によってそれら三回の巡教の性格と目的がどのようなものであったかを知ることができよう。既述したところであるが、やはりこの巡教も日清戦争期の時局に対する基本的な対応姿勢と同レベルのものとして位置づけられていたことが窺知されるのである。

その他	第 3 回	第 2 回	第 1 回	巡教 期 間	配 布 冊 子	目 的
常時	明治三十七年 十一月二十一 日～ 明治三十八年 三月	明治三十七年 六月四日 ～	明治三十七年 二月十八日 ～		『宣戦大詔説教筆記』 『日露宣戦大詔講演』 『日露宣戦大詔講義』	「宣戦大詔ノ御趣旨ヲ宣傳セシメ信徒ヲシテ此際軍國ニ対スル決心ヲ誤ラザラシメンコト」を目的とする。
『神訓の威徳』 『天地は吾住家』	『勅語大意』 『時局ニ対スル 第三回巡教 教導要旨』	『軍国に対する 国民の心得 説教筆記 完』			「現下ノ状況ヲ鑑ミ国民ノ堅忍持続人心開發ニカメントシ七項目ヨリナレル訓示要領ニ基キ……大ニ軍国民ノ元氣ヲ奮起」することを目的とする。七項目とは、軍国民の概念、宣戦の理由、国民の堅忍持続、出征軍人家族保護、勤儉貯蓄、流言浮説、交戦国に対する吾人の感情などである。	
	「神訓の威徳」は「信心する人は常に守を心にかけておれよ」 「心にかくる守は穢るゝことはなきものぞ」 の二つのみ教を印刷し、守札の代用としたものである。 以上『時局ニ関スル事項概要』				三十七年内閣総理大臣より発布のあった勅語に対して「聖旨ノ万一ヲ窺ヒ奉リテ勅語大意ト題スル冊子」を出版し、教導の指針を示し引き続き各地に巡教師を派遣して宣布することを目的とする。	

民はその分家」として、「君に忠なるが即ち国を愛するので君の為に尽すのが即ち祖先に孝」となると説き、それを意味づけるのに神誠第一条（「神国の人に生まれて神と皇上との大恩を知らぬこと」）などをあげ、大義名分として、「宣戦の詔勅」をうたいあげたものである。こうした論理展開とその指向するところは、全く「講録」と同一線上に位置づけられ得るものである。

そこで、これらのことが実際に巡教を行った巡教師のところではどのようなようになっていったか、それを「巡教報告」資料によってみていきたい。

この「巡教報告」資料は、明治三十五年(一八九二)から四十年(一九〇七)までの時局巡教を中心とした各巡教師が本部に提出した報告類である。特徴的なところを、一部抜粋して付録にあげているので、それを見れば概略内容の見当がつくのであるが、あえてここで、この報告によって各巡教の特徴をみると、およそ次のような内容となる。(1)、明治三十五年・六年の巡教は、佐藤の金光中学改築問題にかかわって、その資金集めのため、教育の必要性を説示（「学事講演」）する目的で行われた。また加えて、同三十五年には、教祖二十年の節年にあたり、そのための記念巡教も合せて行われた。(2)、明治三十七年より同三十八年三月までの巡教は、既述してきたように日露戦争の時局巡教であった。(3)、明治三十八年五月より四十年の巡教は、戦後の平和克復、および戦病死者遺族への慰安巡教であった。<sup>⑧</sup>以上が、それぞれの巡教の特徴であるが、これらの巡教をとおして、さらに一貫した二つの共通点がみられる。その一つは、教会の隆盛、信徒の信心状態などを観察する教会視察という点であり、他の一つは、既述したように巡教が、近代天皇制国家の方針に積極的に追随する指向性をもっていたという点である。したがって、後者の指向性からして日露戦役における巡教の説教内容は、詔勅は、日清戦争時の『講録』の性格を一步も越え出るものではなかった。やはりこの時期の説教で説かれる内容は、詔勅を説示し、日本国家の優越性を観念的に鼓吹し、「教育勅語」精神などを啓蒙することにあつたのである。

こうした点をおさえて戦時々局巡教をさらに分析していくと、次のような三つのパターンを特徴としてあげ得る。そ

これは、(1)、国威宣揚祈願祭、あるいは大祭という祭事とあわせることによって戦時説教がなされたこと、(2)、三十五年の巡教においては、講題として「道教乃大綱」「信心乃心得」<sup>(35)</sup>中の御教えをかかげての説教であったのに、戦時々局にはいると、にわかには神誠第一条が中心講題にかかげられ、クローズアップされてきたこと、<sup>(36)</sup>(3)、「巡教報告」の中で「説教」と「講話、談話、訓示」などが区別されていたことの三点である。ところで、ここで問題として重要なのは、(3)の問題点である。当時、説教といわれていたのは、詔勅とか神誠第一条を講題にかかげる「大詔説教」という形式を指し、本部出版の教導用標準テキストの内容にもとづき、人民に対して上から啓蒙・教化を図ろうとするものであった。これに対して「講話」とか「談話、訓示」といわれていたものは、いわゆる「説教」と対立するものとして使い分けられていたようである。

そこで、なぜ講話、あるいは談話というものと説教とが区別されるようになったかという問題について、「巡教報告」によってそれを見てみよう。

八木栄太郎巡教師の報告では、「今回ノ巡教ハ常ノ巡教ト其ノ目的ヲ異ニスレバナリ然レドモ例ノ講話アリシ故重ナル信者ハ何レモ講話ニヨリ信心ヲ固クセリシ様子」<sup>(37)</sup>、また「説教終了後役員世話掛三十名計リ集メテ三十分間程八木教正ノ談話アリ」<sup>(38)</sup>と記録されてあるが、ここで表現される「常ノ巡教」とはどのようなものであったのか、「例ノ講話」「談話」とは、いったい何を意味し、何を指すのであろうか。また、石原光次郎巡教師の報告では、「信者少き為、講話にて終る」<sup>(39)</sup>と記されているが、「講話にて終る」という表現の裏には、講話以外に何か特別の「はなし」というものが用意されていたのか、という諸問題が浮上して来る。

この時期は戦時々局であり、金光大神の信仰を説きあかすというよりは、既述したような本部が示した説教内容とてにかく宣布・説示し、教団の巡教目的を果すことが先決の問題であった。そのことから説教者の意識、および説教の形式は、上から一方的に説示する啓蒙的な説教形式をとらざるを得なかったであろうことは容易に推測できる。というの

は、明治初期の維新政府、また神道事務局、その後の神道本局が施行していた説教の体質がそのまま本教の説教に持ち込まれたがゆえに、巡教師が個人的次元での救済の問題には関わってはおれず、あくまで信奉者（未信奉者も含め）を全体的、非人格的に扱うこととなり、さらに説くことといえば、宗教信仰に基盤をおき得るはずのない政治理念の啓蒙に走らざるを得なかったのである。しかしながら、実生活次元で具体的難儀を乗り越えるべく信仰を問題にしている人々にとって、そうした説教は味気ないものであったに相違ない。そうしたことからその短を補い、金光大神の信仰を親しく語るものとして、「例ノ講話」、あるいは「談話」なるものが巡教師の創意によって設定され、そのことによって始めて人々は、安心もし、「信仰ヲ固ク」することができたのではなからうか。それゆえに巡教が、説教と講話、談話といわれるものとの、二重構造というかたちをとらざるを得ぬこととなったといえよう。換言すれば、従来の巡教目的に添って説教が行われる限り、その説教は一方的な啓蒙・教化説教の形体をとることとなり、したがって巡教師はそれぞれに聴衆の信仰的欲求を感取して、自らの信仰を語り出す「講話、談話」の形式を設けていかざるを得なくなったといえよう。

#### 四、巡教の問題性

これまで教団独立を中心点として、その歴史経過と関連をもたせながら本教巡教の姿勢、および性格などを論述してきた。この章では、初期に形成された巡教の基本的姿勢、性格が、それ以後の巡教にどのように影響を及ぼしたであろうかという問題について考察してみたい。

明治四十年代に入り日本経済は不況にみまわれ、人民に不安を与えた。そうした状況下において思想界では、自然主義の風潮が支配的となり、また社会主義も抬頭してきていた。<sup>(4)</sup>これに対して政府は、民心の動揺による国家秩序の崩壊を恐れ、思想悪化是正という目的をもって、明治四十一年（一九〇八）十月、「戊申詔書」を發布した。それを受けて本教は、

同四十一年十一月、聖旨の大要を窺うのに便利なる冊子であるとして、『戊申詔書大意』<sup>46</sup>を出版し、教会はもとより、各官府県庁、および岡山県の各郡役所、警察署などへも配布したのである。その冊数は四十一年十一月の初版から四十二年<sup>(一)</sup>五月までに六版と版を重ね四万五千部にまでのぼった。そして、本部当局は、「上下心を一にし国民は徳義を重んじ、誠実を以て業に従ひ国の力を養ひ国の力を強く、固くすることを心掛けざる可からざると共に、又風紀の振肅を計る」目的をもって二百九十か所で戊申詔書講演会を開催した。<sup>47</sup>

その後大正八年<sup>(二)</sup>にも「一斉布教」が実施された。この巡教は第一次世界大戦の反省に立って各国、各個人も今こそ「改まり」の時であると、本教としての態度表明をするとともに、<sup>48</sup>国内における労働問題、社会思想の活発化について憂慮すべき傾向であるとの見解と立場に立ち、一層国民の自覚を促すという目的をもって実施された。そして、本部当局は教内青年教師を対象とした高等なレベルの講習会<sup>49</sup>を開催して、この「一斉布教」に備え、巡教師を養成し、教師に「我立国の大精神」「国民の自重」「家業に対する信念」のうち二講題を選択させ、教化にあたらせたのである。そして巡教師は、(一)、今回の布教に対する教内並びに教外者の感想、および二講中いずれが最も適せしか、(二)、巡教地方の民情風俗宗教思想、および現下社会人心の傾向、(三)、各地に於ける本教の声望並びに他教派との比較、(四)、教会長教師の布教振り<sup>50</sup>と信徒関係、および信徒総代役員に関する感想、(五)、教会所の体裁、および建造物に関する感想、(六)、今後の巡教上の希望と暑中に於ける巡教の可否、という六項目にわたる感想(観察)文を書き、それを本部当局に提出する義務を課せられたのである。それがここで扱う巡教師の感想録である。

この資料——「大正八年度一斉布教各講師感想録綴」は、さきに述べた六項目に対する四十三名の巡教師たちの感想をまとめたのである。この資料の性格は、巡教師にかなり自由に書かせたものらしく、そこには当時の巡教に対する問題意識があらわれている。その報告内容を大別すると、巡教に対して積極的には認めた感想と、消極的評価、ないしは懐疑的に問題視した感想との二つがある。巡教に対しての積極的な是認論は、本教を「御国体擁護教」であるとして、

それだけに、積極的に率先して時代の大勢に順応する信仰知識を巡教によって養成することは、一層重要であるとする論に代表されよう。こうした主張に反して、既成の巡教に対する反省を加えながら、懐疑的に巡教を問題化する批判者や不満分子が、少数ではあるがこの期に存在することに注目せねばならない。そこでこの巡教批判、あるいは不満論者たちの感想はどのようなところから惹起され、それが巡教史上どのような問題性をもたらすのかを考えてみよう。そこでまず長文になるが引用文を次にあげてみたい。

本部の頭が一年一年に進むのに信徒の頭がそれに従って進歩しない。……講師の説教が甚だ六ヶ敷くなくて来た。……あゝ亦本部の説教か。あの「六ヶ敷い説教」かと云ふ様になる。……「説教を斯う一定不変にされると困る。人を見て法をとくと云ふが、土地々々によって講題をかへてもらふ方がよい」。……彼等の眼中には自分一個の外的方面さえ救はるればよい。……我立国の大精神が如何であろうが、家業に対する信念が如何であろうが、それは問題ではないのであります。……説教をしながら自分は蓄音機になって居る様に思ひました。……画一的に題をもうけて然も同じ様な筋書で話す事を止めた方がよい。(吉井教通報告)

今日マデノ巡教ハ、対外的ニ重キヲ置カレ居ル様ニ思ハレ候……真ノ布教、真ノ教育ノ理想……一人対一人タル可キヲ予想セラレ候、我教祖ノ結界ニ於テ一人一人ニ御教工被遊候御布教<sup>(マデ)</sup>コレ真ノ理想ト仰ガレ申候 (関口均一報告)

「金光教ハ余程ウマク国体ニ合セテ居ルナ」位ニテソレ以上特別ノ反響ヲ認メズ……国体ニ対スル信念モ宗教的信仰ニ立脚スル方堅固デアルトハ一般ノ評……然シテ本教ニ於テハ信仰ノ向上ハ同時ニ国体ニ対スル信念ノ強固ヲ来スノデアリマス。然ラバ此ノ講題ハ主客顛倒シタ方ガヨクハアルマイカ、教会内ニ於ケル説教デアル以上国体問題ヲ表ニ出シテソレニ自流ノ教義ヲ説キ合セルトハ余リ社会ニ迎合シタル企テノヤウニ思ハレマス。(井上幸雄報告)

当時の教団は、社会に迎合したる企て、と断言されるほど時代に順じ、その姿勢のために、日常生活レベルでの救いを求める「信徒の頭」より「本部の頭」のほうがぬきんでいたのである。立国の大精神よりも信徒は、生活困窮の難儀克服を信仰に求めて巡教に期待をよせていたのであるが、巡教者が体制的教化を目的として国家理念を説く限り、その期待は裏切られざるを得なかったのである。そのように当時の本教の説教は、「対外的ニ重キヲ置」いていたがゆ

えに、「信仰ノ向上ハ同時ニ国体ニ対スル信仰ノ強固ヲ来ス」という国家主義的傾向を持つことはあつても、一般信徒に対する「信仰ノ培養ニ重キヲ」おくことはなかった。加えて巡教師の立場に立つてみると、「六ヶ敷い説教」——一定不変で、画一的に題をもうけ、同じような筋書をもつ説教——が本部方針の説教であるかぎり、巡教師は人々の高みに立つて説教しなければならず、そのことよつて人々の反撓心を煽る結果にもなり、彼ら自身、自分たちは、「蓄音機」同様だと感じるほどになつていたのである。

そして巡教師たちが、「蓄音機」である以上、そこでは「一人対一人」の対話の原則や、「教祖ノ結界」を通じて「一人一人ニ御教」えをするという教祖のところでは體現された信仰、すなわち、「とりつぎ」の関係は、生きて働き得なかつた。それゆゑに巡教師がいくら説教用標準テキストに基づき、「立国ノ大精神」「家業ニ対スル信念」を説示したとしても、このような巡教、および説教は、巡教師自身によつて「講題ハ主客顛倒」してゐるとしか受け止められない性質のものとしてとらえられ、反省、批判されざるを得なかつたといえよう。

何故このような事態が惹起されてきたのか。

時代を遡つてみると、明治政府は一貫して国家に対して従順な民衆を育てあげ、政府が求める国家統一を容易にするための上下関係、つまり支配構造を明確化するための政策を実施した。その一部を担うものとして、宗教による啓蒙的教化制度つまり宣教師制度が設置され、否応なく宗教家たちは、宣教師としての活躍をよぎなくされたのである。そうした宣教師たちは、政府から民衆を愚民として認識することを要請され、さらに上の立場に立つことによつて下へと一方的に啓蒙・教化する説教を強制された。その中で、特に宣教活動の性格を規定したものととして「大教宣布詔」(一八七〇年一月) 發布に続いて出された「宣教師心得書」(一八七〇年四月) がある。それは個々の宣教師の義務心得、および使命を規定したもので、宣教師という教化者が、国家方針に随順する模範者として人々の面前に立つことを要請し、また宣教師の義務として、国家方針に適合する人格的模範者を人々の中から摘出し、評価することを課したのである。そしてそのことは、後

の宣教使（布教師）の一タイプを形成する要因ともなったのである。このように明治期における上から下へとむかう体制的教化説教を種々の説教のパターンと区別して「啓蒙的説教」<sup>59</sup>と呼んでおきたい。本教の巡教における説教は、つまるところこの「啓蒙的説教」と同質であった。さきの引用文（「一斉布教」の巡教師の感想）で問題としたように、巡教師自らが反省し、批判せざるを得ないのは、国家方針を積極的に説き、聴者との対話を可能としない上から下へむかう一方的な「啓蒙的説教」であったがゆえであると断言しても過言ではあるまい。

さきの蓄音機説教とでも表現でき得る説教に対する（吉井教通巡教師の）反省的感想の基因が、「巡教師自身の実感を説教したのではないから」というところにあり、蓄音機同様、本部方針に従って語り出す説教——上から一方的に語り出す「啓蒙的説教」の味気なさが、「真に弱い態度でありますけれども……更に別に彼等の人気に投ずる様な講題を設けて」の開教となってあらわれ、そのことによってかろうじて自身の巡教の意義を見いだそうとした。このような蓄音機の反復の説教の状況からも不満・反撥としての反省・批判が生じたことは明白である。既述したように日露戦争期の時局巡教の説教が、二重構造としてあらわれてきたのも、ここで問題としたことと同じ相をもつものと考えられる。そこで次にこのような問題を当時の教団指導者は、どのように見定めていたのであろうかという点について触れてみたい。当時の教監畑徳三郎は吉井教通の報告に対して、

今回の説教が有難くない筈はないのである。それなのにそれを有難く感じなかった人々に罪があるのではなく巡教師その人に罪があるのである。

と述べ、吉井教通の巡教態度を批判し、報告書に添書している。これは畑徳三郎一人の意識でなく、当時の教政担当者との共通した意識であったであろう。巡教師個人は、あくまで上の立場に立ち、蓄音機同様となり、強制された啓蒙的説教に対して「何等の興味も熱情も起って」こないにもかかわらず、しかも「それを強いて実感したらしく偽って話さなければならぬ」という問題性を抱えさせられていた。しかるに、教政担当者はこのような実情と意見に対して考慮



天満	6・28	佐藤 範雄	高橋茂久平	昼	四五〇	予定ノ通り当天満教会所ノ開教ハ雨中ニモ不拘多数ノ参集ニテ滞ナク執行済ト相成候
東京	7・4	近藤 藤守	市川栄太郎	昼	六五〇	無事着京仕候 偕て昨夜来大雨の處今朝天候回復仕候 前講御船講義 中講畑教正 本講近藤教正 明五日は各教会長召集訓辞あるべき都合に御座候
不明	7・9	佐藤 範雄	高橋茂久平	昼	四三〇	佐藤権大教正今回ノ巡教ハ予定ノ通り本日ヲ以テ公會説教首尾滞ナク終了仕候 然シテ昨日以来ノ結果ヲ左ニ申シ上候 九日昼席参詣人四百三十人 夜席全七百五十人 十日昼席全五百五十人 本日夕方ヨリ当地方各教会長及役員ヲ召集訓示ノ都合ニ御座候
千住	7・11	近藤 藤守	市川栄太郎	昼	三二〇	昼開教 前御船講義 次畑教正 後近藤教正 聴衆三百二十人 夜講話 近藤教正
名古屋	7・23	畑 徳三郎	中野辰之助	昼	四〇二	昼間午後一時開会 前講石黒少講義講題「壯健なとも信心の油断を須なよ」 中講中野随員講題「障子一重が俣ならぬ人の身ぞ」 本講畑中教正講題「今月今日で信頼め御蔭は和賀心にある」 同時参聴者四百二名 同所夜間午後八時開会 前講中野随員講題「我子の可愛さを知て神の氏子を守り被下事を悟れよ」 本講畑中教正講題「信心須る人は常に守りを心に可希て居れよ」 同時参聴者四百五十人 同二十四日午前九時ヨリ同教会所ニ於テ市内及附近ノ教会長ニ対シ訓示アリ
金城	7・24	畑 徳三郎	中野辰之助	昼	二六七	午後一時開会 前講石黒少講義「疑ひを去りて信心志て見よ靈験は我心にあり」 中講中野随員講題「信心する人の眞の信心なき事」 本講畑中教正講題「神の恵を人知らず親の心を子知らず」 同時参聴者二六七名
高知	8・18	佐藤 範雄	天野 慶蔵	昼	六〇	八月十八日午前八時開講十時終講 拝聴者六拾名 前日ヨリ降雨の為メ 少人数 全午後八時ヨリ開講十時終講 拝聴者二百名
〃	〃	〃	〃	夜	四四九	
〃	〃	〃	〃	夜	二〇〇	

明治三十六年巡教 一、二、三、四、五、十、十二教区 巡教師					
真砂	5・21	佐藤 範雄	高橋茂久平 吉田新太郎	昼	六四〇
大阪	"	"	"	夜	九五〇
豊岡	6・15	"	片岡幸之進 寺田金次郎	夜	九一
"	"	"	"	昼	八〇
八鹿	6・17	佐藤 範雄	片岡幸之進 寺田金次郎	昼	五〇〇
"	"	"	"	夜	四〇〇
"	6・18	"	"	昼	二〇〇

佐藤 範雄  
八木栄太郎  
期間 二月七日〜十二月六日

佐藤権大教正ニハ昨二十日後七時着阪 二十一日真砂・大阪両教会ニテ説教并ニ談話執行相成候 概況左ニ報道致候 宜可然上局へ御執次相成度候

午後一時開教聴衆八十名全四時ニ終ル夜八時ニ説教開教ノ筈ナリシモ由来暑中ノ候且加ルニ近村ニ流行性患者発生セシ為メ当地方モ衛生思想ヤ起ントスル際ナレバ井上教会長ヨリ殊ニ教正ニ衛生説教ヲ申請シケルニ教正ニモ之ヲ甘諾セラレ爰ニ金光教衛生講演ヲ公會スルニ決シ教会所公會ヲ開クニハ余リ狹隘ナレバ隣地中学校寄宿舎ヲ借り受ケ町役場郡役所及ビ警察署等ヘモ照会シテ大ニ世人ノ心耳ヲ呼ビヌ聴衆スル者百拾余人豊岡町衛生委員及ビ町会議員等モ来聴シ大ニ同地衛生思想ヲ発展セシメ引テ本教ノ名声ヲ高シメシハ事実也サレバ同地ニ於ケル本教ノ将来又見ルベキモノアラント思ハル

十七日一昨夜来秋冷ヲ覺ユ午後一時開教四時半ニ終ル聴衆五百名余午後八時開教十一時半ニ終ル聴衆四百余人夜間ハ衛生説教ナリシ此ノ衛生説教タルヤ至ル所感動ヲ引キタルガ当所ニテモ金光教衛生説教講演ノ通知ヲ郡役所警察署村役場へ発シ堂々ト開教シ慥ニ地方信者及ビ人民ノ衛生思想ヲ発展セシメタリ 当教会説教ハ教正ガ巡教セラル、ト建碑式挙行ノ筈ナリシトヲ以テ但馬地方巡教以来ノ盛大ニシテ其光景ニ至リテハ教正一行ガ教会へ到着スルヲ機会トシテ昼夜煙花ヲ打上クル等実ニ地

大津	7・25	佐藤 範雄	高橋茂久平 吉田新太郎	昼	三八〇
大垣小	7・26	"	"	昼	三〇
姫路	8・9	"	片岡幸之進 寺田金次郎	夜	一五〇
"	8・10	"	"	昼	一三〇
"	"	"	"	夜	四六〇
"	8・11	"	"	昼	?
平安	11・10	佐藤 範雄	八木栄太郎 高橋房三	昼	一八〇
"	11・10	"	"	夜	三七〇
"	"	"	"	昼	七五

方トシテハ目醒シカリシ 教会其体ヲナシ万事殆ンド整頓シテ多ク間然スル処ナシ 但馬地方ノ鎮守府トシテ本教ノ将来大ニ望ヲ属スベキハ此ノ教会カト存ゼラレ候 十八日晴天 昨日ニ引キ更ヘ今日ハ亦暑甚シク候 午前七時ヨリ米田美功績根大人ノ建碑式並ニ一周祭ヲ行フ同十時ニ終ル遺族及信徒ノ参拝スルモノ夥シ 拾時ヨリ学事講話開演正午ニ終ル聴衆二百名計リナリシ

佐藤権大教正ニハ一昨日 二十五日大津教会所ニ於テ開教并ニ講話執行相成 昨二十六日大垣小教会所一泊ノ予定ニ候処都合上当地ニテ来着相成候 其概況例ニ依リ左ニ申上候

九日天気晴れ渡り晩ニ及んで一陣之風なく蒸す事煮へるが如し 午後八時より開教全拾時半終ル 聴衆八百五拾名計りなりしも皆熱心に説教を聴聞せり 十日此日も晴天にして其暑き事昨日ニ劣らず午前八時開教全十一時ニ終ル 聴衆百参拾名計りなりし佐藤教正の説教ハ時節柄懇切なる説教なりしを以て大ニ拝参の信徒をして衛生思想を喚起せしめたり此日ハ教会の月並の祭日なりしと姫路新聞が本日発兌ノ雑報ニ佐藤教正が随員及び尾原楽長を伴ふて来所せられし事を掲載せしと二より参拝の数非常ニ多く聴衆場ニ溢れ教場外ニ聴聞せし者数知れず (十一日) 講話午前八時ニ始リ十一時ニ終ル

本日(11・10)午後一時ヨリ教祖大祭ヲ奉行ス齋員二十名参拝者百五十名余り 当教会所ハ前中野教会長婦幽後不幸打続キシ為教勢振ハズ殊ニ当地方中ニテ最旧キ教会ノ事トテ從テ社会ノ着目モ多ク両三年前ヨリハ不信用ヲ来セシガ今回ノ開教ニテ大ニ面目ヲ一新シ殊ニ夜講ノ際ハ真宗僧侶及其他檀徒等モ多ク聴聞ニ来リ実ニ衰微セル当地方ノ教勢ヲ大ニ恢復

嵯峨	靴	2・27	林保太	ナシ	昼	七五	感情良好 在郷軍人記念祭執行(村長ヨリ依頼)
	中野辰之助	2・26	松村		夜	七五	宣揚祈願祭執行 講題「宣戰大詔」 神誠第一条神訓を説き本部の方針を訓示す 国威
大阪	八木栄太郎	2・25	阪井辰治郎		昼	三五〇	当日午後二時ヨリ国威宣揚祈願祭ヲ執行セラル 臨時ノ事トテ参拝者ハ少キ感アリシモサスガニ軍国ノ事トテ主事副主事ノ奔走セラルヲ見レバ熱心面ニ顕ハレタリ 又官公吏ヲ招待セラレシモ障リアリテ白男川西区長 杵淵社寺主任 加藤朝日新聞記者ノ三氏ナリキ而シテ三時半祭事了ル先ツ盛大ナリ
府中	中野辰之助	2・24	松村		夜	六〇	講題「神国の人」に生れて神と皇土との大恩を知らぬ事」 午後二時ヨリ国威宣揚祈願祭執行
明治三十七年巡教 第一、二、三、四、五、十、十二教区 巡教師 (佐藤 範雄 高阪由次郎 細谷 繁蔵 畑 徳三郎 第一回 二月二十二日〜三月二十一日 井上 鍵之助 吉田 新太郎 片岡幸之進 福田 甲次郎 第二回 五月七日〜六月二日 中野 辰之助 林 保太 八木 栄太郎 濱田 安太郎 第三回 十二月六日〜一月 石原 光次郎 二宮 満雄)							
龜岡	佐藤 範雄	12・9	片岡幸之進		夜	一一二	当教会所ノ教勢ハ以前ヨリハ衰ヘタル様ノ傾向アリテ目下職員トテモ至リテ少ナシ本部ヨリ度々巡教セバ回復スルナラン
福知山	佐藤 範雄	12・1	八木栄太郎		夜	一〇五	セルノ感アリ 午前十一時ヨリ午後一時三十分迄佐藤教正ノ学事講話アリ
		12・2			昼	二三〇	当教会所ノ教勢ハ近来振ハズ衰頹ノ傾アレ氏今回ノ開教ニテ少シハ挽回ノ模様ニ見受ケラル 本日(12・2)都合ニテ午後五時ヨリ佐藤先生ノ講話アリテ七時ニ了ル

熊本	3・9	二宮 満雄	ナシ	昼	一二〇	当教会所乃手にて国庫債券を已に五千六百円位申上仕り候又戦争終り迄
大溝	3・8	林 保太	ナシ	昼	三〇〇	聴衆感情良好 中ニハ警察官ノ平服者并ニ町長町会議員及ビ役場職員等多数参聴シ居リ 右吏員ハ説教終ルト共ニ教会長ニ面会シ更ニ本日ノ開教ハ吾等及ビ国民ニ取テ満足ノ到ニシテ聖詔ノ説明并ニ軍事公債応募ノ精神ヲ喚起セラレ及デ恤兵遺族扶助必要并ニ貴教信仰ノ真理等懇篤ナル御教導ハ吾等目下軍国ノ際人民ニ対スル其心ニ付キ大イニ助力ヲ与ヘラレ感謝ノ到ニ……
山手小	3・7	片岡幸之進	沢田長三郎 甲島芳松	夜	一〇二	参拝信者中支那人六名アリ而シテ熱心ナル信者ナリ 比較的盛大ニシテ将来大ニ有望ナリ而シテ各世話係役員皆熱心ニ教会長ヲ輔佐セルニハ感心セリ
栖川	3・7	二宮 満雄	ナシ	昼	一〇〇	前講として吉永博多教会長勤めたり 夜は特別として同氏講話をなせり 当教会所之参拝人ハ空前無比との事に候 是は村長より出征軍人遺族ニ公達を以て通知せし為ならん 又村長も我道乃此度乃拳を感謝し居れり 大詔説教終るや村長は参拝人に向ひて講演をなせり 翌日即ち八日には町長も小生に感謝の辞をもたらし来れり然し町長村長は栖川教会の爲めに歎せり 是は教会長の無能を
本田小	3・4	八木栄太郎	甲島 芳松	夜	七四	説教後正副主事六名ヲ集メ八木教正ノ講話アリ 国威宣揚祈願祭トテ小教会所トシテ参拝者多ク正副主事ハ非常ノ奔走
道広	3・1	八木栄太郎	阪井辰治郎	夜	一一七	説教終了後例ニヨリテ主事副主事ヲ集メ八木教正ノ一場ノ談話アリタリ 主事副主事ノ会スル者十有余名 軍国ノ事トテ主事副主事ハ非常ニ奔走セラル教会所ハ盛大ナリ
由宇	3・1	中野辰之助	松村	昼	二五	国威宣揚祈願祭執行 講題(昼席) 神誠第一条及本部の方針を訓示す (夜席) 宣戦大詔及本部の方針を訓示す
〃	〃	〃	〃	夜	七〇	

									当教会信徒一同として出征軍人遺族へ月々三拾二円八十錢余支出
									当所乃昼席の参拝者の多数は当市役所を始め近郷の町村役場の手を経て出征軍人の家族に案内状を發せし為め斯くは数多の参拝ありき故に小生も昼席を以て宣戰大詔説教を致せしなり
佐賀	3・22	二宮 満雄	ナシ	昼	一五〇〇				
"	"	"	"	夜	三〇〇				
牛込小	3・24	畑 徳三郎	寺田金次郎	夜	六二				前講寺田金次郎 本講畑徳三郎講師二人ニシテ講題一ナルハ前講ニ於テ宣戰大詔ノ御文意ヲ講明シ本講ニ於テ教祖ノ神訓ニ徴シ軍国民ノ態度奉公ノ精神ヲ發揮セシメン為メ説示指導スル也以下皆同ジ
四谷小	3・28	"	"	夜	六九				到ル処聴衆多カリシト云フベカラザレ氏意義ヨク貫徹シ感泣憤發ノ情見ルベキアリテ巡教ノ目的ヲ達セント覺ユ
									(以上37年第一回巡教)
岡山	6・7	佐藤 範雄	高橋茂久平	夜	九五〇				県知事ハ代理トシテ技師ヲ遣シ 書記官ヲ始メ高等官 判任官及諸学校教員等ヨリ市会議長ナト中流以上ノ多数聴講者アリタリ 尤モ中流以下モ半数以上ハ来聴シ大ニ感動セシヤ勿論ナリ蓋シ自今ノ形勢ヲシテ大ニ面目ヲ改メシムルモノアランカ兎ニ角愉快絶ナリキ
神戸	6・10	八木栄太郎	山本 朋唯	夜	八一				市役所 警察署其他諸官衙エモ案内セシモ当地ハ第二回動員令(第十師団)下リ居リシト貴族院議員選舉ノ当日加フルニ稿軍熱盛ナルニヨリ其ノ筋ノ聴衆ナシ然レ氏八十一名ノ聴衆者ニ対シテハ今回ノ巡教ノ目的ハ達スルノ見込ミアリキ 又説教後八木教正ヨリ重ナル信教徒ニ一時間余ノ講話アリキ教徒信徒非常ニ満足セリ
兵庫	6・12	"	"	夜	二二〇				当教会ハ稿軍熱盛ナルニモ不拘他教会(市内)ニ比シテ信徒熱心ナルニヨリテ從テ聴衆多シ二百二十人ノ内ニハ巡查二名 官衙役員四五名 信者以外ノモノ二百二十人中ニ二十人位ヲ混ゼリ聴衆ハ大ニ心ヲ一洗シ安



神辺小	12・11	高橋茂久平	白神	操	夜	三五	教祖大祭に兼ねて出征軍人武運長久祈願祭執行致し出征軍人家族へ案内し祭事済次第勅語説教となり次に直会の下附あり前夜は神訓を教導せらる 由宇教会に於ては勅語講義を二席に別ち教導せられたり 秋季大祭併て武運長久祈願祭モ行ワレタリ祭事済次第勅語講話 夜又同シク勅語ノ講義 勅語説教 他は神訓説教 (以上37年第三回巡教)
由宇	12・15	〃	〃	〃	昼	一一五	
熊毛	12・17	〃	〃	〃	夜	一七〇	
〃	〃	〃	〃	〃	昼	八〇	
白杵	1・5	〃	〃	〃	夜	一六〇	
〃	〃	〃	〃	〃	昼	六五	
佐伯小	1・6	〃	〃	〃	夜	一〇五	
〃	〃	〃	〃	〃	昼	五〇	
国東小	1・9	〃	〃	〃	夜	一二〇	
〃	〃	〃	〃	〃	昼	三一〇	
〃	〃	〃	〃	〃	夜	二六〇	
佐世保	4・21	八木栄太郎	ナシ	夜	二五〇	八木栄太郎 矢代幸次郎 間 四月二十一日〜六月三十日 時局巡教 小菅 廉 期 七月三日〜十一月三日 戦後巡教	
〃	4・22	〃	〃	昼	三六五		
〃	〃	〃	〃	夜	二八〇		

静岡	7・3	小菅	廉	ナシ	夜	五〇	前講 鎖是勝 本講講題「祈りて靈験の有も無も吾心なり」
"	6・30	"	"	"	夜	七〇	<p>多クシテ教勢は大ニ振ヒ将来有望ノ教会所ナリ</p> <p>博多教会所ハ大祭ノ事トテ雨天ニモ係ラズ参拝者多ク從テ聴衆モ多大ニテ何レモ熱心ニ聴聞ナシ居リ大ニ満足ノ態ナリシ教勢大ニ發達シ居レリ職員共ハ一致協力セリ 二十六日ハ博多教会所ニテ午後一時過ヨリ一時間余講話ヲセリ聴衆七十名</p> <p>国威宣揚祈願祭後引キ続キテ開教セシガ教会所ノ隣家等ハ当時軍隊ノ宿所ニ充テラレシ為多数ノ将卒アリテ或ハ教会所内ニ或ハ隣家ノ二階ヨリ聴聞スルモノ多ク時局上裨益スル処アリシナラン模様ナリキ其他官吏ラシキモノモアリテ感動ヲ与ヘシヤノ感アリ併シ教会所ノ教勢ハ振ハズ見受タリ</p> <p>二日ハ当教会所ニテ大祭ヲ執行セシコトトテ昼夜共参拝者多ク布教以來日尚浅キ由ナレト熱心ナル信徒多ク從テ教勢モ大ニ振ヒ現今小教会ナレト五等ノ資格ハ充分ニ有セルヤニ考ヘラル</p> <p>二十四日ハ午後八時三十分ヨリ一時間余講話ヲナセシニ聴衆五十名アリタリ二十五日ハ午後一時ヨリ春季靈祭ヲ執行シ終リテ直ニ開教セリ 当市ハ時局ノ為目下大不景氣ニテ從テ布教上ニモ影響ヲ及ボセシニ係ラズ聴衆ハ比較的多カリキ 二十八日ハ祝捷祭国威宣揚祈願祭ヲ奉行シ引キ続キ開教セリ當日ハ信徒外ニ僧侶学生等十名計リ聴聞シ居レリ 二十九日正午歩兵第四十四連隊營所内ニ在ル忠魂社へ高知道願教会長及ビ信徒中主ナルモノ四名ヲ引率参拝 六月三十日午後八時ヨリ大被式執行シ一時間ノ講話ヲナセリ聴衆七十名</p>
"	6・28	"	"	"	夜	一〇三	
"	6・27	"	"	"	夜	八五	
"	6・26	"	"	"	夜	一二八	
"	6・25	"	"	"	昼	五〇	
高知	6・24	"	"	"	夜	六二五	
国東	5・2	八木栄太郎	ナシ	ナシ	昼	六二五	
小倉	4・29	"	"	"	昼	三八〇	
"	"	"	"	"	夜	三五〇	
博多	4・25	八木栄太郎	ナシ	ナシ	昼	三八二	

焼津	7・21	小菅 廉	ナシ	昼	四三	恒例説教講題「神の恵を人知らず親の心を子知らず」
袋井	7・22	〃	〃	昼	二八〇	臨時開講 講題「神の恵を人知らず 親の心を子知らず」本所は信者遠隔の所より参拝し炎熱の日に五六里を遠しとせざる果して教師平素の伝道を見るに足る
中の町小	8・23	〃	〃	夜	一三	講題「信心する人の真の信心なき事」
見附小	8・24	〃	〃	昼	三〇	恒例説教「信心する人の真の信心なき事」
静岡	9・3	〃	〃	夜	六二	昼研究会 信心の条 夜説教講題「清き所も穢き所も天地の神は御守りあるぞ我心に不浄を犯すな」
富士	9・11	矢代幸次郎	ナシ	夜	四三	講題「神は我本体の大祖ぞ信心は親に孝行するも同じ事」
金折	10・26	〃	〃	夜	〇	金折教会説教日ノ所一人モ参拝者無之ニ付休会拙職説教開蕙数凡そ千回なるに一人の参拝者無之ニ付休会せし事は金折教会を見しのみ特に記して報告ス
静岡	11・3	〃	〃	夜	四六	天長節ニ付勅語奉読御製等を伝へ并ニ皇后陛下御製 皇太子御盛徳同妃殿下の御盛徳を伝へ奉り勅語略解

**明治三十九年巡教** 一、二、三、四、五、十教区 巡教師

佐藤 範雄 高橋茂久平  
八木栄太郎 沢田長三郎

期間 一月〜七月

弓ノ町	2・15	八木栄太郎	ナシ	夜	二七五	<p>月次祭ヲ執行シ終リテ開教セリ 当教会所ハ近来大ニ発達ヲ来シ所属職員三十余名アリテ協同一致シ以テ斯道ニ尽力セル為從テ参拝信徒モ多ク将来益々隆盛ニ趣クノ感アリ 十六日午前十時ヨリ十一時三十分ニ至ル一時間半教会長信徒等ノ請願ニ依リテ講話ヲナセリ聴衆百有余名アリキ</p>
-----	------	-------	----	---	-----	---

府中	笠岡	鞆小	立花	福知山	姫路
4・20	4・3	3・28	3・23	3・15	3・9
4・19	4・2	3・27	3・22	3・14	3・9
"	"	高橋茂久平	"	"	八木栄太郎
"	"	森定 厩吉	二宮 満雄	"	ナシ
昼	昼	昼	昼	昼	夜
夜	夜	夜	夜	夜	夜
一五〇	二〇〇	八〇	二五〇	一〇二	八〇
九〇	九〇	四五	一八〇	六五	八〇
<p>(内軍人遺族六名 凱旋軍人五十名) 案内セシ町村ハ府中 出口ノ二町及岩谷村にして同町村に於ける軍人遺族者二十三名ノ内六名来聴セリ尚当日ハ凱旋祝賀祭ヲモ相兼ね挙行シ 右町村内に於ける凱旋軍人をも案内したりければ凱旋軍人も五十名計参拝せり 尚当日ハ笠岡より吉備樂ザリシナリ</p>		<p>鞆小教会所ニ於テハ命ノ如ク当町軍人遺族十五人ニ対シ案内状ヲ発シ置キ本日午後一時大祭執行後慰安講演ヲ開廷シ同町長ニモ予テ案内セシニ公務差支ノ為メ上杉助役ヲ代理トシテ遺族ヲ引率シ来聴シタリ</p>		<p>当日ハ同村出身戦病死者軍人遺族六名(内三名は 日露役 外は日清役及北清事変役)ニ案内シ全村長コレヲ引連レ来聴村長ノ挨拶ニ「遺族者ノ満足セシハ嘸カシナラン吾々モ大ニ感スル所アレハ今後の参考ニ致シマス」ト 夫ヨリ遺族一同ニ直会ニテ酒飯ヲ饗シ一同大満足ノ様子ニ相見エタリ</p>	
<p>遺族六十四名 信仰者三十八名</p>		<p>男三十六名女二十九名</p>		<p>当姫路第十師団に於ける臨時大招魂祭の爲本職は管長公代理として七日に出張なし八日には招魂祭に参列し其夜午後八時より一時間余講話をなせしに聴衆五十名計ありたり 十日は月次祭後に開教せり</p>	



福山	5・12	高橋茂久平	ナシ	昼	九三	聞シアリテ相当ニ感動ヲ惹起セシヤニ見受ラレタリ
						教会長が病氣の爲め布教ニ活気なし教勢沈滞せるもの如し教会長の子孫にして道を相続する意志のあるもの無きが如し是れ教勢の發展せざる大原因ならん一日も早く福山教会の道の相続者を確定せざれば教会の前途云ふニ忍びざる場合あるニ至らん

1、資料「巡教報告」は、特徴的なものを抜粋した。  
 2、ひらかな、かたかなの表記は、資料に従った。漢字の表記は当用漢字に準じて表記した。また、あて字は改めて表記した。

3、月日は、たとえば六月六日の開教を6・6と略して表記した。

4、教区については、それぞれ第一教区(岡山、兵庫、鳥取県)、第二教区(大阪府、和歌山、奈良県)、第三教区(京都府、滋賀、三重、福井県)、第四教区(愛知、静岡、岐阜、山梨、長野、石川、富山、新潟県)、第五教区(東京都、神奈川、千葉、埼玉、栃木、福島、群馬、宮城、青森、山形、岩手、秋田県)、第八教区(北海道、樺太)、第十教区(広島、山口、島根県)第十一教区(香川、愛媛、高知、徳島県)、第十二教区(福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、宮崎、台湾)、第十五教区(朝鮮)となっている。

△注▽

① 金光教本部教庁刊『金光大神』P・260(縮刷版)、同『概説金光教』P・287、藤尾節昭「布教と教義化の問題」、紀要『金光教学』4611 P・47参照

② 佐藤範雄『信仰回顧六十五年』上巻P・78〜79 (以下「回顧」

と略す。)

「昨年(明治十五年)秋頃より、玉島羽黒神社の祠官大賀磐人といふもの、教祖の御道開きを悪口し妨害するとの事を聞きし事屢々ありたり。大賀氏は浅口郡の神職教導職を管轄し居る故、彼の手を経て備中にて直接教會を組織する事不可能な

るに依り、直に上京し神道事務局に出願せんと思ひ……」

③ 『回顧』上巻 P・79

④ 國學院大學金光教青年会『会報』創刊号 「余の觀たる佐藤宿老」(山本信哉談) 参照 昭和七年一月一日発行(以下『会報』と略す。)

三上一彦は広島県山形郡の人、頼聿山、六人部是香の門に学び、天磐戸神社の社司となった。のちに広島国文学会を主催した。山本信哉、佐藤範雄もともに広島国文学会の門下生。

⑤ 『回顧』上巻 P・81

⑥ 『回顧』上巻 P・175

△宣教使と宣教師の使い分け▽

宣教師は広島分局備中分局等に置かれたる者、宣教使は神道本局に置かれたるものなるが……

『回顧』上巻 P・82

△宣教師の任命▽

佐藤範雄

五等宣教師ヲ命ス

明治十六年十二月一日

神道広島事務分局

⑦ 『会報』P・14

説教に最も妙を得て、關西第一の名をとったものは、後の官幣大社熱田神宮の官司野田菅麿氏であった。野田氏の説教といへば、聴衆者は數十里を遠しとせずして、わざわざ聞きに

来たもので、その時の口合に『打てば鳴る、打たねば鳴らぬ、打たずて鳴らす野田の説教』といはれたものであった。佐藤氏はこの野田氏について、説教を練習せられたから、是亦評判で、會通雜誌から「今野田」といふあだなをとられたのであった。

⑧ 『回顧』上巻 P・11

藤尾節昭「布教と教義化の問題」紀要『金光教學』11、P・51、P・61注⑩参照

⑨ 『会報』P・13、14

明治初年の神道の隆盛は、神道自体の布教実績のみによって成果をあげたのではなく、維新以来、政權担当が一貫してとった国民の精神的・政治的統一の目的遂行上有効な価値体系として利用されたことよってその実をあげたともいえよう。それは政府が、神仏判然令(慶応四年)を發布し神道国教化方針を打ち出したことから始まった。この神仏判然令を契機としてこれまで仏教の勢力に制せられていた神道は、仏教排撃活動、すなわち廢仏毀釈運動を開始し、仏教に対する切り返しを図った。ところが明治四年以降、廢藩置縣も施行され、一応国家統制が確立するに伴って政府方針は、神道一辺倒の政策から、あらゆる宗教をも包括し利用するという方向に変わった。このことは事実上、神道による廢仏毀釈の終熄ともなり、神道国教化も一時挫折せざるを得なかった。このように神道広島事務分局の巡教——すなわち神軍教戦は、ちよ

うど神道の下降期に実施されていた。こうした状況下で神軍教戦が破邪顕正を目的とする活動となつてあらわれたのは、けだし当然といえよう。

⑪ 『回顧』上巻 P・92

佐藤は金光教会公認を得るために巡教中、各地方の広前の状況の視察や、教会創立の便宜を図ることなどを行っている。「淺井岩藏氏邸内に、小さき金山彦神社といふ祠を建て、我が御道を開き居るにつき、其の受持たる神崎氏と懇談す。初めは異論ありしも、結局廢止を承諾せり。未だ教會本部が成立し居らざる爲に、斯くして御廣前を開き居りたるものなり。斯る例は大阪京都邊にもありたり。」

⑫ 『回顧』上巻 P・85

金乃神社信徒取扱願

岡山縣下備中國淺口郡大谷村金乃神社本縣信徒、今般別紙之通規約ヲ以テ御局へ合併仕、取扱被レ下候様、此段願上候也  
明治十六年十二月二十日

廣島縣備後國安那郡上御領村

佐藤範雄㊦

廣島縣神道事務分局

長副御中

規約

第一條 金ノ神社本縣下信徒不レ殘御局ノ御指揮ヲ可レ受事

第二條 信徒中ヨリ教職ニ拔擢候節ハ、御局ヨリ御撰擧可レ

被レ下候事

第三條 信徒中布教取締世話係等ニ於テモ、御局ヨリ御辭令可レ被レ下候事

第四條 信徒取扱員ヲ御局内ニ一名ヲ御定置可レ被レ下候事

以上

書面聞届候條、規約之通遵守可レ有レ之候事

明治十六年十二月二十日

廣島縣神道事務分局

⑬ 『回顧』上巻 P・89

廣島事務分局にては、教導職に補せらるゝ段階とし、篤信者にして衆人の模範たる者に、教義係と稱する教級ありて、規約第三條（前掲注釈参照）の取締の名にて推薦する時は、辭令下附せられたり。

『回顧』上巻 P・91

教義係の資格を得れば、廣前に奉仕して御取次が出来得る事とはなれり。斯くて、明治十七年より十八年金光教會成立まで、廣島縣下にて十五名を選擧せり。

⑭ 『回顧』上巻 P・103

委任状

備中國淺口郡大谷村に於て金光教會設立の件委任致候也

明治十七年十一月二十五日

神道備中事務分局長 井上泰憲㊦

⑮ 藤尾節昭「教団成立期における教義形成の諸問題」

紀要『金光教學』46 12 P・118 参照

⑬ 『回顧』上巻 P・208〜210

⑭ 『回顧』上巻 P・218

神道金光教會條規 職制

第四拾貳條 脩信講師ハ、本分支所或ハ教區講社内ニ在テ、

教祖ノ遺訓ニ由リ、神事祈念神占等ヲ執行シ、本教會ノ

神理ヲ懇諭シ、諸民ヲシテ正道ニ導クヲ以テ専務トス

第四拾三條 特派講師ハ、本部ニ在テ府縣へ派遣シ、教祖之

遺訓ニ基キ、神理ヲ講シ惟神ノ大道ヲ擴張シ、神事祭祀

ニ關スル諸儀式等ニ從事スルヲ以テ専務トス

⑮ 『金光教義講究所史要』

四神様の御許に伺ふと「今日は鼻髭を八の字に生やした三十位の男が来り」「私は耶蘇教の信者であるが此所の神は何う云ふ神か分れば耶蘇教を止めて此所の信者になる其が分らねば耶蘇の信者になりなさい」「吾は親様が三十年間も拜みて世の人をお助けになりましたが神様は色が黒いか白いか身長が高いか低いか何の様なお姿であったとも傳へて居られぬから分りませぬ」と答へたら「それぢや貴殿は賽銭箱の番人であるか」と云ふから「時には賽銭箱の番もする」と云ふたら黙つて歸りた」との御咄があつた當時の状況を見るが如き心地がするであらう此れ四神様は神徳を以て理窟の相手になられなかつたのであるが又全年冬余が大坂の難波教會へ行くと近藤藤守氏が『よく来て呉れた此の間から川口の耶蘇の者が来て神が有るか無いかと質問する皆答辯やつた後風井保橋が答

辯して居るが向ふが得心せぬ今晚も来る」と云ふ……

⑯ 『右同書』「二、教會成立と教師傳習」

次に其の明治十八年八月十三日附にて金光教會職制が認可になりた。之は何の目的で出来たかといへば、當時金光教會が教導職を任命することが出来ぬので、職制中に「教師は左の等級により教長之を命ず云々」とあり、即ち教師は正準一等等より正準七等に至る十四級の教師であつて、この教師を養成し、その次に教導職の補命を仰ぐの順序である。

斯くの如く、教會成立して早や教師の養成にかかつた。その中に、前記の手續大意第十九條（信心堅固品行正實の者を撰び本社大神等の貴重なる神徳教祖遺教の深理を傳授することあるへし）の通り、教祖遺誠を傳習することあるべしとあり、其の第二十條に講社員中に於て學術品行正實のものは、それぞれ順序を踏み教導職に撰擧するといふ事にして、これに基きて教師の養成を始めたのである。明治十八年十二月五日に岡山縣上道郡圓山村に圓山教會所が設立されたので、余が教會長を兼務した。此は縣廳が外の者では許可が六ヶ敷かつたからである。

其の圓山教會の信者上道郡長利村十八番地、高畑彌吉と云ふ元遠神講の信者であつたのが圓山教會支所詰になつた。間違つた事を言ふてはならぬと言ふので、それから傳習する事になつたのである。其の高畑彌吉への傳習濟みの證左の如し。

一、辭令一通

一、神徳大意一通

一、神誠一幅

一、祝詞一通

一、葬儀式一通

右目録の通授與致候に付(下略)

金光教會教務課傳習係

圓山教會正副長 御中

其の次が、明治十九年十二月二十八日廣島區鐵砲町澤井小柳二が願ひ出た。其れより次々に備前備後及び大阪京都より傳習を願ひ出たのである。この傳習といふ事は、當時御神誠の讀み方とその御神意の大意を傳へた。又、當時大被詞は中臣被と白川流と黒住流とありて、各地から參詣して大被を奏けるのを聞くと皆區々である。本教のは白川流であるから、其れに統一する爲であつた。——中略——傳習は三日間位で濟みたと記憶して居る。そこで、先に申した様に、正一等から準七等に至る十四級の教師を取り立て、本教の教風統一を期したのである。(句読点は筆者)

⑳ 『回顧』上卷 P・251

㉑ 『金光教年表』 P・68

㉒ 『回顧』上卷、『金光教年表』

明治二十五年 九月 佐藤範雄九州各地の視察巡教

" 二十六年 九月 " 近畿各府県 "

" " 十一月 " " 福井、静岡、神奈川、東京各

府県視察巡教

㉓ 「神道本局達書綴」

㉔ 「朝鮮事変に對し祈願祭執行の件」(明治二十七年七月二十七日、神道金光教會長論達)

㉕ 「日清戦役の時局布教講録交付」(明治二十七年七月三十一日、神道金光教會長論達)

㉖ 「岡山県知事に宛た事跡取調に對する答申書」による。(明治三十一年八月二日、神道金光教會長の答申)

㉗ 『国家権力と本教』(政治社会問題等に関する研究会編)所収 福嶋義次レポート P・24 参照

㉘ 『日宣戰大詔説教 全』

冒頭に宣戰の詔を全文掲載し、以下その内容を説明して、説教の標準を示している。

「此説教を開卷し聽聞したらん上は我教長の機に臨んで變に應ずる赤誠よりこそ物せられたる其旨を能々守り眞心を盡して傳教せられむことを望む。」

『詔勅説教 完』

冒頭に「講和後に關する詔勅」を全文掲載し、以下その内容を説明、説教の標準を示している。

なお、『講録』は、「政治社会問題等に関する研究会編」別冊資料集 P・34 に全文掲載されている。

「日清戦役における恤兵献金募集の件」(明治二十七年八月、神道金光教會長論達)

「去月末兩三回の号外も発せられ且教導の方針を示し其講録。

- をも達して我教祖の御旨意」を伝える、その中心テキストと位置づけている。また、「我教え真理ある真実を世人に知らしむるの秋ならん……講録中其旨意のある所を能ク休せられ信者ニ篤ク教導肝要の事」と指導している。
- ③① 「日清戦後布教の方針に関する件」(明治二十八年六月十一日、神道金光教會長諭達)
- ③② 『回顧』上巻 P・347
- ③③ 『回顧』上巻 P・393、396
- ③④ 『回顧』上巻 P・453
- ③⑤ 「時局ニ関スル事項概要」
- ③⑥ 『令徳』(明治三十七年一月二十二日、第六卷第一P・72)
- 山下石太郎、吉田新太郎、杉山岩吉、天野慶蔵、中野辰之助、齋藤俊三郎(以上中講義) 杉原太馬介、神田兼太郎、片岡幸之進、高阪由次郎(以上権中講義) 前田吾助、松尾竹蔵、二宮満雄、寺田金次郎(以上少講義) 高橋房三、谷村益三郎、澤田長三郎、岩崎善蔵(以上権少講義) 細谷繁蔵、瀬戸章衛、井上健之助、阪井辰治郎、島村政次、内田允(以上訓導)
- ③⑦ 『令徳』(明治三十七年二月二十二日) P・65
- △補充者▽ 小菅廉、小山佐平次(以上中講義) 福田甲次郎、林保太(以上少講義) 石原光次郎(権少講義) 甲島芳松、樋谷虎次郎(訓導)
- ③⑧ 「時局ニ関スル事項概要」
- ③⑨ 畑愷「金光教典の成立過程について」(『金光教學』44、P 9)
- ③⑩ 「(四、神誠の成立と神誠正伝への展開) 参照
- ③⑪ これらの巡教の他に、三十六年の巡教の報告に衛生講演が佐藤範雄によって行われている記録が見える。これは(1)③の巡教範疇に入らないものである。時を遡れば、明治十九年、コレラ病発生によって説教などが禁止されたとき、野田宣教使と佐藤は官憲の特別の計らいで説教を実施したことがある。(『回顧』P・173) 三十六年の衛生説教もそれと同じ意識にたつて開教されたものである。
- ③⑫ 「道教乃大綱」「信心乃心得」の他に「神誠」の箇條も講題となつている。しかし、それらは一部の教えに限定されている。たとえば、一、壯健な時家業を疎にし物毎に驕る事、一、信心する人の眞の信心なき事(以上「神誠」) 一、生ても死ても天と地とは我住家と思へよ、一、神は我本體の大祖ぞ信心は親に孝行するもおなじ事、一、我身は我身ならず皆神と皇上との身とおもひ知れよ(以上「道教乃大綱」) 一、神信心の無き人は親に孝の無きも人の道を知らぬも同事ぞや、一、信心は本心の玉を研くものぞや、一、信心してまめで家業を務めよ君の爲なり國の爲なり(以上「信心乃心得」)
- ③⑬ 言及するまでもないことであるが、(2)に加えて各教師への教導用標準テキストとして出版された内容に基づき「宣戦大詔」などの詔勅が講題としてかかげられたことはもちろんのことである。
- ③⑭ この報告の記録者は、随行者山本朋唯である。(明治三十六年六

月十六日)

④② この報告の記録者は、随行者阪井辰治郎である。(明治三十七年二月廿七日)

④③ 報告によるとこの時の参集者は、一七〇名と記録されている。(記録者、石原光次郎)

④④ 『明治政治史』(坂田吉雄著)第五章参照

④⑤ 『戊申詔書講演会状況報告』

これは時の内務大臣、平田東助に提出したものである。

④⑥ 『臨時報告』(『戊申詔書講演会状況報告』に所収)によると東京教会でも『戊申詔書講演会状況報告』を三千部出版した。

④⑦ 『戊申詔書講演会状況報告』

教区(府県)	箇所数	日数(件)	回数	聴衆数	巡教師
岡山	四一	四一	四一	三、五五四	五
兵庫	二五	二五	二五	四、一七〇	三
岐阜	四	四	四	五三九	二
大阪	六	六	六	三、〇七〇	二
奈良	四	四	四	二五七	一
和歌山	一三	一三	一三	一、六二七	一
京都	七	七	七	一、六五四	三
滋賀	八	八	八	九五一	一
三重	五	五	五	八七三	一
福井	四	四	四	二六一	一
愛知	一七	一七	一七	二、一四九	二

静岡	一八	一八	一八	一、四九〇	二
東京	一四	一四	一四	一、四一四	三
神奈川	五	五	五	三八八	一
千葉	一	一	一	六六	一
福島	一	一	一	一三三	一
宮城	一	一	一	八八	一
秋田	一	一	一	七二	一
島根	一	一	一	六七〇	三
北海道	四	四	四	一、五八二	一
石川	三	三	三	一六六	一
山口	三	三	三	一、三一〇	一
広島	一五	一五	一五	三、九一九	三
香川	〇	〇	〇	三、一五三	三
愛媛	一〇	一〇	一〇	二、五六二	三
高知	三	三	三	二九八	一
台湾	三	三	三	四〇四	一
福岡	一七	一七	一七	六、六三〇	二
大分	八	八	八	三、五五〇	二
佐賀	三	三	三	六四五	二
長崎	四	四	四	七五五	二
熊本	一	一	一	一七	二
鹿児島	二	二	二	三七〇	二
島根	六	六	六	二、〇一〇	一

山梨	一	一	九一	一
栃木	二	二	二二五	一
長野	五	五	四一五	一
計	二九〇	二九〇	六三、一三九	六二

△開教様式▽

- 一、聴者着席
- 一、来賓着席
- 一、講師着席
- 一、開会の辞
- 一、君が代
- 一、詔書捧読
- 一、詔書講演
- 一、閉会の辞
- 一、一同退散

△開催会場種類▽

- 本部 一
- 東京出張所 一
- 学校講堂 一四
- 公会場 一四
- 教会 二六〇

④8 『金光教徒』 「眞の改り」 大正八年八月一日、第237号参照

④9 『大正八年度一齊布教各講師感想録綴』

現代思想界ノ混濁、國家的信念ノ頽廢、宗教ノ一大改造ノ時代ニ遭遇シ一面錯綜セル諸問題勃然トシテ起リ紛糾ニ紛糾ヲ重ネ其何レニ歸一スルヤヲ知ラス三千ノ昔ヨリ祖先ノ血ヲ承ケ来リ然モ万國ニ冠絶セル我國独特ノ國民道德心ハ將ニ消失セントセル今日大ニ奮闘努力以テ神ト皇トノ御爲メニ盡サザル可ラズ (湯淺尊敬報告)

⑤0 『金光教徒』 大正八年八月一日、第237号

「一齊布教開始せらる」

本教本部にては大戦終了後の世界の趨勢と我思想界の憂慮すべき傾向とに鑑み今月一日より九月廿日迄の間に於いて全国一齊布教を行ひて大いに國民の自覺を促すべき豫ねての計畫に基き去月二十二日より各教区内選抜の青年教師に對する高等講習會を開かれ講習科目は佐藤大教正の皇國經典、高橋專掌の説教組織の要領、八木教正の信念修養並に實習等にて其間法學博士小川郷太郎氏の「現代の經濟思想に就きて」と題する講演あり該講習會は豫定を一日延長して二十七日閉會せるが聴講者は一省略の四十三氏にして何れも一齊布教臨時巡教師を命ぜられ夫々所定の月割によりて布教に當る筈なるが之が講題は「我立國の大精神と金光教」「國民の自重」「家業に對する信念」の三より二を擇び晝夜若くは二日に亘りて開教すべしと因みに右に付管長には二十六日付達第十一號を以て各教區支部長を督勵せらるゝ所あり同時に佐藤臨時教監より通牒を發して各教會長教師に向け趣意の徹底を期せられたり達並びに教監通牒左の如し

○達

八達第十一號

各教區支部々長

歐州ノ大戦亂モ既ニ終局ヲ告ゲ平和克復ノ大詔ヲ拜スルモ將ニ近キニアラントス誠ニ慶賀ニ堪ヘザルナリ然リト雖モ現下

思潮ノ趨勢ヲ察スルニ國民一般大ニ自覺ヲ要スルノ時期ナリト信ズ依テ茲ニ一齊布教ヲ行ヒ神皇ニ大恩ニ奉答セントス各自宜シク此旨ヲ體シ信忠一本ノ教旨貫徹ヲ期スベシ  
大正八年七月二十六日

管長

○教監通牒

八監第十六號

八達第十一號ヲ以テ達示相成候通り今ヤ國民ノ大自覺ヲ要スルノ時期ニ際セシヲ以テ來ル八月一日ヨリ一齊布教ヲ開始相成候ニ付テハ各自宜シク當該部長ノ指示ニ從ヒ一般信者ニ徹底セシメ此盡忠報國ノ誠意ヲ捧クヘキ様御盡力相成度此段依命及通牒候也

大正八年七月廿六日

金光教臨時教監

佐藤 範雄

⑤1 吉井教通は、大正十三年、西宮教会副教会長となり、西村と改姓した。(大正十三年五月、『金光教職員録』による。)

⑤2 説教のパターンについて、説教の代表的なものとして、キリスト教の「聖書に基づく説教」(主題説教、講釈説教、その他)——『説教学』(後藤光三著)、『日本の説教者たち』(加藤常昭著)参照——とか、仏教での節談説教——『説教の歴史的研究』、『説教と話芸』、『説教』、(関山和夫著)参照——など。仏教でも明治期になると入啓蒙的説教の傾向をもつ説教も出現

する。『近世庶民仏教の研究』(柏原祐泉著)「近代における庶民の仏教受容」などにそれが見受けられる。たとえば、羽根田文明の『戊申詔書説教』、河崎顯了の『戦時仏教演説』などあり、柏原祐泉はそれらの説教を「体制順応的な説教」と規定している。

⑤3 内田守昌「教団の意義——教団形成過程における思想的背景——」(昭和三十八年教学研究研究所研究報告)

## 教団統理者選出の変遷(二)

—昭和十六年教規をめぐって—

宮田眞喜男

はじめに

宗教団体法は昭和十四年四月に成立し公布された。その施行令によって、各宗教団体は教団法規の改正を命ぜられたが、金光教も例外ではなかった。とりわけ、金光教においては、宗教団体法(以下宗団法と略す)施行を機に、管長の地位と機能の改組に着手し、その機能を基本にした新たな体制を確立した。同時に、教団が抱えていた積年の管長問題に終止符をうった。この十六年教規は、管長就任の基本資格を宗教的人格者に限定したことで、後年、教祖の信心に基づく教団運営を目指した教団体制と高く評価され、加えて現体制の基本的起源をなすものとして、歴史的意義が与えられている。<sup>①</sup>また宗団法そのものについても、信教の自由、政教分離の色彩をもつものと、その評価は高い。<sup>②</sup>

このような解釈なり評価が妥当性をもつものかどうか、本稿では、十六年教規改正のもつ問題性を、教団統理者に焦点をあてて解明していく。これは今日の教団体制の基本構造を認識するためでもある。

## 一 問題の所在

教規改正にあたって、昭和十四年六月、教制審査委員会を設置した教団は、翌十五年に入って、各条項の調査と起草に着手した。教規草案が国家の認可を得るまでの過程の概略を記述しながら、解明の手懸りとなる問題点の二三を抽出しておきたい。

教団は、宗団法の施行を歓迎し積極的に受け入れる姿勢を示した。それは、宗団法によって教団の根基は確立し発展が期待されるとの認識によった。<sup>③</sup>昭和十年事件で、反管長の勢力は教団の私有化を家邦管長辞任要求の理由に掲げたが目的を果し得ず、神前奉仕の地位の確立を条件に家邦管長の留任を受け入れた。神前奉仕の地位の確立を獲得した教団は、私有化から国家に奉仕する教団体質への転換の課題を内外から要請されていた。その課題を実現するに必要な制度、機構の改正には、国家の公認を要した。国家は、管長の発動による改正案を国家方針の枠内において認可することを原則とした。従って、教団が目指す国家に奉仕する実質を生み出すには、財の私有を認めた現行制度から法人化<sup>④</sup>への制度の改正を必要としたが、さらに、国家への奉仕が即神前奉仕者金光摂胤の管長就任を意味するため、<sup>⑤</sup>教団自らが教規改正に取り組んでも家邦管長の拒否が予想された、<sup>⑥</sup>教規改正の道は全く閉ざされたままであった。社会に向って国家に奉仕できる教団の確立を、内には家邦管長から神前奉仕者金光摂胤を管長に迎えるという管長更迭を図るに、宗団法の施行は千載一遇の機会であった。

こうした教団状況を背景にして、教団統理者（管長）の条項を担当した審査委員会の小委員会は、最初、現行制度の存続、つまり、教団の最高責任者であり支配権力を有する管長職と、神的権威を有する神前奉仕職との分離を基本方針に据えて条文作成に取り組んだ。分離の理由を、小委員会は次のように表明した。

- (イ) 教祖が立教の始めに於て隱居を願ひ出られ家長の地位より去られしこと
- (ロ) 立教の神宣に「死んだと思ふて慾を放し云々」とある神意により世俗を蟬脱せられしこと
- (ハ) 神前奉仕者が他の職を兼ねる時は御取次の精神に純正を欠くの虞れあること
- (ニ) 神前奉仕者が他の職を兼ねることによりて、御取次の上に實際的に支障を生じ易きこと
- (ホ) 萬一にも神前奉仕の神務に対し又は奉仕者の神勤上のことに対して聊かにも疑義を生ぜんか即本教の信仰上忌々しきことにして一教の致命的重大事なること

「管長選定に關すること及神前奉仕者に關すること、並に管長と神前奉仕者との關係に就ての考査」

小委員会の見解は、十年事件の解決策として文部省が裁断を下した、神前奉仕の神聖不可侵性の確立を基調にし、教祖解釈をそれに加えたものである。神前奉仕を教団運営の根基と意義づけ位置づけることに努力をはらった。他方、管長職には積極的な意義づけを行なわなかった。それは、管長職が公認教団としての前提条件であったところにもよるが、家邦管長がすでに十年事件で教団から信望を失い、続いて金光家血脈裁判によって（この点は後述する）戸主権を喪失し、管長職の基本資格を失うにいたって、ますます管長の權威が低落したところによった。ために、管長職を積極的に意義づける根拠が薄弱であり、現管長としての既得権を尊重する消極的理由しか見いだせなかったのである。

神前奉仕職に關して積極的意義づけの姿勢を示す一方で管長職を同等に意義づけしなかったのは、強いて管長職を神前奉仕職とは別に立てる必然性がなく、神前奉仕に従事する者が管長に就任すべきであるとの考えを暗々裡に示したことを意味する。従って神前奉仕の意義づけも理念を表明したにとどまったと云っても過言ではない。教団の趨勢は、神前奉仕者金光撰胤の管長就任へと傾斜していった中で、<sup>⑦</sup>なおも、文部省の裁断に拘泥しなければならぬ、という建前としての分離と、教団実態である一本化への動きの本音との板ばさみに立たされた苦惱を、小委員会からはからずも吐露した。教団の実態から既に浮き上っている建前論の存続に積極的理由が見いだし得ないまま、小委員会は結論として二案をとりまとめ審査委員会に委ねざるをえなかった。<sup>⑧</sup>

第一案は、建前を踏襲しながら管長の選出方法を原則として世襲制におき、機務顧問会が選定する内容である。第二案は、教団の実態に立って分離から一致を目指し、基本的且つ究極的には、大教会所の神前奉仕に従事する者を管長就任の基本資格と定めて、現実的には両者の既得権を尊重するために経過規定を設けて現状を維持するとの内容である。さらには、神前奉仕者金光摂胤の管長就任の道を開いておくとの考えに立つ案でもある。

両案を言い換えれば、第一案は現行教規による管長が大教会長を兼務し、神前に奉仕する者を管長が任命するという政治優先、血脈優先の立場であり、第二案は、大教会所神前に奉仕する宗教的人格者が大教会長に就任し、さらに管長に就任するという信仰、法脈優先の立場に立った考え方である。

小委員会が答申した二案のうち、審査委員会は第二案を採択し、教規草案として十五年七月上旬、六月三十日付で、管長の決裁を得ぬまま文部省に提出した<sup>⑩</sup>。家邦管長が決裁を拒否したのは、現行教規の存続、つまり管長職の世襲制を審査委員会が排棄した理由によった。家邦管長は、審査委員会の教規草案とは別に私案という形で文部省に提出した。

管長が決裁しない異例の教規案はすでに述べたところから明らかのように、十年事件で未解決となっていた家邦管長への不信の念をあらわに示したところに、その特徴を見出すことができる。宗教的人格者による管長就任を掲げはしたが、内実は、管長職の抗争に決着をつける意志を表明したものであり、管長職の相剋という性格を内包していた。

文部省は、こうした性格をもった教規案を見過さなかった。国家が教団の統理権を委任した管長の決裁を得ない教規案は、政治的に認めるわけにいかなかった。教規案を認めると、家邦管長の在任を否認したことになり、国家の宗教行政を自らが否定することになる。国家の責任という政治問題へと変質し発展していく要素を、教規草案ははらんでいた。さりとて、管長提出の教規案を採用すれば教団は混乱に陥り、内部分裂の事態が生起することが予想された。文部省は教規草案の取扱いに苦慮した。宗団法の意図は、教団固有の信仰内容を制度化するよりは、「宗教をして高度国防国家建設」<sup>⑪</sup>に当らしめるところにあり、国策の徹底を期すために教団の団結を絶対条件とした。審査委員会が信仰の確立を

意図して教規案を作成したが、結果的には宗団法の条件を量的にも質的にも充たす内容であった。そこで文部省は、管長案提出によって生ずる紛糾を避け、且つ教規草案の認可が可能となるよう、教規案を修正させる方針を内定し、教団に対し問題点を列挙して条文の整理とその立論となった歴史的根拠なり、教団事情について説明ができるよう指示した。第一点は、教規案が教団大勢の意向であることの事実証明、第二は、神前奉仕と管長職を一本化した理由と教統問題の歴史事実の解明、第三は、一本化しながらも経過規定を設けた理由、等々の項目についてである。<sup>⑬</sup>

文部省の指摘は懇切丁寧であった。曾ての十年事件に対処した管長擁立の態度から一転して、審査委員会案に肩入れを行ない、教規草案が認可されるよう配慮を加えた。管長職相剋の紛争を側面から支援し援助を怠らなかつた。<sup>⑭</sup> 指摘を受けた審査委員会は、第一項については、教規案が教団の総意であることを内外に印象づける方法として、議会在家邦管長に教規改正促進の上申書を提出するよう促した。議会はこれを受けて九月に上申書を家邦管長に提出した。第二項については、宿老佐藤範雄に、教統問題の歴史事実とその見解を提出させ、<sup>⑮</sup> 第三項については、教団の大勢が家邦管長に極度の不信感を抱いている現状を文部省に告げた。<sup>⑯</sup>

文部省からの助言を受け、その支持をも得た審査委員会は、家邦管長在任中に限り、管長職と神前奉仕を分離するとの経過規定を破棄して、第一次草案の基本線を積極的に推進せしめて、宗団法の精神に添い、その目的を実現する向きで、第二次草案の作成にとりかかった。

第一次案作成の段階で、神前奉仕に専従する者が管長職を兼務するのは教祖の信心に反するとの見解を、小委員会は表明した。ところがその見解は短時日で撤回され、<sup>⑰</sup> 宗教的人格者が管長に就任するのが、教祖立教の精神を具現するに最善の体制であるとの見解を示していった。<sup>⑱</sup> 信仰を中心に据えて政治を位置づけ、信仰が支配権力から離れることによつて教祖の精神は保持され、実現されるとの見解から、国家に従属するところに教祖の精神は顕現されると逆転していった。国家への従属を基本方針に据えて作成した第二次草案は、やがて一部に修正が加えられて公認されることとなつ

た。ここに第二次草案を第一次草案と比較するとき、そこに二つの著しい相違点を見出すことができる。

その一は、第一次草案で、管長就任の基本条件を神前奉仕に専従する宗教的人格者と定め、その宗教的人格者の基本資格を教祖の血統保持者と限定したのを、第二次草案で基本資格を削除し、選挙制に切り替えた点である。<sup>⑩</sup> その二は、神前奉仕を教団固有の価値と認め、その不可侵を強調したのを第二次草案で削除した点である。換言すれば、教祖立教の精神についての解釈の異動である。

以上、教規改正に着手して国家の公認を得るまでの経過を文部省との関係を軸に概略を記してきた。ここに教規改正にみられる特徴として、世襲制を排除して信仰面を重視する選挙制に切り替えた点と、神前奉仕の神聖不可侵という信仰の価値を表わした条文を削除した点である。それは一見して矛盾するかにみえるが、背景には、管長案との対立があり、その対立を避けるために切り替えと削除が行なわれたのである。しかし、いずれもどのような意味をもっているか、改めて問われねばならないことであろう。以下、その意味を右の点々の論究をとおして明らかにしていきたい。

1 管長職と神前奉仕職を分離する向きで教規改正に着手したが、分離する根拠はどのような事情と理由によったかという歴史認識について

2 分離する考え方は、改正に着手して一カ月余りで撤回されたが、撤回にいたる地盤はどのように醸成されていたか、そして社会的事情がどのように影響したかという、歴史的状况と教団運営のかかわり方について

3 世襲制を選挙制に切り替えた意味、つまり、教統（宗教的人格者）と血統（宗教的相統者）の教団における位置とその関連について

## 二 建前の確立とその根拠

小委員会が教規改正にあたって示した政治と信仰を分離する制度の考え方は、歴史的に言えば大正年代に起った。それは管長家によって教団を運営していく意図が明るみになったのが分離を促す動機であった。時の教政者は、第一世管長の企図を批判し、管長職と神前奉仕職が教団創設以後に自然に生れたものなる故に、教団固有の価値と意義づけ、分離の状態を制度化しなければならぬ、と第一世管長に進言した<sup>⑩</sup>。教団の支配権力者と信仰的権威者を分ける根拠を、積極的な意味での教団の慣例に求めた。つまり、管長家は教祖の家督を相続する家、神前奉仕者金光撰胤家は教祖の信心を伝承する、それぞれ由緒のある家と互いに認め合い、その伝統を再確認し、両家が円満にして且つ伝統を守り率先して教団の発展に尽すべきである、との考えに立った分離論である。両家の既得権の維持存続を意図して、政治と信仰の分離を図った。大正年代に支配的であったこの考え方を一歩展開させて、機能の面から捉え直したのが高橋正雄である。

高橋は、教団が当面している問題性を教祖の事跡で取り上げた。その中で高橋は、信仰集団が成立する過程で集団を運営する世話係が生まれたが、運営に従事する者は何時しか信仰から逸脱して地位権勢に興味を抱き、権勢を楯に自己保存につとめるようになった、と解釈した<sup>⑪</sup>。この解釈は、大正の後半期から昭和初期にかけて教団中央部に生起した、家邦管長の教団支配の姿勢を間接的に批判したものであった<sup>⑫</sup>。高橋の本意は、管長職は信仰の実現と展開のための世話係であるとの、意義づけにある。だが、家邦管長を批判する勢力は、一部の青年教師と教政者にすぎず、支配権力者を信仰する傾向が支配的であった教団状況下では、問題性の指摘にとどめ管長批判を差し控えねばならなかった。管長職を信仰の世話係と位置づけ、他方の神前奉仕職を教団の中心生命と意義づける機能面からの分離論は、従来の分離論を

一步展開させたが、その分離論が教団一般に受容されるには、教団状況の変化を待たねばならなかった。

ところが、支配権力を信仰する教団状況は、家邦管長が神前奉仕者金光撰胤を誹謗しその失脚を企図したところから一変し、高橋の見解は漸く教義として受け入れられるにいたった。十年事件で家邦管長の解任を教団の大勢が陳情したが認められず、文部省は神前奉仕の位置を制度の上に規定することで管長問題の解決をはかった。管長辞任に固執している大勢に対し、高橋は、管長職は神前奉仕に従属し、信仰実現の世話係であると言い切った。<sup>22</sup> 管長職を教団最高の位置に据え、神前奉仕がその配下に位置づけられていた従来の信仰意識を逆転させて、信仰の優位性を説いた。文部省が家邦管長の留任を貫く向きと、管長職の必要性と機能を認める高橋の見解とが一つになって、反管長の勢力を説得するに有効な働きともなり、文部省の解決案をも促進するに役立ったのである。

文部省が強制的に押しつけた制度は、高橋が説いた信仰の優位性とは異なって、政治の優位性を転換する内容ではなかったが、家邦管長への不信任によって、教団の実態は、信仰の優位性へと転回していった。

ところで、信仰が政治に優先するとの見解が教団に受け入れられたには、文部省の解決策が一面で作用したが、他の一面には、神前奉仕者金光撰胤の信仰実践者としての在り様が際立っていたことが大いに作用した。神前奉仕者金光撰胤は十年事件前に、教団功労者としての表彰を拒絶し、続いて有志者が計画した表彰を表わす意味での金銭の贈呈をも固辞して、地位と財に対する信仰者の姿勢を披瀝した。<sup>23</sup> さらに、事件渦中において、自身を利用し、<sup>24</sup> 或は擁護し、また排斥を企てる、あらゆる外からの迫りに対し、利害に関与せずとの姿勢を貫き通した。<sup>25</sup> こうした神前奉仕者金光撰胤の姿勢に接した者は、一様に畏敬の念を抱き、帰依の念をさらに深めていった。<sup>26</sup>

高橋が提示した信仰の優位性は、価値の転換を意味したが、文部省が従来の政治優先の価値観に手を加えず神前奉仕を教団の政治権力が侵犯しない、という「不可侵」を規定したことにとどまった。国家権力の介入を認めるのを前提条件にして、教団内における政治と信仰を同等の価値と認めさす枠を、教団ははめられた。事件収拾を課せられて教監に

就任した高橋は、当然、政治と信仰を分離させての制度の実質を生み出さざるを得なかった。その手はじめに、副管長を兼任していた神前奉仕者金光摂胤に対し、副管長の辞任を求め、政治と信仰の分離独立を打ち立てた。この方針をさらに徹底すべく、地方の教会に対し信仰実践者と教会運営者とを分離するよう促した。<sup>27)</sup>

ここに、管長問題についての認識の一端を伺うことができる。つまり、第一世管長並びに家邦管長に対する批判は血脈の問題に端を発した。第一世管長は管長職の世襲制を制定し、反対勢力の世襲制を批判して正統なる血統に立つ宗教的人格者による管長職の実現要求に対抗するという、血脈の正統性が争点となつて、十年事件に発展していった。<sup>28)</sup>ところが文部省は、血脈の問題に深入りせず、政治的立場で両者の妥協を図つた。そこで教政者は、文部省の方針に添つて、十年事件の問題性を政治権力と信仰的権威が癒着したところに生じた権力の問題と捉え直した。つまり、血脈を権力の問題に置き換えた。<sup>29)</sup>事件の根本原因を、家邦管長個人の生立ちや性格という特殊性と見做さず、一般的な権力問題に拡大していった。

事件の性質を権力の抬頭と認識するとき、おのずと政治と信仰の領域を明確にしなければならない。教団の政治権力と信仰的権威への信仰が癒着した教団の信仰体質を改善し、信仰のあるべき姿の発見と確立につとめることとして、教団的規模で取り組んだのが、翌十一年から実施された「御奉仕神習会」であった。<sup>30)</sup>

信仰のあるべき姿を発見する拠所を神前奉仕者金光摂胤に据えた御奉仕神習会は、信仰と政治の責任領域を明確にするとの目的の中に、信仰が政治から独立する方向をも含んでいた。信仰に政治が干渉し介入すべきではないとの姿勢をとつて、<sup>31)</sup>教政者は、教政者の信仰観を信仰実践者に押しつけず、信仰像の確立を個人々の主体性に委ねた。この教政の姿勢は、教団政治のみならず国家の政治姿勢をも根本から問う向きと、当時の社会を支配していた天皇信仰、つまり、天皇を価値の絶対的体現者とみなし、個の確立なり私慾の追求を反価値とみなし、私的領域を一切承認せず、国家に奉仕する向きのいずれを選択するかを個人々に委ねたことをも意味するものであった。

このように、まずは、教団内の政治と信仰を分離して信仰の領域と固有性を認識し自覚することを課題に掲げて、神前奉仕職の働きを位置づけたのが、左の見解である。

本教ニアリテハ神前奉仕ハ教祖カ立教ノ始ヨリ執リタル建前ニ於テ一切ノ繫縛ヲ超越シ専ラ神前ニ奉仕スルモノニシテ教祖自ラ一家ノ戸主ヲモ隠退シテ一意専念コレニ当ラレタル程ナレハ管長職ヲ兼ヌルカ如キハ本教ノ建前ヨリ相容レサル所ナリ、殊ニ一昨年六月制定セシ大教会所規則ニ於テハ前述本教立教ノ建前ヲ法文上ニ制定シテ神前奉仕カ本教至高ノ聖務タルト共ニ他ノ侵犯ヲ許ササルモノタルコトヲ明確ニシ以テ如何ナル場合ニモ信仰ノ中心ニ動揺ヲ来スノ虞レナカラシメタルモノニシテ、其ノ立法ノ精神ヨリシテ神前奉仕者カ教治教務ノ首長タル管長職ヲ兼務スルカ如キコトハアリ得ヘカラサルモノナリ（略）サレハ本教ニ於テハ神前奉仕者ハ一教信仰ノ依テ起ル根源ニシテ又其中心タル聖務ニ任スルモノナルカ管長ハ教団統理ノ職ニ当ルモノニシテ此兩者ノ意義自ラ異ルモノアルハ深く本教成立ニ由来スルモノニシテ本教独特ノ教風ヲナスモノナリ、従テ他ノ多クノ教宗派ニ於テ管長カ其信仰ノ中心者タルト同時ニ教政統理ノ首長タルトハ自然異ル所アル所以ナリトス「金光本家血脈訴訟事件に關し野中權弁護士に提出した教監書面―昭和12年1月18日付」

ここに、教政者は、いかなる事態に立ち到るとも信仰実践者が政治的領域を兼ねない教団であることを表明し、その建前を貫く信念を表白している。

### 三 建前の崩壊

前述したように、十年事件後、教団は政治と信仰の癒着を剥がす向きで新たな歩みをはじめた。この方向は、教団内にとどまらず、発展的に国家権力からの宗教の独立という可能性をもっていた。こうした課題に、教団はどのように取り組んでいったかを、この項では明らかにしていきたい。

教政者が、御奉仕神習会実施にあたって、政治権力による信仰の統率なり指導を抑え、個々人の主体性に委ねて信仰の確立を要請したことは、既に述べたとおりである。基本姿勢として指導を抑制したが、ここで教政者がどのような信

仰観を持っていたかについて、少しくふれておかねばならない。

先に引用した、神前奉仕従事者が管長職を兼務しないとの見解を表明した資料が示すように、神前奉仕の独自性を、戸主の地位を退いた点に、教政者は求めた。この意義づけは、教祖の信心よりはむしろ国体思想を基本原理にして解釈し、しかも、それは家邦管長への批判をも秘めていた。天皇には自己保存の姿勢がなく国民の幸せを願ひ続けている<sup>32)</sup>の信仰に立って、家邦管長が教祖の家督とその血脈の継承に執着している姿を間接的に批判したことを意味している。したがって教祖が一切の繫縛を超越した、という繫縛の意味も、人間が自身の欲望に捉われ縛られ苦しむという人間の捉え方の域を出なかった。そこには国家権力に束縛されているといった認識はもとより無い。国家の政治は天皇の親政を実現する機関であるという認識である<sup>33)</sup>。国家の政治も教祖の信心も目的を同じくすると認識である。かかる信仰の論理である限り、信仰の確立をはかる課題の中で究極のすがたは、天皇信仰をさらに徹底させ国家体制を推進する以外のなものでもなかった。政治からの信仰の自由と独立を掲げ、その実現を個々に委ねたが、それは、教団内政治権力が信仰に容喙するのを阻止するにとどまり、教団独立以来の国家に奉仕し協力する教団体質の転換にはほど遠いものであった。教政者は、基本的には信仰の自由を認めつつも根底において国体思想の推進とその実現を目指していた。その限りでは、教団の方向は未だ確定せず流動的であった。

こうした、信仰の確立を求める道程で生じたのが日中戦争であった。非常時態勢に突入して間もなく、国家は国民精神総動員令を公布し、宗教団体に戦争協力を要請した。総動員令は、戦果を挙げるため、国民に消費節約、貯蓄奨励、勤労奉仕、という生活姿勢の改善を促した。国家権力で精神、倫理の統制をはかった。国家権力による教化運動でもあった。

教政者は、総動員令を統制とは受け取らず、いささかの疑義もさしはさまなかった。国家が宗教を統轄する管長制度下では、国家の政策を信仰者に徹底させ、推進するのが宗教の任務であり、従って教政の基本的任務であった。国家に

協力することを伝統とする教団であり、加えてその信仰観から積極的に総動員令を受止めた<sup>④</sup>。曾ての十年事件で、国家を煩わしたという借りの意識が流れつづけている限り、謝恩の意味において国家に奉仕するにまたとない機会と受け止めたであろうことは想像に難くない。

かくて、総動員令の通達を機に、教政者は、総動員令の実施を、御奉仕神習会の目標に掲げて信仰の確立を目指すこととなった。総動員令の「小我ヲ捨テテ大我ニ就ク」の意味を、神前奉仕者金光摂胤の姿勢の中から読みとって、神前奉仕者の姿勢を忍耐と献身の生き方と意義づけ、また「利益壟断ノ抑制ト暴利ノ抑制」の意味を、かつての神前奉仕者金光摂胤が金銭の贈呈を拒否した事柄と結びつけて、私有財産所有の否認と意義づけ、財の献納精神の確立を、御奉仕神習会の実践要項に掲げた。無私無欲、無一物となつて初めて神前奉仕者の信仰を體現したことになる、という意味づけである。<sup>⑤</sup> 御奉仕神習会は、発足当初に比べて実施要項はより具体的となり、目的も具体的に描かれるにいたつた。戦争への協力が御奉仕神習会の目的に据えられることにもなつていった。信仰の確立を目指した御奉仕神習会は、教政の基本姿勢であつた信仰の尊重から信仰を統一し、信仰者の自由性と独立性を統制し、可能性として備えていた国家権力からの宗教の独立の向きを拒否して、戦争協力への性格を現わしていった。同時に、神前奉仕者金光摂胤は、国民精神総動員令の模範者、率先者、指導者として意義づけられ、戦争遂行の精神的拠所に据えられていった。

ここにいたつて、曾ての十年事件に信仰の意味が附与されることとなつた。すなわち、反管長の勢力を結集し教団の肅正を目指して有志盟約が目的に掲げた「教師の更生、教団の更生」は、一に精神的肉体的にも国家に奉仕する意味である<sup>⑥</sup>と、教政関係者は解釈した。献身献金の実を挙げて、はじめて教団肅正の所願が成就するとの意味づけである。家邦管長の退任を求めたのは、実は国家に奉仕する教団を創るためであつた、という認識である。戦争協力に向うべき必然として十年事件の意義を再確認して、反管長に向けられた原動力を戦争協力に転換させることに、教政者はつとめた。

この詭弁とも思われる認識の仕方は、神前奉仕者金光摂胤の権威をさらに高め、教団の願望であつた管長就任への最

短距離にまで押し上げる一方、他方の家邦管長を管長の座から引き下すに役立った。血脈なり権力を解任の理由に設定して家邦管長の辞職を要求したが、その理由は既に説得力をもたず、戦争協力が最後に残された理由でしかなかった。家邦管長は一貫して否定的に扱われ、退任要求を軸に歴史を認識し、時々事態に意味を付与していった。

このように、信仰の確立といい、戦争協力といい、事件の認識といい、教政者並びに教政関係者は、家邦管長を意識し続けた。かく解釈する根拠を、視角を変えて教政の姿勢という側面から眺めてみたい。

教政者は、政治と信仰を分離していくについて、信仰の確立をはかった。確立をはかるにあたって、御奉仕神習会を実施する中で、政治責任の意識の確立を掲げた。政治が信仰を取締らない姿勢をお世話係と呼び、さらに政治が信仰に従属せず、信仰的権威に寄り縋り或は利用しない姿勢を含めてこのように呼んだ。お世話係とは責任意識の確立を意味した。信仰は一方の政治が政治に徹することによって確立すると、教政者は考えた。<sup>36</sup>この考えに立って、昭和十二年には、神前奉仕者の「御祈念詞」を公表し、また総動員令を神前奉仕者と結びつけて徹底を期した。そこには、政治の領域を限定して、御祈念詞に解釈をほどこさず、意味の把握を信仰者に委ね、或は政治の責任において総動員令の解釈を行なうという姿勢が堅持された。ところが、翌十三年にいたると、神前奉仕者の御祈念詞を掲げそれに解釈を加えていた。<sup>37</sup>祈念詞への帰一を促し信仰の統率をはかった。祈念詞は政治に利用され、教政者は神前奉仕者の権威を背景に戦争協力の徹底を促していった。このことは信仰的権威への寄り縋りを意味するものである。

もとより、戦争協力は、教政者にとって信仰の是非にかかわらず推進しなければならぬ教団の課題であった。ことに管長を補弼する任務を負った教政者は、管長への責任帰属を回避するためにも、非協力は許されなかった。教政者の論理に従えば、信仰的権威に縋らず教政の立場で国策の徹底化を営むことによって、信仰の独自性が発見せられる筈であった。と同時に教政の目的も鮮明になるという関係にあった。政治と信仰の緊張関係を、神前奉仕の神聖不可侵と教政者は意味づけたが、信仰的権威を利用するにいたって、その不可侵性の権威は次第に地に墮ちることとなっていた。

もつとも、責任意識の確立をうたった事柄は、教会を開設し或は布教地選定に際して神前奉仕者金光撰胤の言葉を正面に立てて自己の主張を貫いたがために、教団運営に支障を来し、運営に円滑を欠くところもあった。ときには、問題が発展して管長の責任が問われた事件もあった<sup>④</sup>。教政者は、運営の円滑もさることながら管長へ責任が集中するのを避けねばならなかった。この考え方を戦争の事柄に結びつけ、敷衍するのは、論理の飛躍の感は否めないが、政治と信仰が密着することによって、事件直後に建てられた、政治と信仰を分離する制度と、その実質を培う課題は、信仰の展開の道を閉ざしていった。かつての政治権力を信仰する教政の姿勢は、信仰的権威を信仰する向きへ転じたが、政治の固有性を教政者自らが放棄することによって、政治権力と信仰的権威の区別は曖昧と化し、再び祭政一致、政教一致の教団運営への道を辿ることとなっていった。

教政者自らが打ち立てた課題を自らが打ち消し取り下げるにいたったのは、政教分離の制度が文部省の権力によって立てられたのと、戦争という非常事態と、さらに、家邦管長の退任要求が折り重なったところに、その原因を見いだすことができる。

#### 四 選挙制の意味

政治と信仰を分離した制度が時の日中戦争の影響を受けて崩壊し、神前奉仕者金光撰胤を中核とする一元体制へと実質的に移行していったが、一元体制をより強力に推し進める要因になったのが、金光家血脈裁判であった。管長家の家督相続権をめぐる弟の金光正家が家邦管長を相手どって起した裁判は、正家の勝訴となり、家邦管長は家督相続権の資格を失った。裁判は全く管長家の内紛にすぎなかった。しかしながら、教団にとっては、管長就任の資格を管長家の戸主に規定している限り、無関係の問題と傍観しているわけにはいかなかった。むしろ、家邦管長への不信感が横溢し

その解決を迫られていたがために、裁判の成行きにより深い関心を内心で抱いていた。家邦管長の敗訴が予想されるころから、教政者は、家邦管長の退任が可能か否か、また、その方法を見いだすため、畑東京出張所長に文部省の反応と意向の調査を命じた。畑は、前宗教局長下村寿一を訪ねて文部省の反応を質問し、その結果を教政当局に報告した。<sup>④</sup>報告を受けた教政者は、家邦管長の敗訴が決定した段階で、管長に引退を勧告し文部省に解任を陳情したが、文部省は退任要求を受け付けなかった。

管長への責任の帰属を未然に防ぎ且つ家邦管長の身分保障を課せられた教政者が、また、自らが政治と信仰の分離を教団固有の制度と意義づけた教政者が、その任務と意義づけを覆したことも明らかなように、家邦管長の特殊な血脈に、教政者は執着した。これは、純粹にして正統な血脈が、教団統理者の条件にいかにか不可欠であるかを如実に示唆している。また、教団運営に正統な血脈がいかにか重要な条件としてその位置を占めているかを端的に示すものである。では一体、管長職並びに神前奉仕職にとって、血脈はどのような位置を占めていたであろうか。

まず、管長職にとっては、基本資格を金光の姓の保有者に、或は金光本家の子孫にと、教則で規定されているが故に血脈を重んずるといふ原則論よりは、根本的に血脈を重視する要があった。集団が秩序を保持し結合するには、一系性なり家父長的一体性が要請される。その一系性は、一般庶民とは異なる特殊にして神的權威を帯びた「貴種」を条件とする。また、貴種は、教祖歿後においても教祖の延長として信ずることが容易である。教祖の信心が継承されているか否かを判定する基準は、一応血脈において他に在り得ずと考へ、そう考へる方が判断が容易である。曾て金光家邦が管長に就任する際に一部に反対者がありながら、その反対を拒否して推挙した教政者には、こうした考へ方があったといえよう。血脈は信仰的權威として教団存立上に欠かせぬ条件である。集団自体が結合を求めて血脈を要求する動きを、審査委員会は、教祖の教説である「子孫繁昌、家繁昌」と結びつけて、血脈の重要性を意義づけた。<sup>④</sup>

他方の神前奉仕職には、管長職ほどに血脈を重く視ず、信仰的資質の面に重きを置いた。信仰実践者を欠いては信仰

の展開、教団の展開は期せられないとの考えによった。血統保持者が必ずしも信仰実践者でないとの見解を示したが、それは一方に血統保持者が前提されての考え方にすぎない。観念的には信仰的資質を重視しながら、現実的には血脈を欠かすことができなかった。<sup>46</sup> 血統保持者である信仰実践者を、神前奉仕職就任への条件と考えた。血脈を基軸にして、管長職と神前奉仕職の存在意義と相違点の明確化に、審査委員会は努め苦慮した。それは、政治と信仰の分離という国家の枠づけによったといえよう。

こうして、血脈を最重視しながら、審査委員会は、既述したごとく法脈に重点を置いた体制に変革する意志を示した。法脈重点の体制とは、神前奉仕者金光撰胤の管長就任を意味するものであった。法脈が意識され叫ばれたのは、教規改正の時点が最初ではなく、家邦管長就任の際或は十年事件においてもそうであった。心底に流れ続ける血脈への信仰を正面に立てる限り、家邦管長の在任は不動となり、年来の願望が潰れること必定であった。願望を達成するには、法脈、つまり宗教的人格者による教団運営を謳わねばならなかった。血脈の争いを根底に蔽した教規草案であった。血脈の相剋を直感した文部省は、血脈に拘泥しない教団統理者選出の成文化を提言した。<sup>47</sup> その後の経過は第一項で述べたとおりである。

家邦管長の退任を目指した教規草案は、管長の選出方法の規程の移動の中にも顕著に見いだし得られる。小委員会の答申を受けた審査委員会は、神前奉仕に従事するに価する者を管長就任の条件と規定し、機務顧問会が協議して選任すると定め、さらに文部省の助言によって選挙制に切り換えた。この選挙による選任方法は、当面する問題を解決する色彩が濃く、機務顧問会が宗教的人格者に重点をおいて選出する方法よりは一步後退したものと云える。また、戦後において選挙を意味づけた、つまり、神の願いと人間の願いを現わしたところの教団独特の選挙、或は取次を自覚するため<sup>48</sup>の選挙といった、教主選挙とは性格を異にしている。教団独立当初の選挙制、つまり正統な血脈保持者を決定する性格と同じである。<sup>49</sup> それは、選挙によって管長を選出する際、被選挙資格としての血脈を削除して成文化したが、家邦管長

が血脈削除の教規草案を承認した後、再び血脈を基本資格に加えたところからも明らかである。<sup>⑤⑥</sup>

ところで当面の問題を選挙で解決する性格をもつ選挙制であった点は、任期の面においても一層顕著に見出される。小委員会は、神前奉仕職は無任期、管長職には五年の任期を定めた。その主たる理由は、家邦管長の留任を措定し、その横暴、専断を阻止する意味と、留任の根拠となる世襲制の撤廃にあった。十年事件後、管長は君臨すれども統治せずの方式で、管長へ責任が帰属するのを避け、教監の責任において教団を運営した。責任が教監に委ねられている限り、管長職に任期を定める根拠は薄弱であった。この任期の設置は、神前奉仕職と管長職を一本化した教規草案では抹消された。神前奉仕者金光摂胤を管長に予想し、また全幅の信頼を托した審査委員会は任期を定めるを要しなかった。一元化することで無任期の終身制を採用した。それはまた、一旦世襲制を否定した後、再度世襲制を復活せしめたことを意味するものであった。血脈を重視する限り世襲制を根本的に払拭できなかったのである。世襲制廃止の理由に宗団法を掲げはしたが、<sup>⑤⑦</sup>帰するところ、家邦管長の退任を図る手段にはかならなかった。

ところが、文部省は、公認の段階に到って、管長職に五年の任期を規定させた。その意図は、管長職を国策遂行の政治責任者と見做し、国益に不適格な責任者の更迭を速やかに実施させるところにあった。<sup>⑤⑧</sup>国家が宗教を統轄するに当り、管長に権限を委任した、政治責任の意味を強調したのである。教団にあっては、宗団法の意味を理解しながらも管長問題の解決が焦眉の急であり、国家にあっては教団の事情の解決よりは戦争協力体制の確立と、それぞれ教規改正の意識を異にしながらも、教団、国家の利害が一致して教規が生まれていったのである。

## おわりに

教団運営（教政）と信仰という視点から、昭和十六年教規改正の過程を眺めてきた。十六年教規は、それまでの宗教的相続者である管長を核とする体制の中で、政治と信仰を分離していた制度から、宗教的人格者を核として、政治と信仰を統一した名実ともに政教一致の体制を構築したところに、歴史的意義をもっている。それは今日の教団体制に受け継がれてきている。

政教一致の体制は、時の支配的価値と社会情勢とが密着して教団の維持存続を確固不動なものに築き上げたが、他面では、宗教の存在価値、役割を曖昧にさせていった。勿論、当時における教祖の信心とは、国家を根本から支え国策を遂行していくことを意味した。政治と信仰を分離した制度の中で、一貫して強調されたのは、神前奉仕の神聖不可侵であった。ところがその主張は政教一致の体制に改組される過程で姿を消した。主たる理由は、宗教的人格者を管長に推挙する制度に改変することで、政治権力の信仰への介入という危機が解消したところにあったが、それは、国家権力に協力する信心を貫徹できる体制の確立を意味した。国家を根本から支える体制を築き上げることによって、国家を根本から問う信仰的眼と姿勢を教団自らが蹂躪し摘み取っていった。

政教一致体制にみられるいま一つの問題性は、教祖の信心を伝承する宗教的人格者による教団運営を目指したが、結果的には教団独立以来の宗教的相続者による教団運営に落着いた点である。宗教的相続者を別立して初めて緊張関係が保たれ、信仰の展開が可能であった。ところが緊張関係を解消することによって、教祖の信心と教祖の血脈を信ずる信仰との識別が困難となり、再度、血脈という権威信仰への道を開いていくこととなった。もとより、教団運営上では、教団の団結と統一、維持存続を果すために、宗教的相続者の存在が不可欠の条件であるのは歴史事実からみて明白である。

教団運営上における、教祖の信心の展開とは如何なる意味か、展開を期するための教団体制はいかにあるべきか、宗教的相統者と人格者は信心の展開にとってどういう位置を占め役割を担うものか、等々を改めて再検討しなければならぬのではないか。

(教学研究所員)

## 注

- ① 『概説金光教』 P 331~332 参照
- ② 井上恵行著『宗教法人の基礎的研究』 P・254 参照
- ③ 我が教祖が常ニ一切ヲ挙ゲテ皇国ヘノ御奉公ヲ第一ト念願セラレタ其ノ崇高ナル御精神ハ、正ニ本教ノ伝統的指導精神デアツテ、爾来各方面ニ麗シキ精華ヲ発揚シテ来タノデアルガ、カカル高邁ナル教派精神ヲ有ツ本教トシテハ、此際積極的ニ法人ト為ルベキ態度ヲ決定シ、自ラ宗教界ノ第一線ニ立ツテ、大イニ御奉公ノ実ヲ挙グルコトガ一ハ以テ道ノ建前ニ合致スル所以デアリ、二ハ以テ教基ヲ益々堅実ニシテ教祖立教ノ御真意ヲ永遠ニ伝フル所以デアルト思ハレルノデアル「教制審査委員会A班資料」
- ④ カクシテ第一義的ニハ管長ノ信仰及道義心ヲ基調トシ、更ニ之ニ強力ナル法規上ノ拘束力ヲ加ヘテ、以テ教派ノ運営ヲ適正ナラシムルコトヲ期シ、苟モ教派乃至管長ノ名ヲ以テスル一切ノ行為ハ決シテ個人ノ為ニスベキデハナク、又一切ノ財産ハ真ニ之ヲ淨財トシテ確實ニ監護シ、適正ニ取扱ツテ行クベキ責任ガアルト為ス所ノ法人ノ本質ハ、誠ニ一切ヲ神ト皇上トノ御物ト信念シテ私スルコトヲ許サナイ本教ノ建前ニ全ク合致スルモノト云ハネバナラヌ(右同資料)
- ⑤ 最近の教内外に管長(教会主管者を含む)と神前奉仕者を一元になすべしとの説を為すものあり、相当有力なる説となり居れり。其の理由とする所の要点を挙げれば、(イ)法の精神に合致すること、(ロ)宗教的観念より見て合理的なること、(ハ)信心を中心とする本教の信念の見地より妥当なること「管長選定に関する事及神前奉仕者選定に関する事、並に管長と神前奉仕者との關係に就ての考査」
- ⑥ 宗団法の制定に期待をかけて、第五十一回(昭和十一年)定期議會で、福田議員は次のように述べた。
- 教規改正の如きは、管長権の発動がなければどうにも出来ぬこととで宗教法の制定があればお上の命令によって否応なく改正が出来るといふ事もあります。『議事録』P・69
- ⑦ 宗教団体法に示す管長とは其の教派に於ける最高の権能を有するものたるを本旨とするものなれば、従つて信仰的にも一教の模範たる徳望を備へ教派を総覽するの任に堪へ得る者を選定すべき内容を有することは、宗教団体の首長たる本質上当然のことと思料す「管長選定に関する事及神前奉仕者選定に関する事」並に管長

と神前奉仕者との関係に就ての考查」

⑧ 小委員会が提出した主要なる条文は左のとおりである。なお、矢印以下は第二案

△管長選定並びに選任

管長ハ左ノ順序ニ依リ職務顧問会ニ於テ之ヲ選定シ管長代務者アルトキハ其ノ代務者、教監及ビ職務顧問総代ノ連署ヲ以テ主務大臣ニ申請シ其ノ認可ヲ得テ就職ス

一、教祖ノ血統ニシテ五級以上ノ男教師タル者 二、前号ノ資格者アラザルトキ又ハ資格者アルモ管長タルコト能ハザルトキハ三級以上ノ男教師タル者

↓管長ハ本部大教会主管者之ニ当リ、教監及職務顧問総代ノ連署ヲ以テ……

△本部大教会主管者

本部大教会主管者ハ管長之ニ当ル↓本部大教会主管者ハ本部大教会神前奉仕者之ニ当ル

△本部大教会神前奉仕者就任の資格

本部大教会ノ神前奉仕者ハ教祖立教ノ真義ヲ相承体顯スルニ足ルベキ教師タルコトヲ要ス、神前奉仕者ハ教祖ノ血統タル男系ノ男子孫ヲ以テ継承シ左ノ順序ニ依リ管長之ヲ推任ス

一、金光本家ノ男戸主 二、金光本家ノ男子 三、金光ノ姓ヲ冒セル男子

なお、第二案の規定は、神前奉仕者が大教会長に就任することによって作成されなかった。

△経過規定

本教規施行ノ際ノ管長ハ本教規ニ依ル管長ト、本部大教会神前奉仕者ハ本教規ニ依ル本部大教会神前奉仕者ト看做ス↓本教規施行ノ際ノ管長ハ本教規ニ依ル管長ト看做ス、但シ現ニ存スル本部大教会神前奉仕者缺クルニ至リタルトキヲ以テ退職スベキモノトス

なおまた、第一案のみに掲げられた、主な条文を拾い上げると、左のとおりである。

△任期

管長ノ任期ハ五年トス

⑨ 別稿考查書にも述べたる如く管長就職の基本を血脈を主とする以上は、金光本家男戸主の世襲とすることを以て原則とせざるべからず。しかも純血脈にはあらずして血脈法脈兼備のものたるを要件となす。故に金光本家に男戸主ありても管長たるの本質に缺くる處あらば止むを得ず就職すること能はざるなり。この場合に於ける備へとして次の順位者を定め置かざるべからず。順位は世襲の慣例として第一に本家にある他の男子中より選定する。先づ男子たる相続人を前にし、相続人男子たらず又は適材ならざる時は家族たる戸主の弟の中より年順に選定すべきなり。かくして本家々族中に適材を得られざる時は分家中の男教師中より倫序に従ひて順次適材を求めて之を選定す「各條に就きての考查説明」

⑩ 教制審査委員会が決定した主な条文は左のとおりである。

## △管長選定の方法及就任

管長ハ本部大教会主管者之ニ当リ教監及機務顧問総代ノ連署ヲ以テ主務大臣ニ申請シ其ノ認可ヲ得テ就職ス（第一次案第五十一條）

## △本部大教会神前奉仕の位置

本部大教会ノ神前取次ハ本教至高ノ神務ニシテ他ノ侵犯ヲ許ササルモノトス（同第三百五十八條）

## △本部大教会神前奉仕者選定

本部大教会ノ神前取次者ハ教祖ノ男系ノ男子孫ニシテ金光ノ姓ヲ冒セル教師中ヨリ機務顧問会ノ議ヲ經之ヲ繼承ス（同第三百五十九條）

## △本部大教会主管者

本部大教会主管者ハ神前取次者之ニ当ル（同第三百六十條）

## △経過規定

本教規施行ノ際現ニ存スル金光教大教会所神前奉仕者ハ之ヲ本教規ニ依ル金光教本部大教会神前取次者ト看做ス但シ第三百六十條ノ規定ハ本教規施行ノ際現ニ存スル管長在職中ハ金光教本部大教会神前取次者ニ付之ヲ適用セス（同第七百八十四條）

## ⑪ 「管長との折衝記録―昭和15年12月17日付」

なお、宗団法の意図を審査委員会が知ったのは、教規草案内閣後であつて、内閣前は宗教法人の確立と理解していた。大淵千伋は、昭和十五年十二月十一日付で家邦管長に提出した「第一次教規草案内閣概要」で左のように記した。

未曾有ノ非常時局ニ際シ宗教団体ハ高度国防国家ノ新体制ニ即応シテ真ニ活潑ナル教化活動ヲ為シ以テ国家目的ニ添フノ要アリ之カ為ニハ教宗派ノ合同ヲ行ヒテ力ノ集結、人的財的無駄ノ排除ヲ期シ或ハ機構組織ヲ整備強化シ或ハ教義モ旧態ニ捉ハレズ国家目的ニ即応シテ之ヲ発展伸張セシムル等各部面ニ亘リテ考究ヲ要ス

また、審査委員長の高橋正雄は、「文部省宗教家懇談会―（昭和15年12月2日開催）」に出席して、宗団法の意図を知つて左のよう

に述べた。  
元来合同ト云フコトハ宗教団体法制定当時ハ問題ニナツテ居ナカツタコトデソレヲ最近ニナツテ宗教局ガヤラセルト云フコトハヤリ過デハナイカ、其ノ結果トシテ宗教局ガ責任ヲ負ヒ切レヌ様ナ事態ニナル虞ガアリハセヌカト云フ様ナ見方モアル様デアルガ、今度段々当局ノ話ヲ伺ツテ見ルト、之等ノコトハ宗教団体法制定当時カラチャント決メラレテ居タ方針デアツテ宗教団体法ノ実施ニ伴フ必然的ナ動キデアリ、從ツテドウシテモヤラネバナライコトナノデアアル、本教ノ問題ニシテモ今マデハ本教特殊ノ実情ニ対シ彼是ノ話モアツタモノダト承知シテ来タガ、実ハソウデナクテ各宗教派ヲ通ズル宗教行政ノ大方針カラ出テ来ルモノデアツテ、其ノ方針ニ基イテ教派ノ根本問題ヲ解決セネバ教規ハ認可セヌコトガ明瞭ニ受取レタ、信仰ノ中心以外ニ管長ヲ立テタリ管長以外ニタトヘ法的根拠ハ無イモノニセヨ實際上ノ信仰ノ中心ガアツタ

リスルコトハ絶対ニ許サレヌコトデアツテ、ソウ云フコトデハ今後宗教トシテノ生キタ偉大ナ勵ハ期待出来ナイカラナノデアル、故ニ信仰ノ中心タルベキモノガ管長トナツテ一切ノ責任ヲ負ツテ国家ノ方針ニ基キテドシヤツテ行ク、ソレデナクテハ駄目デアル、ソノ為ニハ相当ノ人物ヲ要スル「管長との折衝記録—昭和15年12月5日付」

⑫ 尚課長(注—宗務)ノ個人的好意的意見トシテ

一、現在ノ事態ヲ本情ニ精進セヌ者ガ之ヲ觀レバ本部当局ト管長トノ対立デアル様ナ客觀的情勢ヲ具シテ居ル故ニ管長ノ意見ニ対シ本部当局ノ意見ニ基ク教規ノ立案ハ全教ノ意向デアリ全教ガ之ヲ希望シテ居ルト云フ事實ヲ証明スル方法ヲ講ジテ置カレタイ

二、金光教ハ従来管長ト神前奉仕トヲ二本立ニシテ来タノニ何故今回ノ教規改正ニ当リテ之ヲ一本立ニ変更セネバナラヌカ其ノ理由ヲ明確ニシ置カレタシ

三、教規草案デハ神前奉仕一本立ニシテ置キナガラ経過法デハ現管長ト現神前奉仕ヲソノママニ認メルコトニシテ居ル、之デハドウモ主旨ガ徹底シナイ、ソレナラバ寧ろ現管長在生中ハ管長就職規定ハ現行ノ俛ニシテ置イテ現管長死亡後變更ヲシタ方が妥当デハナイカ、コウ云フ議論ガ成立スル、其ノ点明確ナ説明ガ出来ル要ガアルベシ(右同資料、「昭和15年8月17日付」)

⑬ 畑(一)——先日モオ話しマシタ様ニ教内ノ殆ド全部ハ管長

ヲ管長トシテ仰ゲヌノデスカラコノ問題ハ丁度ガソリンニチヨット点火ヲスレバーペン燃へ上ルノデスガドウソレヲヤルカス様ナ時局ニ際シテソコハ慎重ニ考慮シナケレバナラヌト思ヒマスガ一層思ヒ切りテコレヲ機会ニ一大革新ノ信念運動ガ起ルカモ知レマセヌ(略)コレハ只今教規第二次案ノ關係者トシテ大淵ト私トノ私案デアリマスガ思ヒ切ツテアンナ経過法ハ削ツテシマツテ管長モ神前奉仕者モ辞メテ頂キ全ク新ニ両者ヲ一ニシテ推戴スルナリ選挙スルナリシテハドウカトモ考ヘテ見マシタ

稲田宗務課長——ソレデ両方ガオ辞メニナツテソノオ子様デモナリト立テルト云フノデスカ

畑——サウジャアリマセン、アアシタ教規草案ノ根本精神カラ申シテ全部此ノ際新ニナル一本ニナツテ而シテ更メテ管長タリ大教会主管者タリ神前取次者タリ得ル最適任者ヲ全教ノ信意ニ依ツテ推戴シヨウト云フノデス而シテソレハ管長、神前取次者タケデハアリマセン、本部ノ職員ヲ始メ本教全体ニ亘ル大刷新デス(略)

稲田——イ、方向ニ向ツテ来マシタネ、私ハサツキカラ笑ツテ居マスガ、実ハサウ云フ革新的ナ方向ガ金光教トシテ欲シカツタノデス何モ革新ソノモノガヨイトハ敢テ申シマセンガ金光教ハトモ角神道界否宗教界デモ有数ナ教団ダト私ハ思ツテ居ル、ソレガ従来何トナク沈滞シテ居ル、ソレニハ種々ノ理由モアルデセウ前年ノ事件以来只管謹慎ノ意ヲ表シテ居タ

ト云フ点モアルデセウ、次々ニ裁判事件が起ツテ世間ノ眼ガ冷カダツタト云フコトモアリマセウソレダケ本部ノ当事者ハ御氣毒ダツタト思ヒマスガ今ノ教監始メアレダケノ人材ヲ持ツテ居ナガラドウシテモツト活動デキヌノカト密カニ遺憾ニ思ツテ居リマシタ、コレガ他ノ教宗派ナラコンナコトハ期待シテモ出来マセン、金光教ハ出来ルト信ジマスガ故ニ申上ルノデス、コリヤ貴方が教規草案ニ齋ツツテモ居ラレ苦勞モシテ居ラレルカラコンナ事ヲ申上ゲルノデスガ、実ハアノ草案ヲ見マシテ感ジタコトハ「冷静ニ理論的ニ云ヘバ一本立ニスルノガ本当然シ事實ハサウナツテ居ナイシ又サウモ出来ナイ仕方ナイカラ当分ハ従来通り二本立ニシテ行ク」ト云ツタ様ナ洵ニ冷ヤカナ情実的ナ感ジガシテ此際ヤラウト云フ氣魂ガ少シモ出テ居ナイ、従ツテ私共ノ胸ヲ打ツモノガ無イノデス、デスカラ先日モ申上タ様ニカウ云フコトナラ管長制定規則モ現行ノママデモヨイデハナイカ等ト云フ話モ局内デ出テ来ルノデス、貴下方ノ草案カラノ御腹藏ナキ御議論カラ申シテモツト革新的ナ草案ガ出テ来ルノデハナイカト密カニ期待シテ居タノデスガ

畑——私ハサウシタカツタノデスガソレデハ教規制定ニ際シテ管長ヲ排撃シタトカ云フ謗モ恐レ又コウナクシテハ教規草案ノ提出ニ当リ管長ハ決裁シマイ、シナイトスレバ草案ガ何時マデモ出来ヌコトニナル、トモカクモ草案ヲ成立セシメルト云フコトガ先決問題ダトモ考ヘタカラデス

## ⑭

稲田——ソノ点ノ御苦衷ハヨク解ツテ居マス然シ今ハモウソノナ考慮ハ要ラザルコトデハナイデセウカ、全体金光教ハソコガイ、点ト云ヘバイ、ノデスガ、アマリ外部ノ毀譽ヲ氣ニシ過キテ居ルノデハナイカ主務省ノ御指図ヲ氣ニシ過キテハ居マセンカ、他ノ調停ト云フモノヲ頼リニシテハ居マセンカ（略）他ノ意向ダトカ調停トカ云フコトヲ氣ニシテ居ルト給局ハ妥協的ナモノニナツテシマフノデス、教派ノコトハ教派内ニ於テ処理スルト云フ決意デヤツテ御覽ナサイ、先程私ガイ、方向ニ向ツテ来ルト申スコトモ貴君方ガ一ツ革新ヲヤラウト云フ話ヲ伺ツテトウ／＼芽ガ出テ来タナトホホエマシク思ハレタカラデス、ト申シテ私ハ決シテアジルノデハアリマセン、私ガコンナコトヲ申スノハ釈迦ニ説法デスガ今日ノ国家体制ヨリシテモ一大革新ノ要ニ迫ラレテ居ル時デス、ソノ指導者タルベキ宗教家ガ自己ノ教内ノ革新ヲヤツテ面目ヲ一新スルコトハ当然ノ責務デハナイデセウカ（略）

畑——ヨク解リマシタ金光教ノ革新ハヤガテ宗教界ノ革新ノ手本トナル様ニヤリ度イト思ツテマス（略）

稲田——シツカリヤツテ下サイ管長ノ意見等モ少シモ考慮シナイデ思ヒ切ツテ革新シテ御覽ナサイ管長ノ問題バカリデナク全面的ニモツト此ノ時局ニ即シタ行方ヲ考ヘテ見テ下サイ教義ノ点デモ教師ノ点デモ（右同資料「昭和15年8月20日付」）

教統ニ関スル回報

金光教祖安政六年立教ノ神伝ヲ奉ジテ専ラ神前ニ奉仕シ神ト

人トノ取次ニ從ハル、事トナリシヨリ救ヒ助ケラル、モノ月日ト共ニ増加シ漸次教団ヲ形成スルニ到リ明治十六年教祖帰幽ノ後同十八年ニ至リテ神道本局ニ属シテ神道金光教会ヲ組織シ、更ニ明治三十三年別派独立ヲ認可セラレテ今日ニ至レルガ本教立教ノ根源一教依立ノ中心ハ因ヨリ教祖ノ創メラレタル神前奉仕ノ一事ニ在ルコト論ヲ俟タズシテ其ノ奉仕者相承継シテ教祖以來八十年一日モ絶ユルコトナシ而シテ其ノ承継ノ跡ヲ見ルニ教祖ノ帰幽ニ先チテ九月廿七日夕四男萩雄殿(後大陣ト改名)ニ対シテ「萩雄手代リセヨ」ト命ゼラレ教祖帰幽マデ御手代リセラレ其ノ後間モナク萩雄殿実弟宅吉殿(教祖五男)専心ニ當ラル、コト、ナリテ明治二十六年帰幽ニ至ルマデ渝ル事ナク帰幽ノ後ハ其ノ嫡男撰胤殿コレニ當ラレテ今日ニ至レリ而シテ教派統理ノ事ハ十八年神道金光教会組織ト同時ニ萩雄殿教長トナリ更ニ三十三年別派独立ト共ニ第一世管長トナリ大正八年帰幽ノ後ハ当時ソノ家督相続者タリシ故ヲ以テ家邦殿其ノ職ヲ承継セラレ以テ昭和十年ニ至レリ、以上ノ如クニシテ神前奉仕ト一教統理ノ事トハニシテ一、一ニシテニタル相即不離ノ關係ニ在リテ、自ラ一ノ不文律トナリテ教統ノ所在ト云フガ如キ事ハ曾テ何等問題トナリシ事ナク、教勢年ヲ逐ウテ進展セリ然ルニ昭和八年教祖五十年祭ノ前後ヨリ撰胤殿ガ神前奉仕ノ任ニ在ラル、ヲ快シトセズ暗ニ之ヲ斥ケントスルノ動キアリ、昭和九年ニ至リテ頓ニ表面化シ来リ一教ヲ擧ゲテ不安ニ襲ハレ終ニ全教ノ信念運動トナ

リ主務当局ノ斡旋ヲ煩ハシテ昭和十年大教会所規則ヲ定ムル事トナリ、法規ノ上ニ神前奉仕ノ位地確定シテ他ノ侵犯ヲ許サバル事トナレリ茲ニ於テ一教統理ノ任ハ管長ニ在リナガラ教師信徒ノ信仰ノ中心ハ在来ノマ、ニ神前奉仕ニ在リテ管長ハ一教ノ信念ヨリ遊離セルガ如キ結果ヲ見ルニ至リ茲ニ信念ノ中心ト教派統理ノ任ト自ラ両頭ヲ有スルガ如キ觀ヲ呈シテ爾來五年ヲ經過セリ斯ノ如キハ一教ノ禍根ヲ貽スモノナルガ故ニ今回宗教団体法実施ニヨリ教規ヲ新定スルニ當リテハ是非トモ在来ノ行懸リヲ一掃シテ教權ノ所在ヲ明確ニスルト共ニ一教ノ帰趨ヲシテ将来ニ向ツテ迷フ所ナカラシムヤウ慎重審議立案スベキ儀ト確信ス「高橋教監宛、佐藤範雄書面——昭和15年8月21日付」

⑮ 注⑬参照

⑯ 高橋——教祖ガ神前奉仕ヲ創メラレタコトカラ道ガ始マリ漸次信者ガ出来、教会ガ組織サレ更ニ別派独立シ管長ガ置カレルコトニナツタト云フ歴史の順序カラ申シテモサウデアリマスシ、又信仰ノ中心ガ教派統理ノ任ニ當ラレルト云フコトデ初メテドチラモシツカリ致シマスノデ大体今迄ハソコガ二ツニナツテ居ルト云フコトガ本教独特ノ立前デアルト思フテ来マシタガ近来ソレガ為ニ幾多ノ困惑スベキ状態ガ起リ、ソレニ就テ教内モ其処ヲ一ニスルト云フ、イロ／＼實際ニ進メテ見ナケレバ分ラヌコトデアリマスガ、一ニナルコトカラ生ズル不便ナ点ハ又補フ道モアリマセウシ、イロ／＼ト練リニ

練ツタ上デ差出シマシタ様ナ案ニ落着イタノデアリマス、唯今デハ其ノ点ハ大体教内デモ動カヌトコロニナツテ居ルカト思ヒマス「管長との折衝記録」——昭和15年7月29日

⑰ 三、抑宗教団体法ノ精神ハ一教信仰ノ中心タルベキ人ヲ以テ教派ノ統理者即チ管長ニ当ラシメヨウトスルニアツテ其ノ他ノ行キ方ハ全然之ヲ認メズ、信仰ノ中心トナルベキ者ガ教派統理ノ任ニ当リ国法政ノ区処ヲ受ケテ一面教派ヲシテ国家ノ方針ニ順応セシムルト共ニ他面一致結束奉公ノ実ヲ現ハス様統制セシメントスルニ在ルコト愈々明確ニ諒解セラレルトニナツタノデアアル、然ル上ハ本教ガ今回ノ新教規制定ニ當ツテ右国法ノ精神ニ合致スル規定ヲ設ケナガラ事実ハ当分之二反スル行キ方ヲシヨウトスルコトハ国家ノ根本方針ト相容レナイノミナラズ今日アラユル方面ニ於テ新体制ヲ確立シテ国家緊切ノ要求ニ即応シヨウト邁進シテ居ル此ノ際洵ニ遺憾ナコトニナルノデアアル

四、以上ノ理由ニ基イテ委員会トシテハ此ノ際一切ノ情実ヲ離レ妥協ヲ排シテ第一次案ニ拘ラズ宗教団体法ノ精神ニ即シテ教規立案ノ理念ト信念トヲ一貫スル為ニ管長、大教会長並ニ大教会神前奉仕者ニ関スル経過規定ハ全然之ヲ削除スルノ外ハナイト信ズルノデアアル、コノ点ハ是非管長ニモ諒解シテ頂キ又全教ノ総意ニ聞イテ必ズ其ノ実現ヲ期スル決心デアリ同時ニカクスルコトガ真ニ立教ノ神意ニ副ヒ奉リ本教百年ノ教基ヲ確立スル所以デアルト確信スル次第デアアル「第二次案作

成の基本態度」

⑱ 本部教会主管者ハ其ノ被選挙権ヲ有スル者ノ中ニ付キ教祖ノ信心ヲ承継シ教統ヲ保持スルニ足ルベキ徳識アル者ヲ選挙シ之ヲ推戴ス 被選挙人ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者トス

一、教師等級五級以上ノ男子 二、本部教会所属ノ男教師  
(「第二次教規草案」、第五章教会主管者)

⑲ 拙稿「大正六年から十一年頃の畑教監時代の教団の問題」

『金光教学』第11号P・7注⑫参照

⑳ 高橋正雄著『われを救える教祖』(高橋正雄著作集第五卷) P・284  
↳287参照

㉑ 前掲拙稿『金光教学』第11号及び『金光教学』第13号「教団統理者選出の変遷」参照

㉒ 『教団—その意義と働き』P・138↳139参照

㉓ 前掲『金光教学』第13号P・63参照

㉔ 昨日兼光謙吾の兄が大教会所へ参りて信者が参るやう一筆書いて下さい、教会めぐりさします。玉水へ一番に行きます。金光様は次の様に申さる「そういふ事は出来ません」。今日

午后二時頃謙吾が大教会所にて「町民の代表でまいりました、信者がまいります様一筆書いて下さい」。金光様は次の通り申さる、「こちらからまいって下さいとたのむといふ事は書けません」謙吾は之に対し「何かよい考へはありませんか」金光様「皆一心に真心をもってお願い申したらよろしい、教祖様の御教の眞の道が眞の道で立つ様御願ひして居りますか

ら、そうなたら自然にまいって来られます」。謙吾「晩に又御願にまいります。」金光様「会ふといふ約束は出来ません」。謙吾「取り次の人にもおあひしたい」。金光様「それは楽でせう」。「畑一宛、佐藤一夫書簡」昭和10年3月14日付

②5 「立教の神意に聴く」P・51参照。なお、この内容は前掲「教団——その意義と働き」に、「死んだと思ふて慾をはなれて神を助けて呉れ」と題して収められているが、数箇所が削除されている。

②6 前掲「教団自覚運動の事実とその意味」P・107参照。

また、事件後教団の要職に就いた関口鈞一は次のように述べた。中國民報に「金光様御一人の他は皆騒ぎ」と川柳が出てゐたが実際にその通りである。如何なる事があつても御広前様はなやまされる事はないので、それによつて我々が助けられるのである。騒ぐと云ふのは問題にする方が問題にさせられるからである。「神戸地方教師協議会——昭和11年3月19日記録」

②7 高橋教監——神前奉仕と教会長とが今日まで混同されてゐるのだ、神前奉仕である方が又教会長であるため一人で二役をもたれてゐた。これからは総代の中には六ヶ月修行して来て神前奉仕を絶対に有難く従つて行けるならば教会長にもなれるのである。

関口専掌——奉仕者と教会長を兼ねて此迄やつて来て居る此れを別ける事は實際に於ては六ヶ敷い併し今の俣でよいとは云へぬ「全群教師協議会——昭和11年6月2日記録」

高橋教監——教会長は從來全一人で大抵二つの仕事をしてゐた。神聖——取次——神勤、責任——教会長——教務、實際としてこの両方面がどうしてもうまくいかぬ。教会所の運営をなすべき教会長とそれに煩はされずにやう行く御取次の立場をはずきりさせねばならぬ。大教会所に於て雨漏りがしても金光様は泰然として少しもお煩はされなさらぬ。然し責任者としては捨て置けぬ。御取次としては何物にも煩はされんが教会長としては家賃の事や月末の勘定や色々な事がある。そこで仲々むつかしいのである。御取次としては、只おかげ、おかげを下さる神さまの御心を伝へさして頂かねばならぬ。それが出来て居らぬ。又教会長としての立場からは運営の立場から教内的にさえ繩張を拵へたりして争はんとしてゐる。教会長が全教的なものになつてゐない。(略)之に關しては神習會に於て御広前様の中味を頂かねばならぬ。

関口専掌——月末の勘定の如きは神さまにおまかせすべきだ。何となれば自分が教会所を運営するにあらずして神さまにさして頂くのであるからである。職業的になると神を売り信者を利用することになる。神習會をさせて頂くのも、御結界奉仕としてのしつかりした自覚をすることの爲である。「第20教区教師會——昭和11年5月27日——記録」

②8 拙稿紀要『金光教学』第13号参照

②9 関口専掌——今日は事務上、信仰上の手続きが随分と慾で乱れてゐる、これは今日までの立法の精神からやむを得ないこ

とである。今までは御広前を無視してこれが肝腎の御比礼を傷けてゐたのである。一人で神務と事務をしてゐるから手続きも又事務上信仰上の乱れを来してきたのである。神務と事務の方が互いに相よかけよで互いにやらねばならぬ。前掲「第20教区教師会記録」

③① 高橋——神前奉仕とはいかなる事か、金光様を仰ぐとはいかにする事か、其中味を本当に分らぬから坐りきる事も神前奉仕も出来ぬ事になる。責に任ずることはいかなる事か、広前中心とはいかなる事か、其中味が分らなければならぬ、其を今度の神習会に於て頂き度い。前掲「全鮮教師協議会」

高橋——御結界に居られる人が有難いのであるといふ人もあり、人が有難いのではない、御結界の御用が有難いのであり、御結界の場所が有難いのであると云ふ人もあります。もし、この御広前の信じ様が正確を欠き悪くなれば単なる偶像崇拜になり更に悪くなると御広前の袖の下に秘れて之を利用すると云ふ様なことになります、それで御結界中心と云ふことを単に言葉だけでなく、もつと明確にして行きたいといふ事を十一年度の方針としてあります。御取次が神聖にして犯す可らざると云ふ事も単に教師のみでなく、信徒惣代役員等の御信者ともよく相談して之を明確にしてゆきたいのであります。これが確立して御広前の神聖が確立するのであります。「支部長会記録—昭和11年4月—」

③② 高橋教監——教祖は何を開かれたのか、神前奉仕を開かれた

のである。此れよりは神前奉仕を仰がして頂く、従来の本部が神前奉仕を仰いで居ない。大教会所の神前奉仕が貴く小教会所が貴くないのでない。神前奉仕は上は陛下の事から総理大臣各大臣の事一切世界総氏子の事を祈つて下さつてゐる。各教会に於ても此れを祈つてゐるのである。此の貴い神前奉仕を本部や支部が取締つてゐるのではない。御世話をさせて頂くのである。前掲「全鮮教師協議会記録」

③③ 時の教政担当者であつた和泉は天皇の存在価値を、「我々国民を外にして別段に皇室と云ふものが国民から独立しておいでになると云ふことではござりませぬ、御承知の如く我が皇室におかせられましては、我々国民の間には何々氏と云ふ氏があるが、皇室にはおありなされない、外国の王室には皆氏がある」と、家意識からの超脱に価値を見た。この価値観に立つて、「陛下の御為めと云ふことになりますと議論も理窟もあるのではなくして直ちに身を忘れ家を忘れて仕へまつると云ふことが我が国体の尊い点」(『奉仕の道』つばみ社刊行、昭和12年4月10日発行)であると意義づけた。

関口——御取次の本質は神の道でありお皇上の道でもある。(略)親の心を己が心とし、己を空しうして親の心を相続する事が公道である。それが我国建国の大精神である。政事に私事は一切入れる事なく人民に対しては自分の部下臣下でないと思はれ、この御心を誤りなく子孫に伝へられるのである。従つて我々の家が子孫に栄へるのは、上陛下が政事を始め一

切を私なさらず居られる（にある。これ）に神習ひ、私共も家業を私にせず、家庭を私にせぬのが所謂国体の精華である。教祖の御神業の御取次は建国の大精神と同一である。前掲「神戸地方教師協議会」

- ③④ 国民精神総動員令を受けた教団は、「国民精神総動員実施ニ関スル件」との教監通牒を、昭和十二年十月一日付で発した。通牒の内容については、本部教庁発行、『政治・社会問題等に関する研究会、別冊・資料集』を参照。

③⑤ 関口——御広前の無私無慾な御内容を頂くことに未だ至らぬものがある。（御広前を）仰ぐといつても、自分の力でできるものでない。御神意を頂かねばならぬ。全生活をかけていかねばならぬ。一部分の御取次では駄目、御献備でも一部を大教会所に願ふ（注―供えるの意）のでは未だ成就せぬ。国家のために全的でなくてはならぬ。無慾といふも自分の考へ位でできぬ。全生活をかけて願ふと神の大慾と一致する「支部長会議記録―昭和13年3月14日付」

高橋——どこまでも誠を籠めさして頂きたい、その為め、国家のお役に立ち、国家の御用の為め金光教が無一物になって了ったら、それこそ金光教萬歳である。寧ろ其処まで徹底出来ぬことの方をおされる。どうか意を込めてお尽しを頂きたい。「支部長会議記録―昭和12年12月17日付」

- ③⑥ 御取次ニハ「死ンダト思ヒ、慾ヲ放ス」コトガ根本的必須要件デアリマシテ、立教ノ御神宣ニ儼然御明示アラセラレテ御

座ル通りデアリマス「死ンダト思ヒ慾ヲ放ス」コトハ、御結界奉仕ト浄財取扱ノ上ニ特ニ明カニ具現セラレネバナライ事柄デアリマシテ、教祖生神様ハ申奉ルマデモナク、現御広前金光様ニ於カセラレテモ、之ヲ的確ニ御明示下サレテ御座ルノデアリマス。從ツテ先年ノ肅正運動ニ依リ神ト皇上下ノ御神威ヲ蒙リマシテ、之ガ制定ヲ見マシタ新制度ノ規定ニ於テハ、御取次御奉仕ノ神聖不可侵ト浄財取扱ノ御神意御奉体ノ具現トガ、公正ニ明規セラレテ爾来明朗ニ御実施アラセラレテ居ルノデアリマス。然ルニ大教会所以外ノ部下各教会所ニ於テハ、ソノ実情ハ果シテ如何ナル状態デアリマセウカ（略）彼ヲ惟ヒ、是ヲ省ルトキ、寒心ニ堪ヘナイ本教現下ノ実情因ツテ来ル真因ハ、遺憾ナガラ私共教会長教師一同ガ真ニ一大猛省ヲ促サレテ居ル御氣付ケニ外ナラヌト之ヲ仰ギ、之ヲ自覚シナクテハ相成ラナイノデアリマス（略）要スルニ、本教全教師ガ更生スルコトデアリ、本教全教会所ガ更生スルコトデアリ、本教々団ガ更生スルコトデアリマシテ、神ト皇上下ノ御役ニ立タセテイタダクノ実ヲ期スルモノニ外ナラナイノデアリマス「教師会記録―昭和13年4月6日付」

- ③⑦ 高橋——神前奉仕と云ふのは神様を利用しようとしてはならぬ。金光様に御伺ひした御神命だと其金光様の袖にかくれて利用して人を動かそうとして我俥をしようとして来た事が往々あった。御伺申した事は口外してはならぬ。じつと腹に収めてゐるのが本当である。其を実現する責任は自分にある。

決して口外すべきものでないと信じてゐる。前掲「全鮮教師協議会記録」

③⑧ 高橋——今日は教内の事は総て教監の責任である。責に任ずるものなくばお広前がお広前としてのおつとめが出来ぬ。責任制確立してはじめて神聖なものが神聖になる。前掲「第20教区教師会記録」

③⑨ 寒中一斉祈念に就て

大稜威の輝くところ北に南に陸に海に又空に、皇軍が有史以来未曾有と称せらるる戦績を収めて世界驚嘆の的となりつつあるは我等国民の齊しく感激感謝措く能はざる所この戦果を全うし事変終局の目的たる東洋平和延ては世界真の平和樹立の大業成就は一に懸りて我等国民の堅忍持久確固不拔の覚悟にあり堅忍持久確固不拔の覚悟は純忠至誠無私奉公の信念より湧き出づるにあらざれば克く有終の成果を挙ぐる能はざるは今更言を俟たざる所であります。

本教は教祖立教以来脈々としてこの信念一貫し神前奉仕の御取次は只その御祈念に昼夜を分たせられざるは全教の一向仰信して皆その大御蔭に生かされて居る所であります今や非常の時運に際会し皇国の前途多望多難国民の負荷亦為めに容易ならざるものあり、本教信奉者たるもの国を祈り己が務めを祈り全教祈念を一にして以て尽忠報国の赤誠を致すべきの秋今をおきてあるべきにあらず即ち寒中一斉祈念に入り勢信心以て深く遠く

④⑩

天皇皇后両陛下皇太后陛下皇太子殿下弥栄各宮殿下御安泰奉祈願、天下国家安全国運隆昌発展の御繰合、国威宣揚皇軍武運長久世界真の平和奉願——昭和十二年十二月二十七日頂くと神前御奉仕の御祈念に帰一し依つて以て篤く教を受けて身心の改りを進め現地の慰問銃後の護り等諸般の実行活動に一層の充実徹底を期し度いものと切願に堪へざる次第であります「教会長宛通牒—昭和13年1月1日付」

なお、御祈念詞の公開は、昭和十六年三月一日にも行なわれた。

本教の管長は世襲であります。特殊の場合の外は更迭といふ事が行はれない永久の職であります。従つて御家柄となつて居るのであります。その立前の中に於て人事教務一切を管長が思ふままになさる事になれば、人事とか教務とかいふものには一方に喜ぶ者があり他方に快しとせぬ者があるのは致し方のないものであります。それらの思ひとか経緯とかいふものが溜つて参りました。それが皆管長一身一家に集つて参ります。嬉しい事は忘れも致しますが、辛い事は忘れぬもので、それらが集まつて遂に管長は衆怨の府となるのであります。(略) 処が教監がその責に任ずる事になりますと、教監が何事か御用して居る中には、出来損ふ事もありませうし、飽かれる事もありませう。又全教を生かす上に不適當になる場合もあり、当人が考へが尽きて了ふ場合も出来て来る訳で、さういふ場合に幾らでも更迭が出来るのであります(略) 故

に教監に全責任を負はせれば、累を管長に及ぼす事はない訳であります。(新制度運用の精神——高橋正雄、「信行」第一卷第一号所載)

④① 前掲、拙稿紀要『金光教学』第13号P・36参照

④② 本日午後七時下村先生より来車せよとの御懇切なる御言葉を頂き参上親しく示教を受け候 目下の上告中の形勢を報告したる後、教内事情及現管長の性格、亦現下の国家状勢等よりして、管長上告棄却の場合如何なすべきか又現管長引退を希ふとして主務当局に如何陳情すべきか、又これ等の点につき予め現局課長の内意を如何打診すべきか、又打診を必要とするや否や等につき御教示を仰ぎ申候処、下村先生の談話左の如し

一、句仏氏の引退したるときと国家社会状勢全く一変し絶対に相剋殊に下剋上のきらひある問題に關しては頗る其成就困難ならん然れ共事の成否は別問題として金光教の根本的肅正成るか成らざるかの重大問題故是非大臣以下次官局課長に陳情をなすべし、金光教独立と同様の決意と熱力を以って事に当らるる必要あり

一、管長襲職規定の条文よりしてたとへ其当時戸主なりしが故に家邦氏を管長に推薦したるものなるが戸主権の喪失せられたるの故を以って今日其当時の推薦人にして現存せる人々のみが陳情請願したりと雖も其成功は疑はし

一、恐らくは管長の身分庶子との判決あるべきか然るとせば愈々以って前述の陳情位にてはむつかしかるべし

一、此際其当時の推薦人たりし人は申す迄もなく教監専掌全部及び各教区支部々長、議会議長及信徒の総意を代表するもの等の各々別の陳情によるの外なし

一、教監として其職能の本質より管長引退を陳情するは妥当ならずと考へられざるに非ざるも音に管長に対する責任のみならず金光教の責任者なれば其点より進んで其当面の任に當るべきなり

一、現管長家邦氏は誠に一種不可思議の人物なれば到底一教の統率者たり得ず全教の帰依を受くるを得ざる点につきあらゆる理由を挙げあらゆる角度より其引退を希ふ故を明にすべし

一、上告判決にして管長側の敗訴となりたる時機を失しては禍根を永久に残す事となるべし

一、宿老、教監は文部当局に陳情するに先き立ちて管長敗訴の判決ありたる場合機を失せず先づ管長に向つて其引退を直諫すべし、再々の直諫効なきに於て直ちに前記の各機関の人々によりて文部当局に一に陳情二に陳情とあらゆる努力を以って事に当られたし

一、但し前管長としてこれに優遇の道を与ふべし

一、教内に右に關し異論あるとも教内も現管長引退を切望しをるとせば多少讓歩しても其実を得る方肝要なり、又現下の社会状勢よりするも是非此点は異論を排しても道を立つる必要あり

一、文部当局への陳情理由はあらゆる角度よりなすべし、例せば先年の信徒大会の決議、一教々学の停止及び講究所の土地建物使用不能、一教の信念作興に及ぼせる影響等々、同封せる管長襲職当時すでに教内に熾烈なる反対（注：拙稿：紀要『金光教学』第13号P・41参照）在りし等

一、現局課長の意向打診は無駄なり、局長一人の意見にて定まるべきものにもあらず次官大臣の決心を必要とする上からは局長も責任者として判決の未定なる今日其内意を發表する等絶対になかるべく又局長が如何なる考へを持てるにもせよ将又事の成就如何はあれ金光教の爲に是非此際なしておかねばならぬ点であつて深く遠き将来の事を考へなば左様な事を以て機を失してはならぬ事なり

一、然してあらゆる努力と熱力とを必要とすれ共大会又は教内に些の動揺あるべからず林の如く静にして然も重々と不退転の決意を以つて全教団の意志を反映せしめざるべからず

一、宿老も全く最後の御奉公として一身を賭して行はるべきものと信ず（高橋教監宛 畑一書簡、昭和13年5月25日付）

④③ 拙稿紀要『金光教学』第13号P・42～43参照

④④ 宗教上の観念よりすれば法脈を主としたる血脈制度を理想的とするならんも本教の教義よりすれば、血脈を主としたる法脈制度が適当なりと思料す、独立当時の管長選定期則は法脈を主としたる血脈制にして、教会創立当初の規定は血脈を主としたる法脈制と見ることを得「管長選定に關すること及神前奉仕者

選定に關すること、並に管長と神前奉仕者との關係に就ての考査」

④⑤ 本教に於ける信仰の中心は教祖立教の神意に基き大教会御取次（神前奉仕）に在ること云ふまでもなし、故に教祖の教統（所謂法脈）を継承し得る者として認むべき準據は如何にあるべきかと云ふことなり之を教規に規定することは困難なれば条文に現はす要はなしと考ふれど、内規としてその意義を明になしおくことは将来規定運用の上に大切なことと思ふ、参考として之を簡単に云へば、教祖御取次の神意を体得し何時にても神勤の座に就き得るの質と徳と力を有し居る者を以て其の資格者となす、たとへ教祖の血統を受け信心ありと云ひてもそれだけの程度にては如何に家柄たりとも内容に於て一般教徒と異なる処なしと云ふべし、将来継承者の選定に際しこの点を明確になしおかげれば疑義を生ずるに至り問題を惹起するの虞れありと思料し特に附記せし次第なり（右に同じ）

④⑥ 神前奉仕者の選定の教規につきましては前述せし主旨により最も慎重に扱ふを必要とし寧ろ信心を主とし法律を従となすべく即ち法脈を経とし血脈を緯となしたる制度を可とし、之が選定に当りては苟くも疑念を挿むが如きことなく、衆望の一致するところに自ら帰するやう、惟神的に定まるべきが理想たと共にかくなりてこそ始めて御取次の神意に副ひ奉ることを得るならん（右に同じ）

なお、血統と教統の重視の仕方について、左のような見解も見られる。

金原——神前奉仕者も管長の場合の如く協議などによらず世襲とキツパリ出来なかつたか

和泉——我々の信念としては神前奉仕者は世襲であるのであるが、規則の上では最悪の場合を考へねばならぬのである。

例へば、御神前奉仕者が人格上不備なる点があるといふ場合である。「全鮮教師協議会記録」

- ④⑦ 宗務課長——血統ヤ金光家ト云フモノニ泥マヌ様思イ切ツタ革新ヲ要ス、即チ、教統ハ必ズシモ血統ニヨツテ伝ハルモノデナイ、マタ金光家ハ、教祖アツテ教派ガ成立、教派アルガ故ノ金光家、金光家ノタメノ教派デナシ。教派ガ第一義、金光家ハ第二義、将来ノ管長モ金光家カラ選ブノヲ原則トスル建前ニスレバ、現情ヨリ推シテ金光攝胤ヲオイテホカニナイ。金光攝胤擁立ノ意図ガ秘メラレテイルト邪推サレ易イ。マタ将来金光家ニ一人ノ子孫シカナク、信仰上其ノ他多少事故ガアル場合、ソノ人ヲ選定シナケレバナライコトモ起ルノデ、管長選定ノ範圍ヲ金光家ニ限ルノハ再考ヲ要ス「管長との折衝記録」昭和15年10月11日付

- ④⑧ 教主選挙の意義については「教主選挙について」(『金光教報』昭和26年5月1日、同31年5月1日、同36年5月1日)を参照

- ④⑨ 拙稿紀要『金光教学』第13号P・64〜74参照

なお、独立当時の選挙制を、高橋教監は、前掲した野中轍弁護士宛の書面の中で「教祖ノ系統ヲ永遠ニ承伝セシコトヲ仰望スルト同時ニ金光家一統ノ修養向上ヲ念トシ一般世襲制ニ伴フ

種々ノ弊害ヲ防止スルノ主旨」と述べた。

- ⑤⑩ 管長ハ教祖ノ子孫ニシテ金光ノ姓ヲ冒セル男教師中教祖ノ信心ヲ承継シ教統ヲ保持スルニ足ルベキ徳識アル者ニ就キ之ヲ選挙ス

前項ノ規定ニ該当スル者ナキトキハ三級以上ノ男教師ニ就キ之ヲ選挙ス「教規」第二十六條

なお、十六年教規は、建前として宗教的人格者を管長に推荐することであつたが、内実が血脈の争いであつたことを自覚したのは審査委員長であり教監でもあつた高橋である。彼は左のように記しとどめた。

今度宗団法に依る新教規制定の事起るに及んでも只その一事(注)一家邦管長の管長職への固執)にのみ肝胆を砕いて来られたのであつて、終には法の立て様もない家邦の子孫をして世襲せしめ度いと云ふ様な露骨な主張をされ、一步もそれを譲らうとせられなかつたのである。そして万一自分が管長になれない様な事があつたら教派の方にも金光家一族の上にもどの様なとり返しのつかぬ事が起るかも知れないと云はれたり、たとひ自分の身分が赤沢姓にならうが川手姓にならうが自分が管長たる事は絶対に變りがないと言はれたりするのも全く管長衷心からの思ひなのである。それが絶対的なものであり唯一のものであり一步も半歩も譲る事も退く事も出来得るものでないために理も法もない無茶としか思はれない様な言ひ方にもなるのであつて、その点から私はこの要請は常々あの方

の意欲とか願望とか云ふ様なものでなく、そんなものよりも更に深く更に真剣な本能的生命的な欲求であつて、言はば神經の末梢までもその動きになつて居り血の一滴までもその流れになつて居ると言ふ様なものであらふと思ふ(略)それは火が上に燃え水が下に流れる様なもので全く自然現象とも言ふべきものだ。だから人間の愛憎好悪の情を以て見るべきものではないのである。現に私は私自身に対する管長の言はば執拗を極めた又露骨極まる排斥を受けながら情に於ては何ともなく言はば風の吹くのに当る様な氣持がして居た。風に当れば寒くもあり、又圧力も感ずるが風に向つて憎んだり嫌つたりの情は動かない。管長の私に対する排斥も全くその様な氣持で、私は受けて来た。それが管長の動きの実相であると思ふ(略)。二十幾年前大正六年一月佐藤教監が退いて畑先生がその後を襲はれるとき当面した問題がこの問題であつたのだが、それから幾多の変遷があつて、その間私は私の道を歩み師も友もそれ々の道をそれ々に歩まれて来たのであるが、それが終に昭和九年十年の事件を経今回の教規制定の事となつていよいよのどんづまりを迎へて問題の眞実相を露呈して来ているのである。そこで私はここに師友——現存せられて居る方々も既に亡き方々も——みんな一緒に会して居る氣がする。そこには管長も主要な役を演じて居られ、師友各々それ々の持場々々で働いて居られる事を感じる。そしてそれが大御蔭に依つてとかされる——全然とかされて

しまはないまでもとかされる道に向ふのだといふ事を信じる事が出来る。これは私の仕合せだと思ふ。そして一切は私の全責任なのだ、私は全責任を負はせて貰はねばならない。

〔高橋正雄日記〕昭和16年4月7日の條

⑤ 文部省との折衝にあつた大淵は、世襲制廢止の理由を「(宗団法による管長は)教化ノ任ヲ尽シ且ツ淨財ヲ提供デキル人物ヲ確保スル要ガアリ、ソノ為ニハ、前任者ノ遺言ニヨル選出ナリ世襲ニヨル選定ヲ取除イテ人物本位ヲ条件」(「管長との折衝記録」—昭和15年12月7日)とすると説明した。

⑥ 管長ノ使命前記(注—国家目的に添う宗教団體法の意圖)ノ如クナルヲ以テ自然管長ハ一教化ノ中心者タルヲ要ス、信念教化ノ中心ト立チ得テコソ初メテ一教統理運営ノ大任ヲ果シ得ベク教化ノ中心者ト教理ノ中心者ト別立スルガ如キハ不可ナリカクシテ管長ノ内容ハ教化統理一体ノ作用ノ中心タルノ意義ヲ有シ其ノ權限職能拡大スルト共ニ必然亦其ノ責任モ増大セザルベカラズ即チ自ラ一教ノ責ニ任ズベク從來ノ如キ事務總長ノ責任制ノ如キハ許サレズ」前掲「第一次教規草案内閣内容概要」

なお、信仰的權威者から支配權力者へと性格を変えていった攝胤管長は、国家の指令に従い職務を遂行した。昭和十七年十一月二十六日には、国家は各宗管長を天皇に拝謁せしめ戦争遂行の徹底を促した。管長は国家の方針を受けて教団に諭告を發した。

△資料▽

小野家文書 (8)

金光眞整編

(2352)

永代御用記

—元治二年二月〜慶応元年十二月 (解説・凡例は十一号一三四〜一三五頁参照)

元治二乙丑歲

塀和麻之進出迎えの心得

態申廻候。然者今般、塀和麻之進殿御義、當地御用ニ付、京都表去ル四日御發足、同五日大坂御一泊、翌六日同所御出立、來ル十日御在所着御積被ニ仰越候。尤御時節柄ニ付、御省略之心得御達書寫相達候条、諸事可レ成丈、入費無レ之様可ニ相達候。爲レ其如レ此候

丑二月五日 役所

已上

淺口

兩村

追而寺社并組中へ別達無レ之候間、本文并寫とも通達可レ有レ之候

已上

別 達

一、當節柄ニ候間、諸事世格ニ不レ拘、成丈手數ヲ省キ、入費

無レ之様取斗可レ申事

一、組之者・村役人等不レ洩出迎ニ不レ及、惣代之もの兩三人ニ可レ限事

一、着爲レ歡音物并諸中見舞之品等一切及レ斷候。押而相送候向も有レ之候ハ、可レ及レ返却候間、右之趣、足輕并村役人等、寺社町方へ不レ洩様然可レ被ニ相達候事

二月 右之趣被ニ仰越候間、其段承知可レ有レ之候

二月五日

以上

徳川壽千代死去につき停止

態申廻候。然者、徳川壽千代殿御逝去ニ付、普請を今十九日廿一日三日迄之間、鳴もの・音曲・諸殺生を、今十九日より廿五日まで七日之間停止申付候間、末々迄不レ洩様可ニ觸知もの也 (マテ)

子二月十九日 役所

兩村

尚以ニ本文之趣ニ組中へも可ニ申達ニ事

百姓劍術出精称美

覺

一 劍術出情ニ付御目錄  
金五拾疋被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之

大谷村庄屋大庄屋席  
小野四右衛門次男

金 治

一 同 斷

同村御用達

川 手 直 藏

一 同 斷

右同人悴

同 與 次 郎

一 同 斷

同御用達川手十右衛門悴

川 手 幸 次 郎

一 同 斷

右同斷

同 紋 三 郎

一 同 斷

同村

中 嶋 久 眞 太

一 同 斷

御用達西澤森四郎悴

西 澤 彌 三 郎

一 劍術出情ニ付帶刀御免  
有志組肝煎被<sub>ニ</sub>申付<sub>ニ</sub>候 ○

同御館入

西 澤 仲 二

御目錄金五拾疋被<sub>レ</sub>下  
中嶋久眞太弟

十 太 郎

一 上下御免 ○

遠藤柳太郎悴

(俊力)  
倭 三 郎

一 上下御免 ○

元藏悴

鹿 太 郎

一 年分弱候ニ付、出席斷出候ニ付不<sub>ニ</sub>罷出<sub>ニ</sub>候 久右衛門

友藏悴

同村

一 上下御免 ○

麻 吉  
(○教祖三男)

○外ニ須恵村拾老入、皆上下御免

右之ものは御稱美筋之儀有<sub>レ</sub>之候間、來廿八日六ツ半時、御演  
武場は可<sub>ニ</sub>罷出<sub>ニ</sub>様可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>相達<sub>ニ</sub>候。爲<sub>レ</sub>其如<sub>レ</sub>此候。 已上

(ママ)  
子二月廿六日

二階堂 元 一 郎

堺 和 忠 平 太

兩村役人當テ

追而藝術掛リ之外、村役人罷出ニ不<sub>レ</sub>及候事

○印之ものハ、上下持參候様、御別達有<sub>レ</sub>之候

家老小倉源右衛門死去につき停止

御家老小倉源右衛門殿、去月十六日御死去ニ付、廿七日カ廿九  
日迄、三日之内御停止。觸書二月廿八日到來

喜介人相書

從三公邊ニ御觸左之通り

去十一月三日母つよへ爲ニ庇負ニ逃去候、下總國香取郡川頭村百姓喜兵衛悴喜介人相達レ之

一、年貳拾五才

一、丈高き方

一、顔細し、色黒き方ニ而、疱瘡之痕有レ之

一、鼻筋通り之方

一、眉毛厚キ方

一、髮切罷在候

一、耳・口常体、齒並揃之方

一、其節之衣類、上着木綿藍三筋縞布子、下着木綿茶小格子縞

布子ヲ着し、紫五郎しごきをメ罷有候

右之通之者於レ有レ之、其所ニ留置、御料ハ御代官、私領を領主地頭へ申出、夫々於ニ江戸二月番之上事方御勘定奉行へ可ニ申出。若及ニ見聞ニ候もの、其段も不ニ申出、尤家來・又ものまで念入可レ遂ニ吟味ニ候、隱置、脇々於レ顯を可レ爲ニ曲事ニ候

二月

右之通末々迄、不レ洩様可ニ觸知ニ者也

子二月廿九日 役所

大庄屋

村々

諸役等任命

一、三月三日御用召ニ而並足輕役料壹石被レ下

麻吉 (○教祖三男)

一、劍術世話役出情ニ付御合印御免

小野 慎一郎

一、右同断

藤澤 啓次郎

右ハ三月五日御殿ニ而御月番被ニ仰付ニ候  
中郡同役四人も、前同様被ニ仰付ニ候

池上安右衛門様、別株御普代

中嶋忠右衛門様、中小姓御用之節鎗御免

森川勝三郎様御番方被ニ仰付ニ候。御目録金百足被レ下レ之

右三月三日被ニ仰付ニ候

大谷村年寄

一、三月十五日御用召ニ而年來實體相勤候ニ付上下御免

三郎治

須恵村年寄

一、右年迄出情相勤ニ付御目録金貳百足被レ下

才平太

文武稽古につき達

文武稽古之義ハ、兼而被ニ仰出ニ候趣も有レ之、何レも無ニ油斷ニ被ニ督勵ニ事ニ候得共、當御時節柄、別而人才御成育被レ遊度思召ニ付、夫々稽古場御取建格別ニ御世話有レ之候事ゆへ、右御

主意之趣、何も厚く相心得、自今一際奮發勉勵可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。  
尤出情之者にも、御褒美可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>ハ勿論、群拔上達御用にも相  
立候ものハ、門地・年格等二不<sub>レ</sub>拘、急度御拔擢二も可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>  
候。若御時節柄をも不<sub>レ</sub>顧遊惰二耽り、文武相怠候者ハ急度御  
<sup>(マヤ)</sup> 錠黙可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候間、此段兼而相達置候様、御沙汰ニハ

右之趣、今般御家中一同に御達し有<sub>レ</sub>之候間、村役人をはじめ、  
御用達其外共夫と不<sub>レ</sub>洩様無<sub>レ</sub>急度<sub>二</sub>御達し可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候<sub>一</sub> 以上  
割賦増高につき覚書

覺

一、学問之義ハ武技と違ひ、兒童ハ別而退屈いたし、稽古厭勝  
二も候間、父・兄たるもの格別心を用ひ、子弟誘引<sub>ニ</sub>のため、  
自身も成文出席同人共も相勵候様取向ケ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候。

一、講釋は一日仕向、當番役附之外ハ何も出席可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之筈ニ候  
處、是迄欠席勝之ものも有<sub>レ</sub>之、如何之事ニ候。向後無<sub>レ</sub>端懈<sub>二</sub>  
怠致候ものハ屹度御沙汰可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候事

右之趣相達候間、此上無<sub>レ</sub>油斷<sub>二</sub>出情致べきもの也<sub>一</sub>

丑三月十二日

素讀吟味之上御褒美被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>年齡定、兼而達置候處、今般左之通  
相改候事

一、拾五才ニ而、四書・五經素讀相濟候ものハ、吟味ノ上御  
褒美可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>

一、拾三才ニ而、四書素讀相濟候ものハも同斷之事  
右之趣可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>達置候

丑三月

一、高四拾石四斗貳升七合七勺

大谷村

此取五石八升六合三勺

免壹ツ貳分五厘八毛一二  
但定免之内ニ而四歩減<sub>レ</sub>之

一、高九石七斗九升壹合七勺

同中嶋新田

門田村

小寺村

福井村

金井戸村

下林村

同中村

清水村

井手村

上林村

小屋村

三和村

井尻野村

此取貳石四斗四升壹合八勺  
免貳ツ四歩九厘三毛七五  
但定免之内ニ而五厘減レ之

一、高三拾石三斗四升貳合九勺

須惠村

此取四石三斗貳升三合三勺  
免壹ツ四歩貳厘四毛八一  
但定免之内ニ而三歩三厘減レ之

延友村

增高ノ千四百貳拾八石八斗壹升六合八勺

右村ニ割賦增高之儀を、今般御高直リ之譯ヲ以、雖レ被ニ仰出一  
聊御取箇ニ拘リ申候義を無レ之、尤後年免上ケ御取増等被ニ仰付  
候義、決而無レ之候。右ニ付、是迄之免定寫、奥印ニ而以來五  
ヶ年目ニ相下ケ可レ申候。爲ニ後證ニ因而如レ件

加印

池上 安右衛門

元治二乙丑年

二階堂 小一郎

三月

中嶋 傳七郎

二階堂 勇藏

〔增高割百石ニ付、九拾九石八斗三升八合六勺  
右之割合ニ而惣高七千九拾八石壹斗七升貳合三勺〕

(〇)内は貼紙

大庄屋

難波忠五郎殿

同断

吉富融三郎殿

村々略レ之

大谷村庄屋  
大庄屋席

小野四右衛門殿

同代勤

小野慎一郎殿

前書之通相違無レ之者也

併加麻之進

右被ニ仰出ニ之趣、私共奉レ承レ畏、當御免定御下ケ之節迄ニ、村  
方ニ申付候様可レ仕候。依而御請書奉ニ指上ニ候處如レ件

村々

元治二乙丑年

三月

庄屋  
大庄屋

御郡奉行中當テ

浪五郎家出につき貼紙

判頭小兵衛悻

浪五郎

當丑二月初旬家出いたし、行衛相知レ不レ申ニ付、此後尋當歸  
村仕迄張帟ニ被ニ仰付ニ度小平願候。奥印迄四月五日差出し置候。  
當日御聞濟相成候

寺社方改正

今般寺社方へ御改正被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候<sub>一</sub>ニ付、爲<sub>二</sub>心得<sub>一</sub>別紙寫し可<sub>レ</sub>達  
善之處相略候間、其村々<sub>カ</sub>寺社へ取次早達可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之もの也

丑四月朔日 役 所

追而林木之義々、其村ニ而寺社 大庄屋  
立會取調可<sub>二</sub>指出<sub>一</sub>候 以上 村々

態申達候。然々今般御改革被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候<sub>一</sub>。左ニ

一、寺院方熨斗目以上 御殿・御役所共御取扱被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候事

但し熨斗目以上々、徒士組頭席之御心得可<sub>レ</sub>然事

一、修驗分右准、寺院末席之事

一、井野大和義々、御鎮守稻荷宮御構之廉ヲ以、徒士席御取扱

被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候事

一、瀧原一學義々、大庄屋席心得之事

一、堂社規則由來書・什物等、都而構之御取調奉行役へ御指出

し可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候

一、寺社境内林木、大サ目通り三尺<sub>カ</sub>以上之分、以來御帳付ニ

相成候間、御改之上奉行役へ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>指出<sub>一</sub>候事

一、諸願書、奉行宛ニ而、支配役へ指出可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候事

右之通被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候間、此段御承知、來ル十五日迄ニ支配役迄御

差出可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候

以上

四月朔日

善根寺 觀藏寺 法城寺 等覺寺 圓滿寺 金龍寺 仲之坊 萬福寺 南之坊 靈妙寺 極樂寺 大光坊 般若寺 天仲庵 往來寺 寂光院 善城寺 無量院

二階堂勇藏病氣  
引込ニ付請持  
中嶋傳七郎

井野大和殿  
瀧原一覺殿

追而奉行役々、二階堂小一郎申合、月番心得支配役々四月并和忠平太、五月龜山幸右衛門、六月二階堂民之丞順々月番ヲ心得候間、是亦相心得可レ被レ成候

- 一、無住之分、兼帶寺ニ而御取調御指出し可レ被レ成候
- 一、林木之分々、其村役人御立會、寸尺御改メ可レ被レ成候

一人宛五厘の冥加錢取立

- 一、當丑年々、宗門御改之節、人別壹人ニ五厘ツ、爲ニ冥加錢ニ庄屋に年々取立、年八朱之利足ヲ加へ、積立可レ申旨被レ仰出候。右々村方難澁もの救手當テ并不事手當テニ、庄屋手前ニ而積立候様との御沙汰ニ候よし
- 右之趣、四月五日大庄屋々申來候

諸規定改正

規定

- 一、村方御用在人之事
- 庄屋役身分之吉凶ニ候ハツ、是迄之通直達、其以下年寄始、村方之もの、以來何之村ニ而も大庄屋當テ相達し、夫々繼與

書ニ而其村へ相達し、請書ハ大庄屋々支配迄被ニ指越候  
一、格役順殿様定之事

給人以上 孫殿  
熨斗目已上 孫殿

小役人以下 孫殿

但從ニ御役人ニ大庄屋以下都而殿文字定之事

支配役ニ而

大庄屋 庄屋  
孫殿 孫殿

年寄 孫殿

外御役人以上以下共、右ニ准候事

- 一、諸願書類支配役當テ、大庄屋奥印ニ而可レ被ニ指出ニ事
- 一、博突宿是迄之通候。其外相交り候もの共、當人は勿論、判頭・組合・兩隣家にも相應之過料被ニ仰付候間、(ママ)友吟味可レ致事

右之通御附札濟、御改革被ニ仰出候間、其段相心得可レ被レ申もの也

丑四月朔日

支配役

大庄屋中  
庄屋中

年寄中

帶刀以上御殿、以下役所

一、御用在人。帶刀已上 御殿、帶刀已下 御役所之事

但し着座所ハ格合目附役心添ニ有レ之

尚又御支配役名、已後ハ御代官と唱候様、大庄屋ハ口達有レ之

慶応と改元

從ニ公儀ニ今度年號慶應と改元被ニ仰出候之間、此段相心得可

レ申、爲レ其如レ斯候

以上

丑五月三日 御役所

大庄屋

村々

物価引下げ令

從ニ公儀ニ御觸左之通。元治二丑年四月八日

一、物價之儀ニ付而ハ、前々度々御世話も有レ之候得共、追々引上、近來別而諸民致ニ難澁ニ候ニ付、尚亦厚被ニ仰出候趣も有レ之候間、此上急度御趣意貫候様被レ爲レ遊度、末々之もの迄心得違不レ致、諸物價引下ケ候様可レ致旨、去子五月中相觸候處、都而格外直段引上候儀ニ付、厚御主意之趣、末貫徹不レ致哉ニ相

聞如何之事ニ候。去秋已來關東浮浪之徒、暴行亦々上方筋動揺

等ニ而、右様之次第ニも可レ至候儀ニ可レ有レ之候處、追々鎮靜

ニも相成候間、諸品土産國々元方直段ヲも相糺候筈ニ付、町奉

行・御勘定奉行ハ差紙至來次第無ニ遲滞ニ、荷主共罷出取調受候

様可レ致候。尤罷出候節、村役人、壹人之外多人數差添候義ハ

不ニ相成候故ニ付、是迄江戸・京都・大坂其外ハ取引いたし候

諸荷物之分差送り方見合、又ハ買メ賣等致間敷候。若相背候

もの有レ之候ハ、吟味之上急度咎可ニ申付候

右之趣、御料ハ御代官、私領ハ領主地頭ハ不レ洩様可ニ觸知ニ者也

右之通可レ被ニ相觸ニ候

三月

右之通被ニ仰出候之間、村々末々迄不レ洩様可ニ觸知ニ者也

丑四月廿三日

御役所

大庄屋

村々

諸役任免

一、御隣と交掛リ

池上 誼 三 様

一、徒目付、村目付御免

御目錄金貳百足

中嶋惣右衛門様

一、業柄出情(マ)ニ付  
壹人口被レ下候

赤木朴齋様

同

數右衛門

一、役料壹石

松浦十次郎様

酒造稼人

西澤林藏

一、業柄出情(マ)ニ付  
壹人口被レ下候

龜山宗順様

油稼人

元藏

一、格式小役人

小倉松之進様

瓦師

嘉平

一、格式小役人  
徒目付、村目付兼帶

佐々井九郎兵衛様

右之通ニ御座候

丑 五月

大谷村

已上

一、徒士席御雇  
山方助役壹人口

中島文藏様

一、掛屋請持御免  
掛屋元ノ改

堺和伴次郎様

右五月十六日、大庄屋に差出し置

一、御普請金預り出情(マ)  
御紋付御上下

池上五郎兵衛様

一、大庄屋席  
掛屋役

村木勘右衛門

御達の控

右五月九日便至來

大谷村職人・稼人

覺

大 工

桑 吉

安 吉

一、村ニ普請所之義ハ、已來ハ初發願書、村支配取次、場所見  
分之上、彌取掛り候節モ、普請方へ引渡、右普請中、見廻り  
等モ、普請方モ出役いたし、出來榮見分之上、請戻候様可(映カ)レ致  
候

一、支配役御人少ニ付、指支候義も有レ之候趣、就而ハ申立之  
通手附兩人程も可ニ申付ニ候間、人撰之上可レ被ニ申聞ニ候  
一、村方出火之節、小火之分ハ、已來大庄屋見分ニ而相濟せ、  
焼失多分之節、又ハ小火たり共、時宜ニ寄、村支配出張可レ有

レ之候

一、寺社奉行下役兼帯之義ハ、指向難レ及ニ沙汰ニ候得共、元來村帳之義ニ候得共、右兼帯之心得ヲ以、諸達願書とも取次可レ申。尤願書面等宛所之義ハ奉行所當テニ可レ有レ之候。尚又追而儀意之上相達候義も可レ有レ之事

一、寺社之分、銘々役宅に罷越候節、取扱振之儀ハ地役之向申談、相當之振合釋意之上可レ被ニ申聞一候

一、村方吟味候もの義、已來輕濟候分を支配ニ而可レ及ニ吟味一。尤重罪ニ可レ處ものハ、奉行中吟味請候上、罪科可レ被ニ申渡一勿論死刑已上ハ伺之上決罪可レ有レ之事

一、御軍用方々村方に掛り候達事等ハ、物頭々奉行中に相達、奉行中々支配に可レ被ニ相達一、尤非常之節ハ格別之事

一、村々役人共着服近來猥ニ相成候趣、右ハ御制度も有レ之候義ニ付、今般御改革之廉ヲ以、兼而定之通、屹度申渡様、奉行中ハ示談可レ有レ之

一、組之もの順番ニ而村廻り、召捕もの等致し來候得共、已來地方に相懸候足輕々、人撰之上取極メ度旨、右ハ差支之筋も候ハ、其段物頭に申談人撰之上可レ被ニ申立一候

一、一時之小事ニ諸席混雜不レ致候様有レ之度旨。右ハ役々職業睨と不ニ相立一故之義ニ候間、已後掛り々精々示談之上、見込候義も候ハ、早々可レ被ニ申立一候

丑 三月

右之通此度相達候間、爲ニ心得向々に可レ被ニ觸置一候

長州征伐につき助郷割り当ての記録

五月十七日八ツ前、難波忠五郎々、中國・西國・四國之御大名様方に御歸向被ニ仰出、御當家様へも人夫御入用ニ付、右談示之儀有レ之候間、今明日中兩村申合壹人出勤可レ致候。面會之上可ニ申談一との事ニ付、須惠啓次郎惣代として、十九日罷出。吉富自宅へ參り候處、同人義ハ當節出談も致不レ申由差添、粗承知候趣申演承候處、惣人足三拾八人之分、昨年農兵之節之例も有レ之、家軒割ニ執斗、千軒ニ付廿四人式歩ニ合、淺口ニ而六人出夫可レ致趣申出候ニ付、軒別割之義ハ新規之事、何卒先前之例ニ随ひ、高割之義被レ成候趣申込候處、最早割府相濟候間、是ニ而承知致吳候様申出

尚又難波ニも湛井(〇総社市)へ參り、右趣相尋候處、兩人トも達ニ而承知致吳様申し。今般々畢竟板倉(〇山陽道宿駅)々川邊澤迄之、多分御堅メニ可レ有レ之、決而長州に參候事ニハ無レ之と申之。素々人數ハ軒別割ヲ以、繰出し候得共、給米足役ハ高割執斗、壹人前米五升と相究置事ニ有レ之候間、達旨彼是申出間敷段、利害有レ之候得共、惣席に會も不レ爲レ致、決評之上押付様申付方ニ付

左候ハゞ、今度六人之人足ハ差出し可レ申候得共、已後此例ニ而ハ承伏不レ仕候趣申入引取り

十六日ニ兩村ハ諸職人書上、飛脚遣候節、當節之世評御當家様ハ如何候哉、聞□歸候様徳十へ申聞。郷宿ハ噂ニ言候ハ、其儀ニ付村々寄合有レ之候。いづれ人足掛リ之事ニ可レ有レ之と申居候由

然ルニ此一条、難波ハ進書ニも不ニ申越ニ、御郡意決評之上、翌十七日飛脚ヲ以、事柄も不ニ書取ニ、面會之上相談候様申越ニ付罷出候處、案外之義段地決評ヲ承ニ參候。是甚タ以押付ケ間敷遠村ヲ輕蔑いたし、執向方不レ得ニ其意ニ候間、向後之處、急度請合及可レ申事

右ニ付、村方ハ申聞候取究控・左之通

覺

一、鑑札當り候もの、當御用相勤。若病氣候ハゞ、次番ハ相勤可レ申  
但し後日之御用、前廉被ニ仰付ニ候□、御着刻限迄ニ、鑑札持候ものへ申付候事

一、鑑札渡方ハ、少々遅速有レ之共、同出頭候事

一、給米足役立方之義ハ、惣村ニ准し可レ申事

一、追々殿様御出馬ニ相成、自然多人數被ニ仰付ニ候ハゞ、今般之振合ヲ以相勤可レ申事

メ

右之通申渡置候。然候處、惣方連中處ニ而取究候ケ条も有レ之、此段御役前ニ而も承置吳候様申出し、箇條

一、鑑札當り候もの、自然病氣候ハゞ、御當順ニ而、代人頼出しニ成候金壹兩相辨、次番相頼、差支相掛不レ申候様可レ仕事一、今般御用一先相濟候ハゞ、其者ハ御除、跡之御用ハ、殘候ものハ被ニ仰付ニ被レ下度事

一、當國ニ而相濟候御用向ニ候ハゞ、其中ハ壹人前壹朱ツ、當番ハ相渡、長州行ニ相成候ハゞ、尚又壹朱相添、都合貳朱錢別可レ致事

一、足弱、其外鑑札廻リ相除候分、餘の以ハ、村役人中思召ヲ以、多少御取立之上、出立之節御渡可レ被レ下。但し貧者之義ハヨノイ及不レ申事

番外、御用達・御館入、中嶋共除置申候。是等と、外人數分一切ニ而、三兩請執斗吳度、判頭向改申出居候事

〔四匁上〕

〔廉 菓〕（〇）内は繰で消去

一、當御用ニ付、罷出候ものハ、壹人前金貳兩ツ、辻ハ相辨遣候事

番外、右之通□□相成候へ共、淺尾邊ニ而請負相濟候ハバ、其段執斗吳度判頭ハ申出候事

輪番人數家順

彖吉、藤吉、五月廿三日方 ○多平二、順右衛門、辰五郎、友藏、十五郎、文吉、清藏、三右衛門、常藏、淺二郎、松五郎、平太郎、與七、文五郎、元太郎、紋吉、友太郎、好太郎、清太郎、留吉、澤吉、元衛門、富五郎、立次郎、次郎  
右衛門、羽右衛門、新藏、又右衛門

ノ三拾人

喜代藏、六之丞、□□郎、喜三郎、彌三郎、甚之丞、千代藏、鹿藏、理右衛門、喜太郎、直次郎、千代藏、七兵衛、千藏、安五郎、淺吉、壽太郎、平藏、瀨右衛門、乙之丞、相藏、德之丞、光藏、五月廿三日方 ○惣次郎、官二、□右衛門、近藏、長一郎、善兵衛、久松、梅太郎

ノ三拾壹人

元藏  
〔梅太郎〕、俊平、新四郎、順太、猪三郎、馬藏、留吉、八  
○〔内は線て消去〕  
右衛門、藤二、兵作、多三郎、喜代七、理作、徳十、小平庄五郎、瀨次郎、孫兵衛、時五郎、兼藏、石之丞（○教祖四男）、三作、久藏、春太郎、駒次郎、嘉平、銀藏、新右衛門、藤五郎、力藏、五月廿三日方 ○辰藏

ノ三拾壹人

足弱・病氣人

徳松、儀右衛門、勇吉、八代吉、倉太、民藏、惣次郎、代吉、政右衛門、平八、多八、吉五郎、

川手十右衛門、川手直藏、西澤仲二、西沢林藏、遠藤柳太郎、中嶋久眞太

諸規定達

覺

一、寺社諸願類

寶福寺 役者中々願是迄之通

國分寺 右 同 斷

但、同末寺院住職願其外共、奥印ニ而被ニ指出ニ候分、役者ヲ以支配ニ被ニ指出ニ候方と奉レ存

報恩寺、給人已上御取扱ニ候ハ、直願之下ニ候ハ、支配ニ被ニ指出ニ候方と奉レ存。平寺院之分、支配役ニ指出候様奉レ存

一、右同斷御取扱振御定之上ハ、役宅ニ罷越候節も、御殿・御役所ニ准し、座順可有ニ御座ニ敷ニ奉レ存。尤、國分寺院家ニ

候ハゞ、玄關より通し、座敷に通し向座。井山使僧・報恩寺ニ而も、玄關に相通し、時宜ニ寄、座敷に通候共、向座心得。其餘、内玄關を相通り、玄關に通し、同間御取扱之座順ニお、少し上向座ニ而、應對可レ仕方と奉レ存。寺院之分、支配役別間ニハ相成間敷奉レ存。但、奉行衆・平寺院進對を、間近濟候而も可レ然哉ニ奉レ存

一、出火見分御規定

自火ニ而類焼無レ之分を、大庄屋出役見分仕、口書取レ之、支配當テ指出し、是迄御定之通、御自他相騒候廉ヲ以慎合□、支配役御届之上、無念ニ付追込被ニ仰付候段、相達し候方と奉レ存。家類焼御座候分ハ、支配役出張取札之上、是迄之通追込申付之日數、多少ニ而輕重可レ有ニ御座ニ奉レ存

一、村役人着服御規定

大庄屋、當節外並會も御座候ニ付、一概ニ難ニ申付儀も御座候得共、御殿・御役所等々出仕ハ勿論、平常猥ニ割羽織・襦、着用無用ニ被ニ仰付候得と、以下ノ者、都而右ニ准し、御家中ニ紛敷服不ニ相成旨達し度奉レ存

一、村支配、已後輕罪之分吟味仕候ハゞ、とレ得吟味ヲ詰メ、彌々輕罪ニ可レ處咎人ハ、一應取札候始末、奉行方に相届、科輕重差圖受、申渡候様可レ仕奉レ存。自然輕罪可レ處ものニ而も、痛メ吟味等仕候節、申出候手續相届候上、取斗候方と

奉レ存

右之通取極ニ而可レ然奉レ存候

三月

井 和 忠 平 太

已 上

古銀貨引替

從ニ 公儀ニ御觸左之通

古銀引替指出方之儀、先年々度々相觸、是迄増歩御手當等も被レ下追々引替差出候向も有レ之候得共、未引替殘有レ之候ニ付、此後引替差出候ものにて、尚又相増候割合、左之通

一、元文銀拾貫匁ニ付 代銀拾九貫目

一、文政銀拾貫目ニ付 代銀拾壹貫目

一、保字銀同斷ニ付 代銀拾壹貫目

一、古貳朱銀百兩ニ付 代金百六拾兩

一、文政貳朱銀百兩ニ付 代金百拾五兩

右之通、増歩爲ニ御手當被レ下候間、聊も不レ貯、金・銀座并江戸・京・大坂・其外諸國、引替御用相勤候者共之内に指出、早々引替可レ申候、若此上貯置候もの於レ有レ之者、糺之上急度可レ及ニ沙汰候間、御料ハ御代官、私領ハ地主地頭ニ而其旨相心得、入念可レ被ニ申付候

右之趣、不レ洩様可ニ相觸候事

丑五月廿五日

右之通被<sup>ニ</sup> 仰出<sup>ニ</sup>候間、村々末々迄不<sup>レ</sup>洩様可<sup>ニ</sup>觸知<sup>ニ</sup>者也

丑閏五月十一日 御役所

大庄屋

村々

牛書上・牛市

牛書上控

一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同
友清久 太滿太 郎郎太	岩倉太 太吉郎	寅吉	元右衛門	三右衛門	十五 友藏郎	順右衛門 安吉門	庄 樂吉屋	牛壹足	勇吉
一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同
猪元 三郎藏	久馬 藏藏	喜仲 代七二	常清 藏藏	遠藤柳太郎	浅藤 五郎吉	好太 郎郎			

一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同
平兵衛藏	善兵衛	春太郎	理喜藏	藤五郎	兼新右衛門	八百藏	亦右衛門	志多二郎	藤右衛門
一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同
政右衛門	孫兵衛	新四郎	川手十右衛門	嘉五郎	新藏	音之丞	喜太郎	千二郎	甚兵衛

三拾四足

先般申達置候牛市、來ル廿六日、南國府ニ而取斗候段届出。右ニ付、村々持牛之ものと、當日右場所ニ罷出、問屋五人ノ者ヘ萬事得<sup>ニ</sup>差圖<sup>ニ</sup>、一同猥りケ間敷義無<sup>レ</sup>之様、順直ニ取引可<sup>レ</sup>致事

一、賣買兩方<sup>ハ</sup>壹匁五分、都合銀三匁、運上銀、問屋帳面場へ、嚴重相納可<sup>レ</sup>申事

一、村々舊來立入候馬喰共、無<sup>レ</sup>據向も有<sup>レ</sup>之、賣買取扱候ハ、前以其段問屋へ相斷取引之上、御定之運上相納可<sup>レ</sup>申候

但、斯問屋株被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候上<sup>ニ</sup>、成丈手越取引無<sup>レ</sup>之様可<sup>レ</sup>致事

一、問屋株之者<sup>ニ</sup>、無<sup>ニ</sup>沙汰<sup>ニ</sup>引取、且、喧嘩・口論、博奕、都而猥ケ間敷儀無<sup>レ</sup>之様可<sup>レ</sup>致、萬一心得違之者有<sup>レ</sup>之候ハ、急度咎可<sup>ニ</sup>申付<sup>ニ</sup>事

右之通被<sup>ニ</sup>仰出<sup>ニ</sup>候間、村々末々迄不<sup>レ</sup>洩様可<sup>ニ</sup>觸知<sup>ニ</sup>者也

丑七月十七日

御役所

大庄屋村々

稼人届

一、彼<sup>〇</sup>取引

一、酒造稼人

一、油稼人

右之通ニ御座候

丑八月

大谷村

已上

川手直藏

西澤林藏

元藏

観行院逝去に付停止

從ニ公儀ニ御觸左之通

観行院様御儀逝去ニ付、和宮様御定式之御忌服被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>請。承<sup>レ</sup>之、今廿九日<sup>ハ</sup>來ル九月五日迄七日之間、鳴物殺生停止申付候間、末々迄不<sup>レ</sup>洩様可<sup>ニ</sup>觸知<sup>ニ</sup>者也

丑八月廿九日

御役所

本文之趣、組之者<sup>ニ</sup>可<sup>ニ</sup>申達<sup>ニ</sup>事

大谷村

須惠村

劍術世話役任命

七月廿六日五ツ半時、演武所<sup>ニ</sup>慎一郎召連罷出候處、劍術出情<sup>(ママ)</sup>ニ付、世話役被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候

川手十右衛門粹

同

幸次郎

古金貨引替

從ニ公儀ニ御觸左之通

古金類引替方之儀、去ル申年増歩御手當被<sup>レ</sup>下候間、聊も不<sup>ニ</sup>貯

置、引替御用相勤候者共之内に差出、早に引替可申。且、引替人御手當之儀も百兩二付、金貳歩定被下様、已後都而百兩二付、壹兩定被下候間、引替攝取候様可致旨、相觸候處、今以世上替殘之分も多分二付、此度保字金・正字金・古貳朱金之分も、引替人御手當之儀同様、百兩二付金壹兩定被下置。古金類引替方、遠國又ハ手遠候場所ハ、道中持運役諸入用も可相掛儀二付、往返入用として、道法五里餘隔り候場所ハ、五百兩已上引替差出候節、金百兩二付、壹里壹匁ツ、割合ヲ以、御手當被下

追而、國に引替所も、可被二仰付候得共、中國・九劬・上方筋取寄ハ、京都・大坂表引替御用、相勤候もの内に差出し。江戸近國・奥羽取寄ヲ指出候ものハ、江戸引替御用、相勤候もの共之内へ、并本町壹丁目御金改役所に直ニ指出。其餘國々之儀ハ、江戸・京・大坂引替所、取寄々都合宜懸方へ、勝手次第差出可申候

且、引替人共ハ、壹月置、壹萬兩一手にて引替指出候者ハ、是迄被下候御手當之外ニ、金五拾兩定、増御手當被下。壹萬兩ツ、指出候ハ、右割合ヲ以、金百兩二付、貳兩定、増御手當被下候ニ付、國々ニ於て、取集方等世話致し候ものも、前書引替人共ハ、被下候通御手當被下候間、引替方攝取候様可致候

若此上貯置候もの於有之、糺之上急度可及沙汰旨、御料を御代官、私領ハ領主地頭より、其意可相心得候様可申付候

右之趣向に、不洩様可相觸候

七月

右之通相觸候間、可被得其意候

右之通被二仰出候間、村々末迄不洩様可觸知者也

丑八月廿二日

御役所

大庄屋

村々

蔭伐りにつき覚

蔭伐ニ付、留記

已前弘化二巳年蔭拂取斗。其儀年々無之、當春村方願出候ニ付、大庄屋に相届置。九月朔日、別所勸請上ヨリ伐としめ。

夫寺奥・西平通り・小田に下り、客神通り、上休場伐上り。

多しさこ・津・夕崎、御庵より唐神下通り、醜池、新開、唐船

横土手御境際迄伐拂。同所横堤出張枝ハ伐拂具度、唐船總代和一郎迄、使ヲもつて掛合置。夫新田ニ而伐留。日數五日ニ相

濟

人別 理右衛門椿常次郎 松二郎 音之丞仲藏 愛藏 龜藏 千  
 代吉 直次郎 儀右衛門 梅太郎 定吉 桑吉 六次郎 定  
 次郎 次郎吉 喜代藏 半四郎 近藏子辰藏 新四郎 小平  
 子砂藏 喜〇入去元藏

出役 小野慎一郎 三郎治 保頭八百藏

川手又五郎 同人儀、先年御支配等御出張之比、若竟二而罷出候手控

方去弘化之度ニも村方相頼、壹度ハ慎一郎副役之義ニ  
 も有レ之已前ノ掛合も承知ニ而有レ之候間、同人ヲ相頼、  
 出役辨當代村方相頼申候

伐拂方ハ、東西南共貳間ツ、伐入、北ハ壹間半、屋敷ハ堅竿  
 (志力) 二而眞留、乗枝葉夫、伐拂申候

右蔭拂之節、遠藤柳太郎後敷、清藏外庭へ大ニ隠候ニ付、多分  
 伐拂呉度清藏方申出。柳太郎方ハ外ノ屋敷並ニ御執斗被レ下度  
 と申争。談口不レ申候ニ付、跡廻シニいたし双方へ厚く及ニ理解  
 候得共、落合不レ申ニ付、其後十月朔日、御收納并御普請御見  
 分兼、御代官二階堂民之丞様・普請方吉富作〇殿・代官手附小  
 頭平田久滿太、入村ニ相成候故相窺候處、御普請御見分之序、  
 御見分ニ相成、御引取之上、双方へ御理解有レ之、久滿太ヲ以、  
 左圖之通、伐拂候様御差圖有レ之、事濟ニ相成。爲ニ後鑑ニ記置  
 候者也



明治三庚午二月、柳太郎灰屋相建候處、〇界へ少々相  
 掛り、清藏方故障歎出。双方爲ニ立會ニ見分之節竿入。  
 いつきも竹垣通り垣張打候間、後年たり共異存申立見  
 分竿入竹垣通り。但、出張之分ハ柳太郎方建物爲レ引  
 相濟之事

御免許・御除地・御預ヶ山・筋立候神山ハ、蔭拂ニ相成ニ義ハ先々之通也。墓地等も、田畑に相障り候、年寄三郎治墓地、役藏・兼吉・三右衛門墓地等、夫々致ニ蔭拂ニ。思亭庵墓地ハ畑の北ニ而、格別障りニも相成ニ候得共、乗枝葉不レ殘伐拂。元右衛門墓地も右同斷。葉師堂壹本松□□に、先年蔭伐後ニ植付申新木ニ候得共、何卒此儘差置異度、植主茂右衛門方歎願ニ付、<sup>(志カ)</sup>眞留執斗候由。其外新屋敷之儀ハ、義定書類限ニ取斗相濟

### 小野愼一郎庄屋就任・小野四右衛門死去

小野四右衛門義、三月以來病氣引籠ニ付、十月中退役願書指出置候處、十二月三日五ツ半時、愼一郎義御殿へ罷出候様、御代官様方御指紙ニ付、當日罷出候處、御月番中島傳七郎様方、御達書御讀聞之御文意、大谷村庄屋代勤小野愼一郎、同村庄屋役申付候間、念入可ニ相勤ニ旨被ニ仰渡ニ候。尚亦別帋ヲ以、小野四右衛門儀、病氣引籠ニ付、願之通庄屋役御免申付之存寄も有レ之候間、快方候ハ、早々可ニ届出ニ候。右之御達書面之通頂戴。四日曉七ツ發足ニ而引取候處、爪崎近迄八百藏出迎、引續中島一統、追々判頭中、八重迄津のま一同出迎。尤、道越邊迄罷出候ものも有レ之。歸舎。判頭着増。座敷ニ而、酒出し、津のまものハ向座敷ニ而酒出し、親父義も全快之上ハ、志度御沙汰振

有レ之筈之處、悲哉、同七日晚七ツ過落命殘懷也

### 小割増銀

諸足役并小割帳銀立共、村方示談之上伺濟ニ而當暮より増方取斗候

十二月

## 昭和四十八年度研究論文概要

昭和四十八年度に提出された研究報告のうち、この号に論文として掲載した以外の、各所員、助手の研究論文の概要をここに掲げる。配列順序は執筆者氏名の五十音順である。

### 戦時時局における教風の論理

——信忠孝から取次神聖へ——

久保田 紘二（助手）

戦時時局活動は本教における宗教と政治という問題を象徴的にあらわした活動であった。とりわけ、満洲事変から日華事変へ、そして太平洋戦争へと戦争が進展していく過程における本教の動向は、その問題を論及するにふさわしく展開している。特にこの過程において生起した九・十年事件の教義的課題であった「神前奉仕の不可侵」——取次神聖——は、戦時活動とどのような関係にあったか、あるいは戦時活動にどのような影響を及ぼしたか。そうした教義的問題を中心に論究した。つまり戦時活動と九・十年事件との教義連関の問題である。

そこで浮上してきた問題は、従来本教の政治的視点として教義の支柱を形成していた「信・忠・孝」が、取次神聖という信仰課題をも教義的に席卷したということであった。つまり本教の国体思想への癒着である。こうした本教の国体思想への傾斜の状況をみることによって、「信心の自覚」過程と称されてきた教団の宗教的営為の問題性を検討することに努めた。

### 小野家資料による大谷村の研究

金光 和道（助手）

教祖を大谷村の諸状況との関係から明らかにするため、小野家資料を中心とした大谷村の研究をめざしている。これまでその第一歩として大谷村小割帳（享保十五年から明治四年までの一四一年間のうち、九四年間一二四冊残っている）をとりあげ、解読文字化をすすめた。この作業は昭和四十七年からすすめてきたもので、今年度をもって完了した。続いて「小割帳による大谷村の研究」をすすめるため序章として次のことがらを記述した。

- 筆写に到った理由及び筆写の方針
- 小割帳一般についての紹介
- 大谷村小割帳の残存の様子

- 小割帳作成と蒔田役所提出の関係
- 時代の変遷と小割帳記載方法の変化
- 本帳・控帳の性格及び違いについて
- 内容及び計算方法

## 教団史としての教義

——「立教」概念の成立過程に関する考察——

佐藤光俊(助手)

本稿では、教義に教団史的側面からの説明を与えることを目的として、教団成立期における教義形成、なかんずく「立教」概念の史的説明を試みた。

教団組織公認化のため、教団組織者たちは「慎誠十二條」を中心に教義を形成した。ところが、教祖像は、出社、信徒群の結収、即ち教団の実態的組織化のために造出されることとなる。したがって、「教祖像の造化」は、明治三十三年の教団の公的成立以後、組織的にも信仰的にも一層重要な課題となっていた。教祖像造出にとって重要なことは、それによって教団の成立根拠を示すこと、換言すれば、教祖における教義起源を教団紀元として歴史的にも実質的にも描出しようとする努力であった。本論では、特に

明治四十年に入って台頭する「新光」グループにあらわれた「立教」概念を分析することで、「立教」を教団史の視点から把握することに努めた。

## 金子大明神における初期信仰的

### コミュニティの形成論理

高橋行地郎(所員)

(意図) いわゆる「立教神伝」について、そこに本教教義の中核があるとの従来の視点に重きをおかず、今回は農耕生産者集団としての村落共同体にとっての意義、役割という観点から、その意味世界を追求した。

(方法) 『覚』の安政六年の逐一の記述内容に関し、『言行録』の伝承や、民俗学研究、地方史研究、思想史研究による村経済、村構造、農民倫理、思想についての諸成果を活用して解釈した。

(概要) 大谷村における幕末期の農村分解と農耕生産の不安定という終末的状況の具体相を明らかにした。次に、その崩壊した生産的コミュニティを再構築するためには、(1)農業、家業に出精すること、(2)農耕生産行為と密着し、それぞれ機能分掌していた諸神仏のバランスを復活すること、(3)新規の論理の遂行より、日

本古来の「神人和融」思想へ復帰すること、即ち信仰的、コミュニティの形成の必要があったとした教祖の信仰の姿を描き、その願いが「立教神伝」に結実されていく過程について考察した。今後は、教祖の信仰的コミュニティの構築や古来復帰思想の形成についての思想的意味に関し厳密を期したい。

## 『金光大神覚』研究ノート

竹部 教雄(所員)

「生神金光大神、生まれ所、なにか古いこと、前後とも書きだせ」との天地金乃神様のお知らせによって書き始められる『金光大神覚』とは一体いかなる性格の書物なのか、という課題究明をめざして、一面では記述された一つ一つの事蹟がどのような文脈のもとにあるかを辿りつつ、他面では何がこのような『覚』を記述せしめたのか、その記述の背景なり動機なりを探っている。

四十八年度は、前者については、文治大明神の立場から、金光大神の生誕より三十五才までの事蹟の意味を読みとるという解釈作業をすすめた。後者の問題については、かつてこの主題をとりあげてなされた共同討議「『金光大神覚』の教祖にとっての意義」

(第26回総会記録)に若干の検討を加えることによって、今後この面

の考察をすすめる予備作業とした。そのいずれも研究ノートの段階にある。

## 金光教における初期信仰者群出現の時期に関する一考察

塚本 憲正(助手)

(意図・方法) 赤沢文治のところへ信奉者が参ってくるようになったのはいつの頃からか、又彼らはどういうこととして参って来たのかということ調べるのが研究の意図である。本稿ではそのうち時期に関して考察を加えた。方法としては、『高橋富枝自叙録』で安政四年に文治のところへ参ったといわれている高橋富枝の参拝日について資料批判を行ない、つづいて参拝に関する他資料の批判検討を行なった。

(概要) 高橋富枝が教祖広前に参ったのは、安政四年ではなく、文久年間であることが明らかとなった。又、文治のところへの最初の参拝者は資料批判に耐えられる記録によれば、安政五年三月十七日の坂根利三郎の参拝をもってそれと考えられる。

(今後の課題) 初期信仰者群出現の過程、様相等について『願主歳覚書帳』『金光大神覚』の記述、これまでの研究等を足場に

して研究をすすめていきたい。あわせて、文治の信仰を側面から明らかにしようればと考えている。

## 金光大神言行録研究の諸課題

福嶋 義次(所員)

言行記録類の研究課題を浮上せしめることは、近い将来に予測される編纂作業にとって重要なことはいまでもなく、現在研究が進められつつある『覚』研究や、教団初期の歴史研究にとっても欠かすことはできない。それは、金光大神の信仰と取次が歴史化されていく結び目と深くかかわるからである。そこで、次のような構成をもって言行記録研究の諸課題を論及してみた。

### 一章 資料批判的側面から見た言行記録研究の諸課題

(一節) 金光大神言行記録成立過程と教団の伝承回路について

(二節) 記憶・口承による伝承資料の諸課題 (三節) 自記・筆写過程による伝承資料の諸課題

二章 金光大神研究との関連で浮上する言行記録研究の諸課題

(一節) 研究性格と資料性格とのバランスについて (二節) 言

行録にあらわれた金光大神の諸事蹟 (三節) 農業差止までの事蹟伝承の諸問題 (四節) 農業差止と関係事蹟 (五節) 臨場感

および演出言語 (六節) 伝承の差異性について

### 三章 関係理解の学としての教義研究と言行記録

(一節) 教義の乏しさについて (二節) 関係理解の理解 (三節) 関係辞退と拒否の状況 (四節) 関係への眼差し (五節) 難儀・心の世界・関係の場 (六節) 神名の究明と方法的意味

## 政治・社会問題と本教

——信忠孝一本の教義の成立をめぐる——

藤井記念 雄(所員)

信仰の吟味と教団の革新・展開を課題とする本教において、みずからに体質化された教義、とくに「信忠孝一本」の教義の吟味、検討をぬきにしては、本教がみずからの今日的課題を担っていくことは困難であろう。そうした視点から、信忠孝教義成立の背景を問うた。具体的には、日清・日露戦争時における教団活動の基盤、社会主義思想、とくに森近運平とのかかわり、内務省主催の神仏基の三教会同時における信忠孝一本の教義の成立を扱った。本教は、両戦争に際しての教団活動の拠りどころを「神と皇上」を骨子とする神誠・神訓の三カ条において、両戦争を「義戦」と受けとめ、戦争遂行に協力するとともに、教団としてははじめて

の文書活動を展開して、「忠君愛国」「尽忠報国」なる皇国思想を教内外に宣布し、さらに森近運平の感化救済活動を通して社会主義思想と対決することによって本教の思想的立場を一層闡明し、三教会同に臨んでは「信忠孝一本」なる教義概念を造出して、本教はみずからの思想的立場に自信を深め、教団思想を確固不動のものとした。そうした信忠孝教義成立の過程とその背景を問うことによって、その教義の性格、果たした役割等をも究明してみた。

## 教団史研究方法批判 II

藤 尾 節 昭 (所員)

四十八年度の研究報告においても、四十七年度に引続き、従来の信仰展開論を批判し、歴史研究の方法を見出そうと試みた。

展開論には、信仰の危機という意識が欠如していることが判明した。今日の状況下においては、信仰の危機意識に立脚せずには教団史研究を進め得ないと思われる。危機意識を研究の基盤に据えることによって、今日まで教団がかかえさせられてきた問題性とその歴史的様相を明らかにし得る方法があることを確認し得た。現在の信仰状況を歴史的な問題状況ととらえることによって、問題状況を形成した過程として歴史を見る方法である。

なお、従来、あいまいにされてきた歴史研究の領域を、右の方法に立てば明確にし得る可能性が生じてきた。教政史、教義史、布教史等の領域を設定し、これらを究明することの限界性と有効性を明示することができると思われる。

### 論理と非論理の世界

——救済者と民衆との対話を中心として——

真 鍋 司 郎 (所員)

苦悩する民衆が自らの問題解決を何にどう求め、その問題がどう解けていったかという問いが、当面する問題である。今回はこの問いを「金光大神言行録」にみられる二、三の人物に絞って、民衆がどのような経緯を辿って金光大神にまみえることになるか、その出会いの動機・事情と、民衆と金光大神との出会いをおしえてうかがえる両者の対話の中で探ってみた。

このことと言及しえたのは、民衆が救済されていく姿、信仰の世界には、論理性や定式性を超えた対話者同士の生きた関係の世界のみが顕然として展開しており、我々はまずこの事実の前にひれ伏さねばならないということである。

信仰における非合理の面が注目せられている今日、このことが

単なる時代的な要請に即した表層的な追究にのみかりたてられ、とどまらないためにも、改めて救済者と民衆との対話をとおしてうかがえる論理性を超えた関係の世界に目をむけることがある。

### 紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、本所の研究内容、方法および成果等について所外からの批判検討と指教を仰ぐために、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今回はさる昭和四十八年十二月七日、その第五回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、教団史関係の論文二篇、即ち、紀要十三号掲載、藤井記念雄「戦後教団の動向と諸問題」、宮田真喜男「教団統理者選出の変遷」、であった。以下にその検討の主な内容を掲げることとする。

なお、出席者は、所外から棚橋信文、藤原務正、田淵徳行の各氏、所内から藤井記念雄、宮田真喜男、福嶋義次、藤尾節昭、久保田紘二であった。

#### 藤井論文

○ 戦後教団において、本教信仰が時代価値とか政治価値とどの

ようにかかわっていたかに焦点を据えているのだが、そこでの問題の一つに、信仰の概念化、理念化という問題が浮上してくる。とりわけ戦後の教団営為のなかで生まれた御取次成就信心生活運動の成立過程のなかに、そうした教団の歴史認識の視野を見極めていくことによって、今日なお継続されている運動の問題性をとらえることができる。

○ 敗戦の結果、混迷・空白ということが教団のなかにもみられたということと、あとで「信教の自由」ということを取り上げてくる場合の取り上げ方との脈絡の問題であるが、敗戦によって眼前にあらゆる問題が露呈され、国内はもとより世界的に新しい秩序に向っていこうとする、そういう難儀に対していよいよ本教の出番が来たのだ、勇躍布教する機会が到来したという受けとめ方をせずに、教団、教会が一緒に混迷したということはどこから来たのだろうか。その辺のことが、次の取次運動が理念的なものとして、あるいは教政的なものとして浮び上がってくる理由ではないか。そうとすれば、戦前における教団の体質を分析していくということが一応先行しなければならぬのではないか。

○ 戦後教団においては、体験的認識方法でもって状況把握を行なっているという点を問題化しているが、そうした歴史観は本教信仰から必然的に出てくるものなのか、あるいはこの歴史観自体信仰にとって評価できないものなのか。信仰にとっての体験主

義とは何か、という問いを今一度吟味してほしい。

○ 論文では、戦後発足した取次運動を教政的なしかも規範的なものとして性格付けをしているが、発足当初においては、信仰実践的なダイナミズムのようなものがあつたのであつて、むしろ年数を重ねることによって運動が次第に理念化していき、教政的色彩だけのようなものに変質していったという、その要因を見ていることがいるのではないか。

○ 取次運動が信仰意識から表出したものでなく、宣教意識に立脚したものであるという理解の仕方がされているが、運動が直ちに信仰感覚から離れていると言えるかどうかの問題がある。取次運動成立過程における動きを、神前奉仕によってあらわされていく信心と、教監邸会議や教学部参与会など教政の母体となつていくものとの関係を明確にすることによって究明されたい。

○ 同時代史を研究の対象とする場合、評論化する可能性があることに留意しなければならない。史的事実を客観的に明らかにしていく研究方法は、現在の教務・教政に直結しているだけに、ややもすれば過剰な意味付けをしたり、価値を付与することになりやすい。

#### 宮田論文

○ この論文の主旨は、今日教団において、教団の歴史を教祖の信心を自覚したという一面だけで把握していることに対する問題

提起である。そうした信仰観は、信仰の自覚という方向のみで資料が選出され語られているものだが、その方向から除外されたりあるいは漏れた資料からは一体何が見えてくるのか。つまり、信仰の自覚という視点に基づいて収集された資料からは、教団統理者選出の方法を家邦管長が世襲制に変えたことによって教祖の信心と懸隔を生じたとか、あるいは家邦管長の信仰観を低次元のものとして位置付けてしまうことになる。しかし、取り上げられなかった資料からはどういった信仰のイメージが浮んでくるのか。そうした面の究明によって今日の信仰の実態を教団統理者変遷の歴史という側面から説明する手がかりが得られるのではないか。

○ そうした視点から、本教における昭和九年十年事件の渦中で生じた行政責任者と信仰指導者を別立させるといふ、いわゆる二元論に焦点を据えているのだが、そこでの問題の解決策として用いられた両者の一元化ということがどういった教政的背景のもとに言われ出したのか、その辺を今一度検討する必要があるのではないか。そのことによって、今日の教団において問題化されている、教主と教監との関係、教主選挙の問題、また金光三家を含んだ教統問題などをみていく視野を得ることになるからである。

○ 論考の中心点となつている教政を吟味していくということを更に究明してもらいたい。ここで触れているように、事件の中心人物であつた家邦管長はたしかに庶子の立場であり、また血脈裁

判によって正統家督者が金光正家に移ったということはあるけれども、管長自身教祖の血脈には変わりないわけである。そうとすれば、事件の問題性を、血脈関係を中心にした統理者の問題とか、あるいは二頭体制の問題ということで論述し得るかどうか。

また、管長はある意味では信仰的にも絶対の威厳を保持していたのであり、神前奉仕者が本教信仰の本流であり、管長という立場が国家の任命を受けた政治的色彩の濃いものであったというき

わやかな認識もあったようにには思われない。

更に、「財の公明」の問題についても、九・十年から十六年の教規改正の過程において、金光様のところで解決したという評価も歴史を一面的にのみ解釈したものであろう。要するに、当時の教政を動かす重要な基盤となっていた支部々長会議の動きを今一度検討し、信仰と教政とがどのように関係し合っていたかを究明されたい。

## 彙報

— 昭和四八・四・一〜四九・三・三一 —

昭和四十八年度の業務概要……………	一五五頁	研究生の養成……………	一六〇頁
研究報告……………	一五五頁	評議員会……………	一六一頁
研究発表会……………	一五六頁	嘱託・研究員……………	一六一頁
教学研究所総会……………	一五七頁		
金光大神言行記録検討会……………	一五七頁		
『金光大神覚』索引の作成……………	一五七頁		
『金光大神覚』に関する資料の収集整理……………	一五八頁		
教団史資料の収集整理……………	一五八頁		
信心生活記録の収集整理……………	一五九頁		
教祖伝記奉修所資料の整理……………	一五九頁		
小野家資料の整理……………	一六九頁		
各種会合への出席……………	一五九頁		

## 昭和四十八年度の業務概要

本所は、昭和四十五年度から、室構成をとって運営をすすめてきた。このことは、このようなかたちをとりつつ、本所の研究、運営、資料の収集・整理のあり方等研究のあり方について根本的検討を加えてきたことを意味する。

本所がかかる検討を加えざるをえなかったのは、研究所設立以来漸次研究が内実を得てくるにつれ、設立当初考えられた研究組織をもってしては、研究自体を進捗せしめえないという制度上の問題が次第にあきらかになってきたからである。四十八年度になって一応、現在のすすめ方に結論を得たので、室構成を「室制」として制度的に定着せしめた。その理由とするところは次の二点である。

(一)、従来の部制では、その部に既定の研究分野、領域を設定しており、その分野を共通にすることが、部構成の条件となっていた。しかしこの「室制」では、まず、研究者個々の研究的関心、動向を中心に考え、研究者それぞれの要求に応じて自由な研究者の結合関係をもって研究をすすめることとした。すなわち、「室」とは研究者の研究的関連を中心にした人的関係をもつての組織的単位である。したがって、今後も、研究者の研究的要求にしたがって室の分化、統合が自由に起こされてくることになる。

(二)、(一)に関連して、本所が教団の公的機関である以上、その責任を果していくうえで、研究管理体制を確立することが必要である。ここに部長制と違った研究管理の仕方がなされねばならない。そこで、各室に室長を設け室を代表する責任を付与し、その研究の面から所の運営に参画せしめる。したがって、室長の責任の性格は室に対してのみそれを負うという限定されたものである。部長制との比較でいえば、従来の部長の研究管理の機能は室長に移行し、部長は所長を助け、研究管理面を含め研究所全体の運営に参与するという、統轄的な運営責任をもつこととなった。

以上のような動向と理由によって、四十八年度の本所は、研究組織・管理組織のあらたな編成替えを行なってきた。

## 研究報告

昭和四十八年度の研究報告は、四十九年二月をもって提出し、所内関係者による内容の検討を行なった。

その報告のうち、研究論文の体裁をもつたものについては、一部を「研究論文」として、他を「研究論文概要」として、それぞれ本号に掲載している。それ以外の研究報告の概要もしくは研究状況を以下に記す。配列順序は五十音順である。

○ 岩本徳雄(助手)

昭和四十八年十二月十一日より教内図書を通覧し、言行記録資料に未だ収録されていない教祖言行録收拾の作業を開始し、二月十一日現在一〇八項目を整理した。同時に、金光四神教語五〇項目と、直信その他の人物および関連事項の調査・記録をつづけている。

○ 小野鍊一（助手）

研究の課題、方法を見出すべく、自己確認の作業を行なった。

○ 齋藤東洋男（所員）

金光大神言行記録検討会メンバーとして、『資料金光大神言行録』の編集作業に従事し、同資料にしるされた人物と同資料関係者の経歴をまとめる作業を行なった。

○ 高橋一邦（所員）

金光大神言行記録検討会メンバーとして、『資料金光大神言行録』の索引の作成・検討・校正に従事した。

○ 早川公明（助手）

修験者と教祖との折衝に考察を加えることが当面の研究課題であったが、四十八年度は主として修験道一般（歴史・組織・機構・儀礼・教義・宗教的世界観・社会的機能）の理解を深めることとした。そこで、修験道関係の書物数篇の文献問題を以下のような体裁をとって行ない、それを通して修験道の内容整理を試みた。

第一章 山岳信仰の変遷

第二章 修験道組織とその動き

第三章 修験道儀礼と宗教的世界観

第四章 定着修験者と庶民

## 研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆、批判をうけて、研究の関連を相互に確かめあい、各自の研究を充実し促進することを願って、以下のごとく実施した。（48年4月～49年3月）

○「立教神宣」から「立教神伝」へ

—— 教団史としての教義 ——

佐藤 光俊 7・14

○説教の研究のための助走

—— 仏教の説教の歴史 ——

山田 実雄 7・14

○向明神の教祖の頂き方と働きについて

塚本 憲正 7・27

○初期本教の教勢について

—— 齋藤重右衛門師のご祈念帳（慶応元年）の分析 ——

沢田 重信 8・13

○教義史における伝統と近代化

—— 青年教師（「新光」）にあらわれた意識 ——

久保田 紘二 9・20

## ○教団統理者選出の変遷

— 昭和十六年教規改正をめぐって —

宮田真喜男 9・20

## ○近世における修験者の位置とその役割を知るために

早川 公明 9・26

## ○方法上の問題について

小野 鍊一 12・18

## 教学研究 所 総 会

## 第二十八回総会（昭和四九・二・二四）

## 趣旨

四十八年度の総会は、本所の現在すすめている研究の新たな視点と方法を得るべく、日本思想史において、宗教がどのように意味づけられるかという観点から、教外識者の講演を願い、講師と懇談することを中心に開催した。

また、研究所関係者と本所職員が、相互に研究現況の報告、意見交換を行ないながら、人的交流を図る懇親の場を併せもった。

## 行事

## 1、講演

「日本思想史における宗教史研究の意義」

安丸良夫氏（一橋大学助教授）

## 2、質疑応答、懇談

司会 瀬戸美喜雄、高橋行地郎

## 3、懇親会

司会 佐藤光俊

なお、講演と質疑応答、懇談の詳細は、「金光教報」昭和四十九年五月号に掲載した。

出席者は、本所職員その他、評議員二名、東出職員一名、本部機関職員一六名であった。

## 金光大神言行記録検討会

取扱う資料範囲を拡張ざるを得なくなり、昭和四十八年度から、教典編纂委員会資料検討会という名称を表記のように変更した。

昭和四十八年度は『研究資料 金光大神言行録』4～5巻をタイプ印刷に付した。その作業を終えて、1～5巻の事項・神名神号・人名・地名等の各索引を作成した。

## 金光大神覚索引の作成

用語索引ならびに用字索引の作成作業を、通算42回行ない、四

十九年十二月に予定されている刊行のための原稿作成を一応終了した。

### 『金光大神覚』に関する資料の収集整理

昭和四十八年度は以下のごとく実施した。

#### (1) 調査・収集

##### (a) 堅盤谷の元金神小野はるについての調査

(イ) 佐々木春太、萩原辰次、小野義雄（小野はるの関係者）、高橋道範（小野家の檀那寺、高德寺の住職）の各氏より資料聴取（1月27日、聴取者——真鍋、高橋行、金光）

(ロ) 小野義雄氏より資料聴取。金神遺跡、小野家墓地の写真撮影（3月16日、聴取者——高橋行、金光、塚本、真鍋）

(ハ) 高德寺の過去帳筆写（5月24日、収集者——高橋行、金光）

(b) 香取繁右衛門の直信丸山善照について、須田実氏（香取金光教真神教会副会長）より資料聴取（2月6日、聴取者——真鍋、高橋行）

##### (c) 小幡彦助に関する調査

(イ) 小幡篤夫、小幡多位助両氏より資料聴取。円乗院（小幡家の檀那寺）の過去帳撮影（4月18日、収集者——瀬戸、金光、早川）

(ロ) 小幡さよ氏より資料聴取（5月25日、聴取者——瀬戸、金光、早川）

##### (d) 大谷周辺の風俗、習慣についての調査

(イ) 菅原於琴氏より、お産のこと等について資料聴取し、文字化（4月21日、聴取者——瀬戸、高橋行）

(ロ) 浅山勘一郎、河手多助、河手義孝の各氏より、風俗、習慣について二回資料聴取し、文字化（7月6日および9月25日、聴取者——瀬戸、高橋行、金光、塚本、早川）

(ハ) 原田友恵氏より、各種講、祈祷並びに国枝三五郎のことについて資料聴取し、文字化（3月23日、聴取者——高橋行、塚本、早川）

#### (2) 整理

##### (a) 文字化された資料

旧二、四部時代の資料並びに『金光大神覚』に関する資料の基本カードを作成（約130点）

##### (b) 写真類

アルバムに番号を付し、基本カードを作成。教祖事蹟等について、写真のないものの補充

##### (c) 物品類

民俗資料等を整理し、基本カードを作成

### 教団史資料の収集整理

豊岡教会所蔵の武田九平関係資料六十九点を、近畿布教史編纂

室の協力を得て収集し、資料目録の作成・複写作業を行ない整理した。

### 信心生活記録の収集整理

本所発足以来、信心生活記録収集整理の作業を重ねてきているが、四十七年度にその意義を一層明確にすることを求めて、研究資料としての価値の問題、資料の収集方法の問題等について反省、検討した。

四十八年度は、この反省にたつて、信心生活記録収集のあり方を模索しつつ、収集を継続、川本教会長厨嘉太郎師について実施した(S・48・5・16～17)。  
(川本教会にて)

その後、収集した資料をもとにレポートを作成し、検討会(S・48・7・10)をもって、整理方法を検討した。

### 教祖伝記奉修所資料の整理

昭和三十六年度に整理したプリント資料二二二点の索引作成と、資料一点ずつの部数の確認作業を四十八年度で完了した。

### 小野家資料の整理

○大谷村小割帳(享保十五年～明治四年までの一四一年間のうち九十四年間残存)一二四冊の解読を四十八年度で完了した。

○所在確認のため諸入用足役帳(割後も含む)八五点、大谷村絵図(測量図等)五点の基本カードの作成と整理番号を付した。

○永代御用記元治二年～慶応元年を解読し紀要に掲載した。

### 各種会合への出席

四十八年度は以下のとおり出席・傍聴した。

#### ○学会

歴史学研究会(5・26～27)二名

日本宗教史夏期研修会(8・6～8)二名

日本民俗学会(10・6～7)一名

日本宗教学会(10・12～14)三名

関西哲学大会(10・20～21)一名

#### ○講習会

NCC研修ゼミナール(9・4～6)一名

#### ○教内会合

第五十回通常議会(3・15～16)二名

第五十一回臨時議會(7・12)一名

金光教平和祈願広島集会(7・29)一名

青年運動協議会(8・13)一名

関東・東近畿教区青年教師合同協議会(9・7・8)一名

## 研究生の養成

新しい研究者の養成は、教学研究の展開を求めるについて欠くことのできぬことである。それは、研究者を養成していく営みをとおして、新たな研究課題・視点・方法等が発掘され、そのことによつて教的内容がより豊かになるばかりでなく、所における研究者の研究内容が吟味され、展開せしめられるという意味をもつところからである。

四十八年度研究生研究実修

四十八年度は岩本徳雄(乙島教会)が研究生に委嘱され、五月十五日より十一月三十日迄所内実修を行なった。なお今年度は教祖九十年祭を考慮して、入所時期を半月繰り上げた。

実修の概要

(1)基礎研究

a、索引作成

『尋求教語録』を人名、事項にわけて作成した。

b 資料紹介

『金光大神覚』『教団史』『金光大神言行記録』関係について行ない、研究生主査が担当した。

(2)レポート作成

a、文献解題(四回)

b、『尋求教語録』索引作成に伴う解題

c、実修テーマ設定のためのレポート

d、実修レポート

実修レポートは研究生期間の研修の成果をまとめることを願いとして提出された。なおテーマは、「四御神をおつて」であった。

(3)資料調査

片岡次郎四郎関係調査二回(才崎教会)

神田筑前関係調査一回(神田家)

資料調査は実修内容との関連で自主的に行なわれた。

(4)その他

所内各種会合ならびに教内各種会合傍聴、儀式事務御用奉仕、各種行事の運営事務、夏期自主調査。なお、岩本徳雄は十二月一日付で本所助手に任用された。

評議員会

評議員制度は、教団の教学研究機関としての本所の運営が、全教的視点にたつて適切にすすめられていくために設けられている。

四十八年度では、四十九年度の本所の方針・計画の大綱及び予算案の審議を議題として、第十九回の評議員会を開催（49・2・8）した。

審議の焦点は、室構成をとって運営をすすめていくうえの問題点の確認であった。主要なる点は、(1)部長と室長の権限の内容、(2)「部」から「室」への移行過程にあった問題、(3)所長の研究管理と個人の研究関心の関連、であった。

囑託・研究員

四十八年度は、研究員連絡会議をもてなかつた。

なお、畑研究員から「姉崎正治先生生誕百年記念講演会」に出席した報告書が提出された。

金光教学十三号正誤表

214	〃	196	180	176	144	143	131	130	96	56	〃	35	頁
下					下						〃	上	段
5	〃	11	△ 1	12	8	6	1	7	10	2	〃	10	行
二十八	諸々	金光大神文治	縫助	処点	護魔	太郎	様左	栗尾かな	繁衛衛門	危俱	保全	經承	誤
十八	諸所	文治をとる	縫殿助	抛点	護摩	太老	左様	栗尾なか	繁右衛門	危惧	保持	承繼	正

目次「大谷村と巡見使—金光教祖と巡見使—」の副題をとる

---

昭和49年9月20日印刷

昭和49年9月25日発行

金光教学第14号

編集・金光教教学研究 所

印刷・榎玉島活版 所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口郡金光町

---

## 発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととして、いま少しく陣容もとのいい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所有長 大淵千仞)

# JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by  
Konkokyo Research Institute  
Konko, Okayama, Japan

1974  
No.14

---

## CONTENTS

SHIGENOBU SAWADA

- The Beginning Stages of Konko-kyo  
—An Analysis of Saito Jyuemon' s Gokinen-cho ..... 1

MIKIO SETO

- The Social and Financial Stages of Otani  
Village toward the End of the Tokugawa Age  
—Viewed through the Background of  
Akazawa Bunji's Ethical Practices .....27

JITSUO YAMADA

- Aspects of Konko-kyo's Propagation in the  
Meiji Era and Its Problems.....55

MAKIO MIYATA

- The Historical Changes in Methods of  
Electing the Head of Konko-kyo (II)  
—Dealing with the Konko-kyo  
Constitution of Showa 16 .....95

Materials for Research: The "Ono" Documents (No.8)

- Eitai Goyoki ..... 128

A List of Brief Outlines of Papers written by the Staff of  
The Konko-kyo Research Institute in the Fiscal Year 1973 ..... 146

The Summarized Records of the Meeting for the Criticism  
of the Papers contained in the Previous Journal ..... 154

A List of Activities of the Konko-kyo Research  
Institute in the Fiscal Year 1973 ..... 161